

# 会報

第40号

国立大学協会

昭和43年6月

# 会 報

(第 40 号)

## 目 次

新設大学について……………藤野清久…(1)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(5)
  - (1) 理事会(43.2.9)……………(5)
  - (2) 理事会(43.4.18)……………(7)
  - (3) 第1常置委員会(43.1.18)……………(12)
  - (4) 第1常置委員会(43.2.16)……………(13)
  - (5) 第1常置委員会(43.4.18)……………(16)
  - (6) 第2常置委員会(43.4.19)……………(16)
  - (7) 第3,第4常置合同委員会  
(43.1.17)……………(17)
  - (8) 第3常置委員会(43.1.17)……………(20)
  - (9) 第3常置委員会(43.2.9)……………(21)
  - (10) 第5常置委員会(43.4.18)……………(22)
  - (11) 第6常置委員会(43.3.9)……………(23)
  - (12) 第7常置委員会(43.1.25)……………(25)
  - (13) 科学技術行政特別委員会小委員会  
(43.3.26)……………(26)
  - (14) 医学教育に関する特別委員会  
(43.1.18)……………(28)
  - (15) 医学教育に関する特別委員会  
(43.2.13)……………(30)
  - (16) 医学教育に関する特別委員会  
(43.4.19)……………(33)
  - (17) 教養課程に関する特別委員会  
(43.3.7)……………(34)
  - (18) 教養課程に関する特別委員会  
(43.4.17)……………(37)
  - (19) 研究所特別委員会(43.1.19)……………(39)
  - (20) 研究所特別委員会(43.2.12)……………(41)

(21) 研究所特別委員会(43.4.17)……………(43)

(22) 日経連主催学卒者就職問題懇談会  
報告(43.4.30)……………(44)

2. 諸会合(昭和43年1月~4月)……………(46)

### B 意見書等

1. 「科学技術基本法案要綱」(案)に対する意見について……………(47)
2. 「科学技術基本法案要綱」に対する意見について……………(47)
3. 「科学技術基本法案」に対する意見について……………(48)
4. 「科学技術基本法案」に対する当協会の意見について……………(48)
5. 昭和43年度予算の学生厚生補導に関する経費について(報告)……………(49)
6. 警官の学内出動に関する警視庁の方針について……………(50)
7. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について……………(50)

### C 予算・決算

1. 昭和42年度歳入歳出決算……………(53)
2. 財産目録……………(54)
3. 昭和43年度歳入歳出予算……………(54)

### D 調 査

昭和43年度国立学校特別会計予算小観  
佐藤 憲三…(56)

## E 資料

1. 最近の学生運動に関する意見  
第3常置委員会……(78)
2. 国として推進すべき研究に関する国  
公立試験研究機関・大学・産業界等の  
連携方策に関する意見  
科学技術会議……(79)

## F その他

1. 学長・役員等の異動について……(83)
2. 玖村前福岡教育大学長の弔慰につい  
て……(83)

3. 罹災大学に対する災害見舞について…(83)
4. 大学設置審議会委員候補者の推薦に  
ついて……(83)
5. 第95回電波監理審議会聴聞の開催に  
ついて……(84)
6. 寄贈図書……(84)
7. 窓  
○琉球大学長の総会出席について……(52)  
○神戸大学経済経営研究所の経営分析  
文献センター……(55)  
○狭くなったキャンパス……(85)

# 新設大学について

藤野清久

国立大学の内で旧帝国大学は少なくても40年、その大部分は60年から100年近い歴史を持っているのに対し、新教育制度の下に設置された新設大学は、創設以来ようやく20年を経過したに過ぎない。この経過年数の相違が大学としての発達段階にかなり顕著な開きを造り、現在の両者の間には外観内容ともに大きい格差をつけていることは否むことのできない事実である。

このような格差を是正したいという希望は、新設大学はそれぞれ持っているであろうし、その他の方面からもいろいろな形で現われてきている。この問題は一朝一夕に解決できるものではなからうが、是正できるものに対しては望ましいことである。

しかし、格差是正といっても地ならしをすることではなく、伸び遅れている所にテコ入れをして、爾後の伸びを促進するという意味でなければならない。以下、新設大学の現状を眺めながらこの問題を考えてみよう。

新設大学は、わが国としては全く新しい平和的で民主的な新体制の下に生れたという生立ちから言っても、大学の管理運営の原則についてはなにか民主的で新鮮な新機軸が考え出されてもよさそうなものであったが、わが国では、民主主義そのものすらいまなお身につけていないのであるから、まして、設置当時にはそのような望みがやすやすと実現される状態ではなかった。一方、旧帝国大学では大学の自治と自由という極めて民主的で、学問の場にとって不可欠な基本理念ができていたので、新設大学も問題なくその旗下に組み入れられて、ともに歩んできたのである。

しかし、大学における自治や自由は、旧帝国大学の内でも特に歴史の古い大学が、その長い発達過程において、幾多のながい経験となみなみならぬ努力とによつて基盤を築きあげてきたものであるから、新設大学がこれを理論の上で理解できても、経験がなく、実感も伴わないのであるから、その真髄に触れることはなかなかむずかしいであろう。やはり、新設大学自体がかずかずの経験を経て、確固とした基礎を造りあげるまでには相当の時間を要するのである。

大学の使命は、いまさら言うまでもなく教育と研究とであるが、旧帝国大学は、これら両者の調和のとれた組織の上に立って、発達してきたのに比べ、新設大学の多くは、教育を重点に置いた違った組織の学校を前歴としているため、現在においてもその惰性がどこかに残っていて、これに種々の原因がからみ、研究が軌道に乗って推進されるような仕組みになっているとは考えられない。これらの点から見れば、新設大学はなんと言っても、成長の途上にあると考えねばならない。

このような現実の姿に目を覆わないで、事実をはっきり見きわめ、その原因を追究して改めるべきは改めるとともに、しかるべきテコ入れを施して、新設大学が早く成長を遂げるよう方策を講じることが肝要である。

特に、新設大学の研究体制の振興に関しては、直接教育内容に影響を与える重要なことがらであ

り、また、大学の教育的・研究的活動が日々進行しているうえからも急を要することであるから、新設大学を目標とする方策が講じられる場合の好適な問題であると考え。以下自然系分野を対象として、この問題を具体的に述べる。

第1表は、去る4月1日から3日間に東京で開催された日本機械学会総会において発表された、合計348題目の学術講演を、機械部門的区別を離れて、講演者が属する機関別に分けた発表件数の比率を表わしたものである。

機関の種類としては、1.旧帝国大学、2.新設大学、3.その他の国立学校と公・私立大学（表には公・私立大学等と表わす）、4.企業体、および5.国・公立研究所試験場等（表には国・公立研究所等と表わす）の5つであって、大学と企業体とに属する研究所等はそれぞれの母体機関に加えた。

このように分類した意図は、新設大学の研究活動の一端でも知りたいと考えたため、特に機械学会の講演を選んだのは、最近国立大学に機械ならびにその関連学科が増設せられた大学数が多く含まれていることと、同学会では、発表された研究成果をすべて論文集に掲載することになっているから、まとまった研究が発表されることと、国立大学においては、機械系の学科は大部分が工学部に設けられているため、統計がとり易いこと、が理由である。

研究に参加した人数は1題目当たり2.2人であった。

第1表 研究成果の発表件数の比率 (%)

旧帝国大学	新設大学	公・私立大学等	企業体	国・公立研究所等	合計
44.6	15.8	18.1	15.2	6.3	100 (348件)

なお、もう一つの例として、上記の場合と同じ作業を去る3月31日から6日間に関西で開催された日本化学会年会における発表講演件数について行なった。この場合は、全会場の約半分にあたる第1から第12会場までにおいて発表された合計1,608題目についてであって、研究者が属する学部は、広く工学・理学・農学・薬学・その他にわたっており、また共同研究者が2つ以上の機関から出ていることもあって、発表者の所属が明確でないためのまちがひもあらうと思われるので、概数であるが第1表に該当する数値（研究成果の発表件数の比率%）は、旧帝国大学44強、新設大学16弱、公・私立大学等19、企業体10、国・公立研究所等11強、合計100（1,608件）であって、研究に参加した人数は、1題目あたり3.1人であった。

これらの数値は、機械系の場合と全く別の作業によったものであるにも係わらず非常に近似した結果となり、われながら驚いている次第であるが、偶然の一致であろう。

さて、以上の機械系と化学系の2者を眺めて、はっきり言えるのは、わが国のこれらの分野における研究活動は、旧帝国大学に負うところが極めて大きいということである。つぎに、新設大学の発表件数は、旧帝国大学のそれに対して約35%に当たっている。この数字は研究機関団の規模によって評価が変わってくるので、規模の大きさを講座数で表わすことにした。機械系では、関連研究の主力となっているものとして、学科名に機械の名のつくもの全部と、機械系と考えられる精密工学や機関学を加え、（化学機械は化学系に入れた）それらに属する講座数を集計した。同様に、化学系として

は、化学の名のつく学科全部と高分子工学や醸酵工等の学科を加え、それらに属する講座数を集計した。その結果、講座総数は（昭和42年度）

機械系では	旧帝国大学	160 講座
	新設大学	290 //
化学系では	旧帝国大学	347 //
	新設大学	457 //

となり、これを基にした「講座当たり研究発表件数の比率」は、旧帝国大学に対して新設大学が機械系では19%強（比で表わせば約5：1）、また、化学系では26強（比で表わせば約4：1）に当たることがわかった。

上記の僅かな資料をもって、新設大学の研究活動の状態を判断することは避けねばならないが、少なくとも、ここに挙げた実例の範囲では、新設大学の研究活動が低いことがわかる。従来、その研究活動の高揚を図ることによって、この数字ははるかに高いものに引き上げられることが望まれる。

ついては、新設大学の研究を阻害している原因、あるいは、これを裏返して、今後研究を高揚させるための条件を挙げると、1. 研究陣容の強化、2. 研究組織と設備の充実、3. 研究費の増強、ということになる。この項目だけをみるといかにも月並みで、どこに持って行ってもあてはまるものであるが、その内容は多岐にわたり、その中に重要な問題を含んでいる。たとえば、その一つの研究陣容の強化を取り上げると、教官の定員、教官候補者の養成、教官の確保、教官の待遇、教官の交流等を教えることができる。

これらの細部にわたる問題は、財政や設備等の問題とともに本協会の各常置委員会、特に、新設大学拡充特別委員会において直接間接に検討が加えられているから、いずれその報告に接する機会があると思うので、一般的な問題には触れることを省略し、具体的で特異な問題を一二述べたいと思う。

教育と研究との調和のとれた教育活動がなされるためには、その衝に当たる教官は、それぞれの専門における熟練者でなければならない。

その準備として、次代の大学を背負う後継者を養成する必要がある。その一方で、大学における教官の任用に際しては、基準が次第に高くなってきたことは頗る好ましい傾向で、教官候補者として少なくとも、大学院修了者か、あるいは学位の所持者が要求されるようになった。

この点で大学院博士課程を設置している旧帝国大学では、その修了者の中から教官候補者を自由に選択できるのに反し、一般の新設大学では至極心細いありさまである。言うまでもなく、新設大学では教官候補者を旧帝国大学から頂戴してくるか、さもなくば、自分の大学の卒業生を大学院博士課程を設置している大学に預けて、そこを修了させる必要があるが、これには大学院入学の際に、大きな障壁があって、なかなか希望どおりになりかねるのである。最近新設大学の一部に修士課程の大学院を設けた所ができたが、教官候補者養成の点では如上の悩みがあることに変わりがない。新設大学が、それぞれ博士課程の大学院を設けるようになるのは、まだ遠い将来のことであろうから、この問題については早急に解決する必要がある。

若い教官候補者の場合も同様であるが、一般に教官の欠員補充に際しては、新設大学の中でも特に

地方に存在する大学において困難が多く、どこもその困難を克服して人員の充足に努めている現状である。教官充足の場合に抵抗となるものは、気候風土上の悪条件とか僻地的環境による研究上の不利不便の外に、地域手当の残滓的存在による給料の悪条件といった人為的なものもある。

さらに、せっかく勤務している大切な教官が上述の原因と全く同理由によって、有利な土地に転出したいと思うのは止むを得ないとしても、現実には他大学から引き抜かれ易い状態になるため、地方大学が予期しない被害を蒙ることは珍しくない。

このような例において、教官候補者養成と教官引き抜きの問題は、いずれも大学間の協力と信義によって解決でき得るものとする。

また、教官確保に対しては、地方的な悪条件を補填するための特別措置が考えられることも必要である。

以上、新設大学がかかえている問題の一部を主として、自然系に属する分野を対象として述べてきた。それぞれの大学において、これらの問題の解決に努力を払っているが、それとあい俟って本協会の下で各大学間の協力と支援とを必要とする場合も少なくない。本協会が新設大学に焦点を合わせた木目細かな配慮を払うことによって新設大学の発展に貢献することを望む次第である。

(福井大学長)

# A 事 業 報 告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日 時 昭和43年2月9日(金)午後1時  
場 所 国立教育会館 第2特別会議室  
出席者 大河内会長  
奥田, 福田各副会長  
堀内, 柳川, 本川, 秋月, 和達,  
三輪(知), 中川, 渡辺, 篠原, 八木,  
稻荷山, 井上, 川村, 長谷川, 水野,  
妻木各理事  
藤田第1常置委員会委員長  
小川第2常置委員会委員長  
岡田第4常置委員会委員長  
近藤, 岡田各監事

大河内会長主宰の下に開会。

初めに、会長から、本日の理事会は、昨年  
の羽田事件以来の学生の暴挙に対しかねてから第  
3常置委員会において、その具体的措置につい  
て検討中であったが、この度成案を得たので、  
周囲の状況から見て公表時期を失してもどうか  
と考えられたので、緊急理事会を開催した旨の  
挨拶があって、会務の報告並びに協議に入っ  
た。

#### 1. 理事の交替について

会長から、佐藤弘前大学長の退任に伴い、柳  
川弘前大学新学長が理事に就任された旨報告が  
あり、紹介された。(2月1日付)

#### 2. 最近の学生運動に対する具体的方針につ いて

会長から、本日は主として、第3常置委員会  
で予てから検討していた、最近の学生運動に対  
する意見の成案を得たので、この案文について  
審議を願いたい、なお、これに関連して後刻、  
九州大学長より、過日エンタープライズ号の佐  
世保港入港の際に起こった、九州大学教養部占  
拠事件に関して、当時の状況をお話していただ  
くことになっている旨が述べられた。

次いで、三輪第3常置委員会委員長より、前  
総会以後2回にわたり起きた羽田事件に関連し  
て、取りあえず会長談話をもって学生に警告す  
るとともに大学の反省の機としたのであるが、  
国大協としてそのまま放置しておくことな  
く、態度をはっきりと公表しなければならない  
ような状態になってきているので、過日来、第  
3常置委員会を中心となってその文案について  
検討した結果、別紙「最近の学生運動に関する  
意見」の公表文案が出来上がった。この案は、  
小委員会および要員会において検討し、最終  
案を本日午前の第3常置委員会に諮り、一部字  
句の修正があつて了承されたものである。なお  
この案が、理事会の了承を得れば、本日午後4



時頃記者会見を行ない公表する予定である旨を述べられ、次いで、二宮主事全文朗読の後、審議に入った。

審議の過程において各理事より意見が出され結局表現について一部修正され、別紙（E資料の項の1参照）の通り決定した。

意見の発表は、本日午後4時国立教育会館第2特別会議室で行なうこととし、次回総会において事後承認を求めることとした。

以上で、この問題についての協議は終わったが、今後この意見書に関連して実施細目の如きものを作ることになった。

### 3. 会 務 報 告

会長から次のとおり報告があった。

#### (1) 昭和43年置予算に関する要望について

昭和43年置予算については、昨年末大蔵省査定段階において、硬直化予算のため、大きく削減されるおそれが濃くなったので、12月20日急拠特別会計制度協議会の小委員会を開き、重点事項として、学生増募3,000人とすること、教養課程および大学院の整備、教官研究費、学生補導経費、在外研究員経費の増額にしばらく関係方面に要望することになった。ついで12月23日増田第6常置委員長、藤田学長が大平政調会長その他自民党文教部会関係者と面談し、重点事項について説明の上善処方を依頼し、また1月初め新聞紙上に学生増募が1,500人に査定の記事が出たので、会長より再度大平政務調査会長に増員について善処方を申し入れ、更に、自民党文教部会に同様配慮方を要望した。その結果、学生増募2,700人、研究費、学生補導経費、在外研究員経費等が十分とはいえないが増額があった。

#### (2) 医師法一部改正(案)の国会審議について

12月11日開催の医学教育に関する特別委員会で急拠要望書を作成し、大蔵、文部、厚生各省および衆参両院の委員会関係者に会い要望した。

#### (3) 奨学金の停止・廃止等について

羽田事件に関連して、関係学生に対し奨学金の停止または廃止につき日本育英会のとった措置について検討するため、1月17日第3第4常置委員会を開き、緒方育英会理事長の説明をきき、これについて検討した結果、別紙要望書（会報39号61頁参照）を作成して、育英会理事長、文部省大学学術局長に要望した。

#### (4) 科学技術基本法案要綱(案)に対し再度意見書提出について

予て、科学技術庁において作案中の「科学技術基本法案要綱(案)」は、近く閣議を経て国会に提出されることになったので、科学技術庁から、同要綱(案)につき、国大協の了解を得たい旨の連絡があり、去る1月31日科学技術行政特別委員会の小委員会を開き、科学技術庁の説明をきき、検討の結果、今回の案もなお不満足な点があるので、重ねて文部次官および科学技術庁事務次官宛意見書を提出することとなり、同日和達委員長、篠原名古屋大学長、福田山梨大学長同道の上要望した。（B意見書等の項の1参照）

#### (5) 医学教育に関する特別委員会委員の補充について

弘前大学長の交替によって、委員に欠員を生じたが、委員長と相談の結果、後任の柳川新学長（弘前大学）を推薦したい旨諮られ、承認された。

なお、谷川委員（千葉大学）も近く交替され

る趣きであるので、その場合に後任学長にお願いすることにはどうかと諮られ、承認された。

#### 4. 報告事項

##### (1) 九州大学教養部占拠事件について

このことについては、水野九州大学長より、本日の配布資料「三派系および革マル系全学連学生による九州大学教養部不法占拠事件の概要」によって当時の状況説明があった。

##### (2) 第41回総会の期日について

鶴田事務局長より、第41回総会は次のとおり開催したい旨期日等の説明があり、了承された。

総会 6月25日(火)、26日(水)

なお、6月27日(木)には、文部省主催の国立大学長会議が開催される予定となっていること。

場所は何れも虎の門共済会館とする。

##### (3) 就職あっせん開始時期について

このことについては、近く文部省で会合が開かれる予定であるが、本日前午開催された第3常置委員会にも附議し、当協会としては一応前年どおりとしてはどうかと諮られ、結局本年も前年どおりに取扱うこととした。

##### (4) 昭和43年度国立大学協会会費について

このことについては、事務局長から、昭和43年度国立大学協会の各大学の会費の額について説明があり、原案どおり承認された。

##### (5) 国立大学協会事務規程について

事務局長より前理事会において、ご承認を得た上記規程の印刷が出来お手元に配布したのでご了承願いたい旨を述べ、特に前回の理事会でもお願いしたことではあるが、組織規

程案により、各地区代表大学の事務局長に幹事をお願いすることになっているので、何分のご協力願いたい旨が述べられた。

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和43年4月18日(木)午後1時

場所 霞山会館会議室

出席者 大河内会長、奥田、福田各副会長  
堀内、柳川、本川、秋月、和達、三輪  
実吉、増田、中川、篠原、八木、稲荷  
山、長谷川、水野、妻木各理事  
藤田、小川、福田、鎌田各常置委員長  
近藤、岡田各監事

大内河会長主宰の下に開会

### 1. 報告事項

#### (1) 玖村前福岡教育大学長の逝去について

2月19日に学長を退任され、その直後2月21日に逝去されたことに対し、一同弔意を表し、当協会としては、2月28日大学葬が行なわれるにあたり、弔辞と花輪を贈呈した。

#### (2) 常置委員長の交代について

第4常置委員長岡田東京医科歯科大学長の退任に伴い、福田山梨大学長が、また第7常置委員長玖村福岡教育大学長の退任に伴い、鎌田東京学芸大学長が、それぞれ委員長に互選され、本日の理事会から出席されることになった旨報告し、紹介された。

#### (3) 科学技術基本法案に関し、重ねて意見書を提出したことについて

さきに、閣議決定された科学技術基本法案第19条の修正について、去る3月2日重ねて科学技術庁長官および文部省に意見書を提出

した。(B意見書等の項の2および3参照)  
このことは、既に文書でお知らせしたが、  
(B意見書等の項の4参照)科学技術庁および文部省においても当協会の意見に沿うよう国会提案理由等においてさらにこの点を明らかにする旨が確約された。

(4) 科学技術会議の産学連携方策について

このことについて、科学技術会議よりの申し出により、3月21日同会議議員との懇談会が行われた。詳細については、後刻和達委員長より報告がある筈である。

(5) 奨学金の停止・廃止について

さきに当協会は、奨学金の停止・廃止について、育英会に要望したが、その後森戸会長より、国大協のご意見も検討したが、本会としては既定方針で実施していきたいので協力願いたいとの申し越しがあった。そこで3月4日都内の学長にお集りを願って協議の結果、去る3月11日に川喜田千葉大学長と共に森戸育英会々長に面接し、当協会の要望の趣旨により処理されるよう繰り返し要望した。

(6) その他

「昭和43年度予算案の学生厚生補導に関する経費」について、(B意見書等の項の5参照)2月15日付第6常置委員会委員長名をもって、「警官の学内出勤に関する警視庁の方針」について、2月20日付事務局長名をもって(B意見書の項の6参照)それぞれご連絡したとおりである。詳細については関係委員長より報告をお願いするが、若し確認にはずれるようなことがあれば、国大協にご連絡を願いたい。

I 協議その他

(1) 九州芸術工科大学の協会加入について

昭和43年度より創設された、九州芸術工科大学の本協会加入について諮られ、全会一致承認された。

(2) 常置委員会委員候補者の選考について

九州芸術工科大学の創設に伴い、同大学としては第2常置委員会委員を希望されているが、九州地区からは現在熊本大学が第2常置委員会に所属している。必ずしも一地区1大学に限ることもないので、希望に沿い第2常置の委員候補者とするは如何かと諮られ、異議なく承認され、総会に諮ることとした。

(3) 昭和42年度決算について

鶴田事務局長より、別紙配布の「昭和42年度歳入歳出決算」(C予算・決算の項の1および2参照)について説明があり、異議なく承認された。なお本件は、近藤、岡田両監事の監査済みである旨附言された。

(4) 昭和43年度予算について

鶴田事務局長より、別紙配布の「昭和43年度予算(案)」(C予算・決算の項の3参照)について説明があり、異議なく承認された。

(5) 特別委員会委員の補充について

イ) 科学技術行政特別委員会

(新) 妻木九州工業大学長

(旧) 玖村福岡教育大学長

ロ) 医学教育に関する特別委員会

(新) 太田東京医科歯科大学長

(旧) 岡田東京医科歯科大学長

(6) 大学設置審議会委員候補者の推薦について

文部省より、4月末をもって渡辺静岡大学長と小川東京外国語大学長が任期満了となるので、倍数の候補者を推薦されたい旨申し越しがあったので、従来の渡辺、小川両学長に藤田お茶の水・近藤東京農工各大学長を加え

て以上4人を推薦することといたしたい旨諮られ、了承された。

### Ⅲ 各常置委員会及び特別委員会報告

#### (1) 第1常置委員会 藤田委員長

大学院の問題を審議しているが、先ず、委員の大学における大学院の問題点をうかがいながら検討を重ね ① 大学院に重点を置いた大学に関する問題 ② 大学における学部と大学院の関係 ③ さきに採り上げた「大学院設置基準をめぐる所見」の際、論じ尽されなかった目的・性格および研究教育の方法などの大きな検討項目を取りまとめ、これについて各大学の意見をうかがうこととし、そのアンケート案をまとめることにしている。なお日本学術会議でも検討中であるので、その資料を参考し審議を進めていきたい旨報告があり、会長より、本問題は、非常に大きな問題であり、各大学でも検討されているようであるが、委員会にも逐次連絡されたい旨要望された。

#### (2) 第2常置委員会 小川委員長

国立大学の入学試験期日の決定方法についての基本方針について、各大学へ照会し返事を求めているが、大体において賛成のようである。近く、回答を集計して結果をまとめた。手順としては、総会で基本方針が決定されれば、その上で具体的な実施方法について検討したい。

#### (3) 第3常置委員会 三輪委員長

警官の学内出動基準について、警視庁が管内各署長宛に出した通達について、2月13日の新聞に報道された問題は、2月9日に第3常置で発表した「最近の学生運動に関する所見」と関連があるような受取り方をされ、大

学の自治をめぐる新たな問題と見なされた。その点について長谷川専門委員および鶴田事務局長と同道して警視庁の後藤警備部長に会い、詳しく事情をきき意見の交換を行なった結果、警視庁の通達は既に、1月25日に出されたものであることがはっきりしたので、このことは2月20日に各学長に事情をお知らせしたとおりでである。(B意見書等の項の6参照)なお、第3常置委員会としては、上記意見書との関連において具体的な問題について検討したい。目まぐるしい事態が次々と起こった問題も併せて検討したい考えである。

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等については、例年話し合っていることであるが、今年も別紙資料(別紙配布)(B意見書等の項の7参照)のとおり「申し合わせ」で各団体に協力方を依頼したので、ご了承願いたい。

#### (4) 第4常置委員会 福田委員長

いまだ十分引継ぎを受けていないが、従来どおり学生の保健・福祉厚生の諸問題について検討していきたいと考えている。

#### (5) 第5常置委員会 篠原委員長

文部省では、留学生の問題について、現場の声なども聞いて、従来の3年間の留学生部における教育よりも、1年間集中的な日本語教育を実施して、直接進学先大学の1年次に入学させようとする新制度への改変を企画し、これに伴う日本語教育の改善策として、日本語研究・施設、日本語学校、日本語学科等を設置するなど、留学生教育全体計画を進めて来たが、本年度においてようやく日本語校学の開設と、日本語学科の設置が認められたようである。本委員会としては、日本語教育の改善策について、諸般の情勢を勘案し、

出来るだけスムーズに行く案を検討したいと考えている。なお、会長より留学生問題を審議する間、小川東京外国語大学長に臨時委員として参加を願いたいとの委員会よりの希望があるが、制度上常務理事会の承認を得ることになっているので、本日の理事会にお諮りするが如何なものかと諮られ、異議なく承認された。

(6) 第6常置委員会 増田委員長

第1は、去る2月6日の朝日新聞に「論議呼ぶか大学生補導費」という見出しで、昭和43年度予算案の学生厚生補導に関する経費についての記事が書かれ、いささか真相を欠き一般の誤解を招く心配があったので、早速、在京委員および専門委員にお集り願って協議し、各大学へ事情をお知らせすることとし、2月15日附で各大学へ文書でご報告した次第である。(B意見書等の項の5参照)

第2の問題は、2月28日の朝日新聞紙上に「国立大学教官の定員削減」についての記事が出され、各方面から質問を受けたので、文部省から関係官の出席を得て、その間の事情をうかがい、国大協としての心構えについて検討した。教官364名の削減は文部省でも承知しているが、3年間に1,000人の削減の点は何等の根拠もないことが判明した。この364名の点は、文部省とも更によく連絡をとって処理方法について検討することにしたが、5月9日に委員会を開き、翌10日には特別会計制度協議会が開かれるので、その際これらの問題についての基本方針を協議し、できるだけ各大学に影響のないよう考えたい。

(7) 第7常置委員会 鎌田委員長

1月25日に1回開いて協議したが、教員養成学部の設置基準について検討し、総会には

或る程度の問題をとらえ、これを報告したいと考えている。

(8) 科学技術行政特別委員会 和達委員長

「科学技術基本法に関する協議会の了解事項に基づく科学技術基本法案要綱」に対し、42年12月1日附で協会の意見(会報39号59頁参照)を提出し、更に43年1月31日附をもって再び科学技術庁井上事務次官宛に意見(B意見書等の項の1参照)を提出し配意方を要請したが、第19条など原案のままであり、何等考慮されていないので更に、3月2日科学技術庁長官に対し、会長より重ねて配意方を申し入れ(B意見書等の項の2参照)、同時に同法案を国会に上程する場合は、提案理由においてもこの点を明らかにされるよう依頼したのであるが、結局何も改められず、ただ、それらの要請点は、提案理由で説明することであったことは甚だ遺憾である。

次に、科学技術会議が、3月2日に出した「国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」(E資料の項の2参照)によれば「大学」も含まれているので、その理由を質し、特に、この点についての説明会を開いたが、この「意見」は、基本法と直接の関係はなく、法案第19条は大学と関係のある大きなプロジェクトを考えており、この連携方策では機関として参加するようなものではなく、主として小さい研究を考えているものだと説明があったが、いずれにしてもその時点では既に翌日の科学技術会議提出の手筈も決まっていたようであり、研究者のために作ったものであり、むしろ喜んで貰えるものと思っていたとの話しであった旨報告があり、会長より、この点について国大協としては拝聴して

おくだけでよいのかどうかについて諮られ、この連携方策に関する意見を各大学に送り、この意見に対する意見を聞くこととした。

(9) 医学教育に関する特別委員会 福田委員長

研修生・医局の教育の問題にしぼって勉強会を開いて現場の関係者の話しを聞きながら勉強して来たが、何分にも不確定要素が多いので、もう少し現場と接触し実情を把握した上で検討したい。厚生省の方策などについても勉強しないとはっきりした意見も出し難いが、近く中間報告的なものをまとめたと考えている。

会長より、研修生の処遇、医師法改正案など、当面の具体的問題の処理は、現場からの要請によって応分の努力をしないとと思う。大変難しい問題が多いが、よろしく願いしたい旨要望された。

(10) 研究所特別委員会 本川委員長

昨年秋の総会で、本委員会の検討すべき問題点について報告したが、その問題点中研究所の在り方及び共同利用研究所の在り方について検討を進め、その間、日本学術会議の意見等も聞いて、目下慎重に検討している。

(11) 教養課程に関する特別委員会 藤田委員

問題点として ① 教員組織 ② 授業科目 ③ 教育方法 ④ 専門教育との関連等を探り上げ先ず①の教員組織特に「専任教員」について検討を進めている。なお、その間に一橋大学の一般教育について現場における実際教育の状況についてお話しをうかがっている。

以上で、各委員長の報告を終わり、最後に会長より、国立大学協会は、現在任意団体であるが、社団法人としてはとの意見も出るので、事務局で検討し、別紙のとおり定款および現行会則との対照表を作成した旨披露

され、鶴田事務局長より別紙について説明があって、これが取扱いについて話し合いの結果、理事会で承認を得れば、総会に諮って決めるか、或いは、各大学へ流して意見を聞いた上更に検討するか、これらの点について次の理事会までに考えておくこととされた。

なお、本日、斎藤文部次官が特に臨席し、先般文部省の招集によって開かれた教養部長会議開催の趣旨について、

先日、教養部長の集りを願った際、学長の会議を飛び越えて、部長を召集し、文部省が方針を指示するのではないかと疑念があったようであるが、もともと文部省の基本的な考え、例えば学生問題に関する見解などは大臣が学長会議の際に述べるべきものであるか、学部長は学内の行政と教育の接点に立っておられ、部内に問題を提起する立場にある方であるのだから、文部省としても、こうした方々のお話しを伺いました意見を交換して、より大学の実情を理解する場があってもよいのではないかと、そこできめるというのではないかと考えた。一連のかかわりをもつ学生問題についても、教養部の議論も大学の中の問題として話し合うことも、また、カリキュラムの問題にしても従来から検討しているものだから、大学自体の問題であっても、互いに話し合っても有益ではないかと考えた。一部の学部長から、懇談の形で願いたいとのことであったが、文部省としては、形式の問題ではないので勿論異存はない旨を述べたと説明があり、なお、当日行なった記者会見の際の出席者の話では有益だったとのことであった旨附言された。これに対し、質疑応答ならびに意見の

交換があり、文部省としては、要は実質を尊ぶもので形式は問わない、学部長会議に文部省から出向いてもよいので、ただ、この場合地域的に遠方ではスタッフが出席出来ない場合があること、今後のスケジュールも一応荒筋は考えたが国会などの都合もあり確定はしていないこと、今回は事前の話し合いが不十分で迷惑をかけたが、今後は十分注意したいなどの意向が述べられた。学長側からは、招集の文書の上のみでは、招集の意図が推察できず、過去の例なども考え合わせて判断したこと、この判断は、学長間に連絡をとって意見を聞いて決めるべきものでもないので、個々の大学の責任においてイエス、ノーを判断したこと、学長として大学の管理について或いは学生の問題について職を賭して日夜苦慮している時に、また国、大、協としても折角努力を傾注して大学と文部省間の連絡を図っている時に、学部長を直接招集されることは今回のような誤解を招くことになるので、慎重に願いたい。今回の学部長会議の趣旨は次官の説明で了承されるが、今後は自主的に開かれる学部長会議を利用するようにされたい。なお、カリキュウムについても、大学全体がその仕組みについて考えているもので、学部固有の問題は限定されている、学長を呼び出して貰えばよいので、われわれが喜んで参加出来るように考えてほしい、また、国、大、協と連絡をとって貰って接点の問題などスムーズに処理して行くことが出来れば有難いなどの意見や要望があった。

### (3) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和43年1月18日(木)午後1時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長

本川, 松田, 大政, 小塚, 中川,

堀尾, 八木, 広田各委員

中川(秀)臨時委員

中川(敬)専門委員

藤田委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は前回に引続き、大学院の検討すべき問題点について、その後本日までに各委員から提出のあった意見を中心に検討を加えていきたいと述べられ、その説明をきくこととした。

まず、小塚委員より同委員提出の資料によりドイツの大学の例をあげ、主として次の4項について意見をのべられた。

1. 国立大学に種別を設けることは適当でないと思われる。
2. 大学院大学の構想
3. 大学院(特に博士課程)についての試案
4. 現行の大学院制度の問題点

続いて、他の委員から次のような意見があった。

- ① 大学院特に自然科学系においては、コースを学科別に分けることはどうか。既存の学科を前提としての考えのようだが、日本の「学科」には問題がある。例えば植物学講座に教官を何人か多数所属させておいて、専門分野に応じ、学生に選択性をもたせた方が教官の向上にも役立つではないかという意見が述べられ、また講座制については考えなおす必要があるとの意見も述べられた。また、
- ② 東京大学の大学院の研究科の分け方は、以前は学部別でなかったが、最近学部別的に改変した理由は何かとの質問があったが、これ

は色々な理由があるが、学位審査方法の問題、学部が現実に教育の中心になっていること、大学院自体の予算が殆んどなく学部予算で運営されていること、一つの研究科が多く、研究所にまたがっていると事務的にも極めて煩雑で支障が生じ易いこと等である旨説明があったが、人文社会系では必ずしもそうでなく、むしろもう一度もとに復活したい希望もある。

次いで今後の大学院はどうあるべきかという問題に入り、その構想について述べられた主な意見は次の通りである。

- 大学院にウエイトを置いた大学をつくるべきで、中教審の答申にあるような大学を二つに種別することはどうか、また全国の大学を画一的な大学にすることも好ましくないが、また大学院は教官の業績のある大学に置くことも一面教官の引き抜きなどの弊害を起すことにもなる。
- 他大学との教官の人事交流も今後は必要になると思う。米国のように、大学院を持つ大学は、教官は大学院に専属させて、学部の方を兼任とすることが出来ると都合がよいとの意見があったが、この問題は大学により事情も異なるので問題があるとの意見もあった。
- 大学院教官の任期制をとると、運用面で補充に困難する。大学間に教官の交流が行なわれることが必要となってくる。
- 大学院だけの大学もよいが、特に優れた部門を持っており、充実した大学であれば総合大学云々等ということにはこだわらず学部数の少ない単科大学的な大学でも、大学院を設置することができるようにすべきである。

○ 学部を延ばすことにより充実するか、あるいは大学院自体を延ばすかの問題もあるが、あまり窮屈な制度とせず幅をもたせるようにすべきである。

○ 大学院を置く資格はきびしくする必要はある。ソ連が今日あるその推移を調べてほしい。立派なうつわを作れば立派な教官も生れるようになる。

以上で本日の会議を閉じ、なお、この問題について意見のある向はこれからも提出してもらい、新しい問題を取りあげていくこととした。

次回の委員会は2月16日午後1時から開催することに申し合わせた。

#### (4) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和43年2月16日(金)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 藤田委員長

実方、小塚、広田各委員

中川(秀)臨時委員

中川(敬)、植村各専門委員

藤田委員長主宰の下に開会。

初めに、前回の議事要録を朗読し、次いで、委員長より、本日は前回の委員会で討議した、大学院問題について、引続き検討したい旨述べられ議事に入った。

この問題についての意見は、既に数大学から提出されているが、本日はその後提出された分について順次その意見を伺うこととしたい旨が述べられ、次の意見が述べられた。

○ 学部を充実させることによって大学院を置くような制度にすべきで、現に大学院を置いてない大学には、大学院を置きうるように、学部



を充実して行くべきであって、初めから大学院は置かないと決めてかかることは問題である。また、例えば、東京大学で学部を廃して大学院だけを置き他の大学からの希望者を収容することもよいと思うが、果たして大学が承知されるかどうか、それぞれの大学の充実も必要だが、学問の進歩とも見合って、水準の高い大学院大学があってもよい気持ちもある。

- 大学院大学が出来た場合は、地方の大学に修士課程を設けなくてもよいのではないか。
- 大学院大学が出来た場合、他大学からの志願者を平等に入学させてくれるかどうか疑問である。特に博士課程へ入学する際なば心配である。
- 制度的に大学を二つの種類に分けるのはどうか、自分の大学にM. C.があっても他の大学のM. C.へ行くと同時に、自分の大学のM. C.へ来るものもある。この混合型は続けていいと思う。
- 広い視野に立ち、人事の交流面で、地方大学にも及ぼすことができるようになるとよい。現状では自分の大学からの後継者は殆ど望めない。どうしても他大学から受入れざるを得ない状況にある大学もある。
- 修士課程はレベルを上げるために置くとすると、学部の年限延長ではどうか、学部の年限延長か大学院の修士課程かの、問題も検討すべきである。
- 一般社会からは、修士修了者を望む傾向が年々強くなってきた。特に工学部（高級技術者）、文学部（高校教員）等においては、社会的な要求と関連して修士課程修了者が定着してゆく傾向が見られる。理学部系は修士から引続いて博士課程までの進学希望が非常に多くなってきた。

- 専攻科と修士課程は内容的には同じような性格のものであり、M. C.を置くことが学問研究のはげみになることから、なるべくM. C.までは置く方がよい。
  - 研究体制と大学院との関係について、巨大科学の施設を大学に置くことを断わるとなると、どこかに置かなくてはならないものとするれば、大学を離れての機関となる。その場合の大学との関係はどうなるか。
  - 人文社会科学では、殆ど後継者となるべき学問的研究者の養成が中心であるから、その目的を達するためには、特定の大学とは切りはなして、強力な高等研究所的大学院を全国を幾つかのブロックに分けて設け、各大学に散在する優秀な指導力を結集して教授が交互に研究指導する体制を考えてはどうか。
  - 高等研究所的大学院が設立された場合、その指導教官の取扱はどうなるか、固定的になれば大学院大学の性格になる。
  - 上記の場合、原則としては、教官は籍は大学に所属して、併任とするのも一つの方法であるが、実現は難しいだろう。
  - 共同利用研究所（Big science）を附置すると、人事交流の問題はかなり難しくなってくる。また、あまり大きな研究所を大学で持つと、予算的にも学部の方に不利になる点もある。
  - 医学部の場合、学部を卒業して大学院に入らないで入局する。この場合入局が学院的な教育とならないか。研究と人材養成と、昔の理化学研究所の制度のようなものだとよろしい。
- 以上、色々の意見が出されたが、次に、各大学から提出のあった意見書を順次朗読の上、検討した。

(宇都宮大学)

下記の二点については特に慎重に審議された  
い。

- イ. 修士課程教育と学部教育の関連性を、主なる専門分野について具体的に考究すること。
- ロ. 現在の新制大学の状況から見れば、学部の充実された各種の大学の大学院について長所と欠点を列挙比較すること。

(新潟大学)

- イ. 特定の大学のみを大学院大学とすることは反対であり、殊に、その大学院大学に Undergraduate Course を設けることはよくない。
- ロ. 現在の新制大学の状況から見れば、学部の充実されたところから先ず修士課程、続いて博士課程を持ち教育、指導も学部一修士一博士というように一貫して行なうべきで、それには設備の充実、整備拡充、研究費の増額、教官の大幅な増員等も実現させなければならぬ。
- ハ. 新設の研究所は、大学院に附置することが望ましい。
- ニ. 博士コースを持つ大学は、定員を2倍以上増やし、その半数を他大学から公募するようにすべきである。
- ホ. 大学院学生には、現在よりも、もっと多額の奨学金を与えることが必要である。
- ヘ. 大学院の設置に際し、単一学部を基礎としないで、系列単位の研究科を設けるべきである。
- ト. 医学研究科については、早急に再検討する時期にあるものとする。(基礎と臨床について、たとえば、医学研究科は、基礎部門のみに置くべきであるとの意見もある)。

(お茶の水女子大学)

お茶の水女子大学から回答したものは、今後この委員会をどういう風に進めて行くか、その考え方の資料として提出したものであって、その検討項目を挙げれば次のとおりである。

- イ. 大学教育における学部と大学院との関係の問題
- ロ. 大学院の充足率の問題(全大学に大学院を置く。一部の大学院を重点的に充実する等の問題)
- ハ. 大学院の設立基礎の問題
- ニ. 大学院の定員の問題

以上のような、各大学の意見が述べられた後委員長より、今後の本委員会の進め方について諮られた結果、この委員会としては、今までに協議したこの問題に関する意見を整理し、重要な点を幾つかに分類し、なお、残された問題点があればつけ加え、これを各大学へ流して意見を改めてききながら検討して行くことになった。

なお、この問題点の分類整理を専門委員にお願いすることとした。終わりに、本日の補足意見として、中川臨時委員より、次の如き意見があった。

いわゆる大学院大学は、旧制7大学に限るという考え方は筋が通らないので、新制になってからの大学であっても、教官陣および設備が充実していて、十分に大学院を置く資格があるような大学でありまたはそういう大学になった場合には、当然大学院大学になり得ることにしたい。

以上で、本日の会議を閉じ、次回の委員会は4月18日午前10時より開催することとした。

なお、近日中に学術会議において「大学院の在り方」に関する資料が出来る予定なので、そ

の資料と本委員会ですままでに検討した事項を整理したものをまとめ、専門委員に送り検討を願ひ、次回委員会で討議することとした。

## (5) 第1 常置委員会議事要録

日 時 昭和43年4月18日(木) 午前10時  
場 所 霞山会館会議室  
出席者 藤田委員長  
樋口, 本川, 大政, 小塚, 山内, 中川  
(金沢), 堀尾, 八木, 長谷川, 広田各  
委員  
中川臨時委員  
植村, 中川各専門委員

藤田委員長主宰の下に開会。

先ず、前々回及び前回の議事要録を朗読し、次いで植村専門委員より、各委員の大学からよせられた検討項目をまとめた別紙配布の審議資料につき詳細にわたり説明があつて、本資料を中心に審議の結果、このまとめられた項目に重点をおき、なお、

- (1) 大学院の目的についてアンケートする場合「研究者」については、広く研究を第一とする職業人とも解されるので、研究者と職業人についての表現に注意すること。
- (2) 大学教育の基本問題である「教育研究」か「研究教育」かの点について。
- (3) 現行の単位制度について。
- (4) 修士課程と学部修業年限延長との関係について。
- (5) どの程度、現状との関係においてビジョンを考えるか。
- (6) 公・私立大学の大学院との関係について。  
以上の諸点について考慮し、なお、多少の細

目を加えて、各大学へアンケートすることとし、次回にもう一度アンケート案について検討することとした。

次回委員会は、5月28日(火) 午後3時より開催することに申し合わせた。

## (6) 第2 常置委員会議事要録

日 時 昭和43年4月19日(金) 午前10時  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 小川委員長  
堀内, 秋月, 富山, 中村, 佐藤,  
藤本, 坂手, 柳本各委員

小川委員長主宰の下に開会。

先ず、東京水産大学長富山委員の紹介があつて、委員より、本日は先のアンケート「国立大学の入学試験期日の決定方法について」の各大学の回答が纏まったので、これについて検討願ひ、春の総会に諮ることについて御審議を願ひたい旨発言があり、先ず、丁子主事から、本日の配布資料及びアンケートの回答状況並びに主な意見について次のような報告、説明があつた。

- (1) 能力開発研究所関係資料(研究紀要I)(学力テスト問題のねらいと正答)は、能研より参考資料として送付してきたものであること。
- (2) 「入学試験期日の決定方法について」の照会に対しては74大学中、72大学より回答があつたが、その回答内容の概要は、大体において賛成とするものが大多数の意見である。なお、現状でよいとするもの及び前回アンケートのa案を可とするものが2・3あつた外、大学の自主性を尊重せよ、抜本的に改めよ、現行試験期日の繰上げ等の意見があつた。

次に、別紙回答集録の全般にわたって（特に、その他の意見欄）の記載事項について、順次二宮主事朗読の上検討を行なった。

委員長より、以上の回答から見て、基本方針は了承されたと理解してよいと思うので、これを整理して総会の承認を得るようにしたい旨発言があり、アンケートに対する理解が十分でなく誤解していると思われる大学も有るようなので、春の総会の際の審議をスムーズに取り運ぶためにも、そういう大学には更に文書をもって理解を深めてもらってはどうかとの意見もあったが、更めて照会すると色々な意見が出される心配もあるので、誤解があったと思われる大学には委員長から説明して了承を求めることとした。

なお、総会に提出する書類については、本日の回答集録を事務局において、更に整理することとし、総会に諮る書類は見出しを「基本方針及びその取扱いについて」として、本文にP. 4. の(1)(2)(3)(4)と、その次に(5)としてP. 6 の終りの3行を「なお」を削って挿入し、現文の(5)を(6)とし、以下説明文を付けることとする。

以上、委員長より、これで入学試験期日の問題が総て解決するとは思われないが、文部省側でも不賛成ではなく、特に問題の有る大学のみの手直しでどうかとのことも言われた。本委員会としては、漸を追って一步でも問題の解決に向かって前進すればよいとしなければなるまいと述べられ、各委員の間に種々意見の交換が行なわれ(1)一、二期校の選定については、当該大学から申出さえすればよいというのでは混乱を来たすおそれが有るので、何年毎に変えるかを決めて置く必要がある。しかし、その期間も余り長くせず、やがて補正する時のことも考慮に入れて、目下のところでは2年位にして置い

たらどうか。(2)これ等のことについてはいずれ、基本方針が承認されれば、具体的な点について調整を図る必要が生ずるが、その場合は、調整委員会をつくってはどうか。その構成は現在の第2常置委員会に若干の臨時委員を加えることでどうかなどの意見が出された。

最後に、

- 総会前の本委員会は6月15日以前に開催すること。
- 各大学の意見（回答集録）については、事務局において更めて検討し縦割りに整理すること。
- 特に御了承を願う大学長には、委員長から説明して貰うこと。
- 総会に諮る書類には、「基本方針及びその取扱いについて」その(1)(2)(3)(4)に(5)としてp. 6の終りから3行を挿入し、現在の(5)を(6)とし、以下説明文を入れることを確認し、終りに、前回の議事要録を朗読し、一、二、字句を修正した。なお参考までに「昭和42年度能研テスト報告書第4集」まえがきを配付して閉会した。

### (7) 第3, 第4常置合同委員会 会議事要録

日時 昭和43年1月17日(火)午前10時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長

第3常置委員会

三輪委員長

細谷, 横田(利), 横田(代), 養田,

三輪(代), 森川, 井上, 妻木, 山根各委員

長谷川, 福田各専門委員

#### 第4常置委員会

岡田委員長

谷川(代, 石田), 松村(代, 田中),  
福田(代, 矢野), 野田(代, 荒井),

小田, 水野(代, 具島) 各委員

小倉, 宮田各専門委員

中川(金沢大), 和達(埼玉大),

中村(横浜国大) 各大学長

日本育英会側

緒方理事長, 妹尾理事外1名

岡田委員長より, 本日は, 昨年末起こった第1次および第2次羽田事件の結果, 今回日本育英会が, これらの事件に関係した同会奨学生に対して, 奨学金の貸与廃止または停止処分の処置を採られたとの新聞報道があったが, 実状がよくわからないので, 第3, 第4常置合同委員会を開き, 育英会側より理事長その他の方々のご出席を得て, 先ずその経緯を伺い, そのあとこの問題について検討をしたい旨の挨拶があった。次いで緒方日本育英会理事長より次のような説明があった。

日本育英会としては育英奨学生である者が今回の羽田での異状な暴走事件に関して検挙されたり, 或いは起訴されたりした者があって奨学金貸与の資格条件の面からこれに抵触すると判断されるものについては, 速やかに賢明の処置を講じなければならない, 事業の将来についてもまた他からの要請によって措置したような印象を与えても困ると考え苦慮した。最近このような奨学生に対する取扱い方について社会からの批判もかなり強くなってきた。もともと育英会の事業は国の予算で運営しているので, 育英会としても一般世間の納得と理解の上に立たなければならない立場にあるので, 従って, 適

格な学生を選ぶことと卒業後返済の義務を果たす者であることを要件として, 学業成績の悪いもの, 人物性行の悪いものを処置して来た。その多くは学校騒動, カンニング等の問題に関係した者が多かった。然るに今回の羽田事件は全く異状なものであり, これに対しては一つの基準を決めて違った処置をすべきだと考え, 今回の異状事件に関係して検挙されたことや起訴されたことが明らかな者は, 事件の態様から奨学金の対象としては不適格者と判断して, これに対する措置を講ずることにした。該当の大学には書面で通知したが, 大体は不適格又は止むを得ないだろうとのことであった。第2次羽田事件についても同じ方針で措置したい。

なお, このたびの措置は育英会としては, 大学の学則による処分の有無, 司法処分決定の有無とくに拘わらず, 単に貸与資格の適不適の面から措置したものであって, これに該当する者の姓名は発表しない方針であるが, このような措置は, なるべく速やかに内部的に行なった方がよいと考えた。また, まったくの育英会独自の方針で, 他からの圧力があってもなく, また, この種の事件の抑圧等に先手を打ったわけではないことをご理解いただき, ご了解を願いたい旨説明があった。

以上で理事長の説明が終わり, 次いで質疑応答に移った。その主なる意見は次の通りである。

- 育英会でのこの種の措置は, 従来, 規定にもあるとおりに在学学校長の意見を徴した上, その意見に基づいて処分することになっていたが, 育英会が一方向的に措置することは問題である。
- 特に処分を急がれた理由がはっきりしないようだ。育英奨学の問題は教育上の問題であ

り、従って、従来大学の意見を徹して行なってきたのもそのためであり、そう急ぐべき問題ではないと考える。一応連絡を密にしてほしかった。

世間の常識としては、あの異状な暴走にあたって、そのままに放置しておくことはどうか、それでは世間に対して通らない。また、法の裁きは長びくのでその決定を待っては、現実にはそわなくて意味がなくなる。早くすべきだと考えた。

- 参加した者、検挙した者の区別がつかない。それに段階をつける根拠はどこにあるか。参加した者は全部というならともかく、警察の行為を教育の場へ持ち込み、その行為を鵜呑みにして処置する。その考え方が教育上の見地から見てどうか。

確証を得たもので、検挙以上に限った、有罪・無罪の処分とは関係なく、あの事件に関与し検挙され、起訴された事実に基づいて処置した。

- 大学の意見を聞いて、大学が承知しないものについても処置されるとなると問題である。
- 大学に対して、育英会だけで方針を決定して知らされることは筋論から見てどうか。誤解が多くなることは残念である。

ごもっともである。今後はそうした機会を持ちたい。

- かつての国会乱入事件と今回の羽田事件との事件の重さ、評価及びこれに対する処置の根拠づけなど具体的に解明するなど納得されるようなものが欲しい。

今回の事件の態様から奨学金の対象としては不適格と考えた。

- 大学と全然連絡なしでは困るので、育英会

だけの考えだけでなく、今後は大学側と協議してその意見を尊重するよう慎重にしてほしい。

- 本件については、大学としても疑問をもち心配していることをお考え願いたい。

(緒方理事長退席)

緒方理事長等の退席の後、本問題についての委員会としての態度並びに措置等について審議に入り、このことについては、今後とも大学の意見を必ず徹されるようにここで強く申し入れておく必要があるとの意見が出され、育英会に対して意見書を提出することが採択された。なお意見書は、会長名だと理事会に諮る必要があり、時間的にも急を要することから、第3、第4の委員長連名をもってすることとし、専門委員において急ぎ案文を立案した上これを審議決定し、直ちに提出することとした。

(要望)

このたび羽田事件に関連し、貴会において関係学生に対する奨学金の停止もしくは廃止について早急な措置を講ずることを考慮されましたが、本来、奨学金制度は大学教育特に学生の厚生補導と密接な関係があり、貴会と大学との合意と協力によって初めて、その目的が達成されるものであります。

このことはまた、日本育英会奨学規程に明示されているところであり、従来、これらのことが大学と合意のもとに取扱われてきたのも以上の趣旨にほかなりません。

したがって、奨学金の停止・廃止等の措置が万一貴会限りの判断のみによって行なわれるようなことがあれば、教育上種々困難な問題を招くことともなるので、これらの措置を講ずる場合は、必ず関係大学の意見を徹し、十分にこれを尊重して措置されるよう、この機会にあらた

めて強く要望します。

### (8) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和43年1月17日(火)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長, 三輪委員長  
細谷, 横田(利), 横田(代), 養田),  
三輪(代), 森川), 山根, 井上, 妻木各  
委員  
長谷川, 福田各専門委員  
中川金沢大学長

三輪委員長主宰の下に開会。

議事に先だち, 委員長より, オブザーバーとして出席の中川金沢大学長を紹介され, 次いで12月11日東京において開催された第2回全国国立大学学生部長地区代表会議の様相について, 特に, 当番大学のお茶の水女子大学の福場学生部長より次のような報告があった。この会議では, 初めにオブザーバーとして出席の三輪学長から10月・11月の羽田事件以後, 第3常置委員会乃至国大協で論議され報告された学生問題に関する諸問題についてその概況を説明し, 続いて, 各地区代表の学生部長より, それぞれの地区における学生運動の状況報告があって後, 「学外における学生の行動と大学当局の責任」と「学生の刑法上の罪と学内処分の関連」等に関する諸問題について検討が加えられ, 予想される諸種の事態に即応して各大学が一層緊密なる連絡をとりあうことを申し合わせた。また, この度の学生運動には直接の関係はないが, 中国・四国地区から, 文部省及び国大協に対し要望事項として, 次の4項目が提出され, そのまま学生部長地区代表会議として採択された旨の

報告があった。

- (1) 課外活動部室について
- (2) 地区連合行事について
- (3) 学生会館の定員配置と夜間業務に対する超勤手当の計上について
- (4) 学生部関係職員の特別調整額について

以上で, 学生部長地区代表会議の報告が終わり, ついで議事に入る。

まず, 委員長より, 前回検討した起草委員の作成である学生問題についての国大協声明書原案について, その後, 委員およびその他の方から修正意見や参考意見を聞き, 協力を願った旨報告され, 専門委員より原案と対比しながら, 逐条的に修正意見が述べられた。

続いて, 質疑応答に移ったが, その主なる点は次の通りである。

- 1) 学生が外で行なった行動に対する責任についてどうするか, 統一見解を考えてほしい。
- 2) (2)の文部省への要望は, 別途にしてはどうか。
- 3) 従来問題となった点が挙げられているが, 実際的に知りたい点は, どこまでが大学の責任か, 警備の問題, 確認の問題などの責任の範囲や限界を明らかにしてほしいが, この点は原案とは大分違って来るので, だき合わせることはできぬか。方針, 態度, 方法について行動の指針的なものができれば非常によい。
- 4) 意見を発表するとすれば, 今までに問題となった重点的なものを盛り込んで, なるべく簡単なものにした方がよい。
- 5) 教官の反省・大学の魅力などを具体的にこのことで原案を作った。それが段々と色々な問題が入ってきた。大学運営の原則を述べ, それに(4)の点を述べることでどうか。

6) 先に発表した所見は各方面に向かったものの、今回は教官・学生のお互いの反省など内部に対するものであり、概論的な点を力説し、それに各論的なものを入れる。(1)教官・学生の反省 (2)一般教育の魅力 (3)学内秩序のルール遵守などにしぼってはどうか。

大体上記のような意見があったが、結局、前段に基本的な点を入れ、それに多少の具体的なことを書き加え、なるべく簡単なものにしてその文案を、専門委員において作成し、小委員会に諮ることになった。

尚、本日の会議の中間において専門委員より、本日(1月17日)までに入ったエンタープライズ 佐世保寄港 反対デモの状況報告があった。

### (9) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和43年2月9日(金) 10時  
場所 国立教育会館 第1特別会議室  
出席者 大河内会長、三輪委員長  
細谷(代、谷口学生部長)、横田(利)、  
横田(嘉)(代、養田学生部長)、滝川、  
三輪(健)(代、森川学長事務代理)、  
五嶋、井上、久保、妻木、山根各委員長  
谷川、福田、浅川各専門委員  
中川金沢大学長

三輪委員長主宰の下に開会。

委員長から、開会の挨拶があったのち、本日代理出席の山形大学の谷口学生部長、富山大学の養田学生部長、滋賀大学の森川学長事務代理および、特別出席の中川金沢大学長の紹介があった。

ついで、鶴田事務局長から、本日の会議資料

について説明があり、続いて議事に入る。

#### 1. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

大学卒業予定者の推薦時期について、2月20日に文部省で会議が予定されており、国大協としても同日までに意見をまとめておかなければならないが、本年はどう措置すべきかについて諮られ、特に期日その他の変更は望まず従来通りとすることに決定した。

なお、同日の会議には、会長代理として、井上鳥取大学長及び鶴田事務局長が出席することになった。

#### 2. 最近の学生運動に関する意見について

審議に先だち、委員長より、別紙の意見書の原案のまとめられた経緯について説明があった。なお、この案は本委員会の承認を得て、午後開催の理事会に諮り、その承認があれば、理事会終了後新聞記者会見を行ない、本委員会の意見として第3常置委員会委員長から発表する予定である旨説明があった。

続いて、意見書案を朗読、その後審議に移ったが、大要次のような意見や質疑応答があった。

○ 意見書の前段に、今回の如き事態を引きおこした責任は、社会の諸要因が背景になっているということが、かなり強く盛り込まれているが、これは大学が責任を回避するようなふうには受け取られないか。

○ 意見書の前段にある「国の内外における政治・経済・思想・文化等の」云々の箇所は、この程度の表現ならば差支えないと思う。

○ 2項の一般教育の在り方については検討を



要する点もあると思うが、この問題については、別に教養課程関係の委員会で検討することになると思う。

- 3項の後段の「学内に政治的紛争や党派的イデオロギー」を「学内に政治的・党派的紛争」に改めてほしい。

以上協議の結果、一部修正を施し第3常置委員会としての成案を得た。

(注) この成案は、同日の理事会において一部修正された。(E資料の項の1参照)

以上で委員会は終りし、この意見書は午後開催の理事会の承認を経て、本日夕刻記者会見の際発表することとした。

## (10) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和43年4月18日(木)午前10時

場所 虎の門、霞山会館会議室

出席者 篠原委員長

阿部、伊藤、和達、三村、藤野、

前川、江藤各委員

望月、白倉両専門委員

文部省吉川留学生課長外1名

篠原委員長主宰の下に開会。

委員長より、外国人留学生の問題については、昨年10月25日第5常置委員会において、文部省吉川留学生課長から詳細な説明があったところであるが、本日も、同留学生課長から更に説明を聞き御審議をお願いしたい旨の発言があり、ついで、「国費外国人留学生に対する日本語教育の改善」について、

1. 現状では、国費留学生に対する教育は、理科系は千葉大学留学生部、文科系は、東京外国語大学留学生課程において、それぞれ1年

の予備教育と2年の一般教育を含め、3年間の教育を修了した後、進学希望の大学の専門課程に進学するのを原則として軌道に乗った感があった。

2. ところが、その後各大学・学部で、独自のカリキュラムを組み、或いは、専門教育科目を一般教育課程の期間中に取得させる傾向が強くなった関係や、また、進学の時期が受入れの大学の事情により区々である等の要因により、専門課程との続きがうまく行かないようになった。

3. 留学生部(課程)は日本語教育を主要な任務とし、1年間の教育のみでは不十分なので一般教育の期間において、大学における講義を聴講するに足る日本語教育を3年間に充足することとしていたが、国、大、協のアンケートの結果から見ても、進学大学の、日本語教育に対する要望は極めて強く、更に日本語教育を強化するよう要請されている。

このことに対し文部省案としては、紆余曲折を経て、

- ① 東京大学教養学部日本語教育研究施設を設置する案。
- ② 日本国際教育協会に日本語学校を設置する案。
- ③ 日本語学校開設に伴う千葉大学留学生部・東京外国語大学留学生課程の廃止並びに転換措置等が考えられるので、これ等の諸案に関連して、御意見を伺いたい旨が述べられた。

次いで、吉川留学生課長より、経過の大体は、只今、委員長より述べられた通りであるが、その後、大蔵省と折衝の結果、日本国際教育協会日本語学校の案は廃止となり、千葉大学留学生部の関係は従前のままとし、東

京外国語大学に附属日本語学校を建てるという可能性が強くなった。

問題は、1年間の日本語集中教育を修了した者を各大学で引き受けてくれるかどうかという点である。現行案と現実の妥協案についても、御意見を承りたいと述べられ、委員長より、今日は、デスクッションをすることとし、後日、また本委員会を開催して無理のない方法で前進するように国、大、協としての意見を纏めることとしたいとの発言があって、各委員の間に意見の開陳が行なわれた後鶴田事務局長より、議論は堂々巡りの感があるが文部省としての考えをききたい旨の発言があり、留学生課長より、この問題の前進のためには、各大学の協力が必要であるので、国大協としての意見を伺いたい旨を述べられ最後に、国大協としての意見取纏めのため小委員会を設けることとし、次の8名が小委員に選ばれた。

篠原委員長

和達 }  
三村 } 各委員  
藤野 }  
金子 }

望月 }  
白倉 } 各専門委員

小川臨時委員

次いで、意見取纏めの方法として、この問題に関する問題点を望月・白倉専門委員が作案し、今回はこれによって審議することになった。

## (11) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和43年3月9日(土)午前10時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 増田委員長

山極、柳瀬、近藤、実吉、今西、

岡田、赤木各委員

浅野、海野、上山各専門委員

文部省側

清水審議官、諸沢人事課長、井内会計

課長、説田大学課長 外3名

増田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、去る2月28日の朝日新聞紙上に「国立大学教官の定員削減」についての記事が掲載されて以来、各方面から質問をうけているが、新聞に登載されるまでの経緯や内容等がよくわからないので、本日文部省から関係官のご出席を得て、その間の事情を伺い、国大協としての心構えなり、考え方なり或いは場合によっては今後の対策を考えねばならないと思う。国大協として出来ることはどういうことか、その目あてをつけたい旨の挨拶があり、続いて清水審議官から、昭和39年度から始まった欠員不補充の問題に関しては、文部省としては、大学教官の特殊性と学生増を主なる理由としてその後毎年支障を最少限に止め有利に展開するよう努力を続けてきたが、この度、更に昭和43年度から3年間にわたって公務員定員の5%を削減するという政府の方針に従い、検討の結果、この程度のことならば直ちに教育研究に大きな支障をきたすようなこともないと考え、とりあえず39年9月末を起点として実施した不補充による残員364名分を来年度の国立大学の教官定員から減らすことに踏み切った。

朝日新聞に掲載された44年度、45年度と引続き3年間にわたり計1,000名程度を減らそうとする案が有力であるとの記事中の1,000名につ

いては、多少匂わす筋もあったが、文部省としては未だ決定した数でもないので、従って正式にも非公式にも新聞報道関係者に全く話をしたことはない。

昭和39年9月末以後の国立大学の教官の欠員補充は、特別の事情もあるので、事務系が欠員10名に対し5名（半数）であるが、教官系は欠員10名に対し9名（9割）程度まで補充することを認められて42年度で打ち切ることとなっていたが、予算の硬直化に伴い、新年度から更に定員削減の状況が非常にきびしくなり、文部省としてもその線に沿わざるを得ないことになった旨その経緯について説明があった。続いて井内会計課長より、国立大学の教官定員は常時約3,000名程度欠員となっているので、43年度364名の削減ならば、予算編成に関しては変化もなく会計的に心配はないが、44年度以降何名位削減されるか、それがはっきりした時に教官の定員をどうのように落とすか、364名の問題が起きることになる。昭和43年度予算においては、既に国立大学の助手338名、同附置研究所の助手26名計364名の助手の人件費を落とすことは、従来不要額であり、この点は心配はない旨説明があり、続いて人事課長から次のような説明があった。

昭和39年9月末現在を起点として始まった欠員不補充の問題は、一応昭和43年3月で終わるものと考えていたが、更に今後3年間にわたり5%を削減することになった。国立大学においても落とした364名の教官定員の管理の問題であるが、予算の折衝において定員が決まると、人事院がこれを受けて、そこで各大学の定数が来る、等級別にそれぞれの大学について職種に分けて大学へ、43年度もそれをやるわけだが、従来どおりとすれば、助手364名が減るから、

各大学へはその分を落として知らせることになる。しかし、今回は大学全体として落とし、個々の大学に分けてはいない、一方欠員が3,000名あるとすれば、実際上は、各大学の定員を減らしても運用上は困らないかと思う。しかし大学それぞれ事情もあるから、その辺のことを考えた場合、従来どおり事務的にやっていいのかどうか、学部とか講座等を特に指定せず、当該大学全体で何名というように通達するか。なお、国立大学の教官削減数は一応44年度以降3年間に、5%となっているが、欠員不補充の関係上、事実上は平均して3.6%程度の削減となるものと思われる。文部省としては、今後定員削減の場合には、今回のように一率的な%にしないで、職種別に、特殊性を考慮してほしいと申し入れている旨説明があった。なお、昭和43年度予算の国立大学特別会計総定員を示せば下記のとおりである。

教授	助教授	講師	助手
12,525名	12,332名	2,107名	13,943名
計			
40,907名			
外に、附属学校教官			4,390名
事務官、技官その他を含めて			104,276名

以上で、文部省側の説明は終わり、続いてこれに関連して次のような意見が述べられた。

- 定員を削減することにはなったが、文部省において総枠で処理し、研究教育には支障を来たさないよう努力する旨を文部省より知らせて貰うと一応安心はするだろう。
- この範囲を超えなければ任用上支障はないことを局長宛に通知してもらうことではどうか。
- 急増対策の次に、質的向上の点が残っているから、その点を強調し、来年度以降の削減

をできるだけ食いとめること、更に必要な定員を取ることに努力すること大切である。また事務的には、3.6%を1%に下げる努力が必要である。

- 国大協としては、出来るだけ削減の%を少なくしたい。大学の事情も異なるので文部省人事課も減員数について大学からの相談があれば出来るだけ相談に応じてほしい。

以上、国大協としては、この問題は更によく文部省と連絡をとって処理方法を検討することになった。なお、この後委員長より、文部省に対し、次のような希望を述べられた。

文部省より、各大学に通達をする際には、現実には従来通りで大した支障をきたさないというような表現をしてほしい、また、現在各大学で欠員になっているところは、今直ぐに補充するというムードを起こさせないようにしてほしい旨述べられ、この問題についての一応の協議は終了した。

なお、最後に文部省人事課長より、本年度末から公務員の勤勉手当の処理方法が従来と少し変わったことについて経緯の説明があり、今後は新方針で処理されるよう各国立学校に通達したのでご協力願いたい旨依頼があった。

## (12) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和43年1月25日(金)午後1時30分

場所 虎の門共済会館特別会議室

出席者 中川、垣下、鎌田、武居、小林、  
稲荷山、池田、熊谷各委員

稲荷山委員長代理主宰の下に開会。

玖村委員長病欠のため、稲荷山委員委員長代理として主宰し、本日はかねてから検討事

項になっている教員養成の諸問題について、前回に引き続き検討することとしたい。玖村委員長の意向としては、教員養成について必ずしも十分な理解が得られていない向きもあるので、国立大学協会の名において要望書を提出したい。できれば6月の総会までにその原案を作成したいとのことである旨述べられ議事に入る。

まず、委員長代理より、「教員養成基準」の制定はかねてから論議され、その必要を痛感しているながらも未だに出来ていない状態であるので、できるだけ早くその制定を期したいと考える。ついては、このことについて各委員の考えを伺いたい旨述べられ、大略次のような意見があった。

- 教員養成の問題については、数年前から国大協としても、その基準制定の必要を感じながらも軌道に乗らず現在に至っており、文部省でも設置基準案を作ったようであるが、これもそのまま進行を見ないで今日に至っている。このような状態では今後の教育面に支障をきたすので、「教員養成基準」の制定については、国大協としては是非とも早急に実施されるよう推進しなければならない。
- 基準を設けるとすれば、あまりに実現不可能と思われるような高度な基準はどうか、むしろここまですべて最低限であるというような基準をつくるべきではないか。
- 基準の制定も勿論大事なことであるが、これは教育政策上の問題であるので、むしろ国大協としては、まず教員養成そのものの性格や大学自身が養成するのだという認識を深めさせることが、必要ではないか。他面、小・中学の教員養成は4年でなく、2年でよいとする考えや、短期大学にやらせるというような考えもあるようだが、結局は、設置基準が

ないためであり、両面を併行して進めるべきである。

- 基準について審議を進めるためには、何か原案が必要であるので、まず、文部省に保留されている、設置審議会の分科会で作った基準案を参考にして検討を進めることにしてはどうか。
- 大学の学部の中で、教育学部が一般に他学部と比べ劣勢のように見える。学科といっても概念が違うようだが、やはり研究教育の体制にならなければならない。この点も今後考えねばならない点と思う。
- 教員養成の基本的体制としては、国立大学の学部におとて養成することでなければならない。
- 本委員会としては直接基準案をつくることではなく、できるだけ早く基準案を制定してこれを実施に移すように推進すべきだ。

以上のような意見があった後委員長代理から、この委員会として、今後どう進めるべきかについて諮られた結果、結局、基準の制定の推進がまず第一段階と思うので、委員長の手許で案をまとめこれを4月中に一回と総会直前に一回委員会を開いて検討し、6月の総会までに一応の結論をまとめることにした。

### (13) 科学技術行政特別委員会 小委員会議事要録

日 時 昭和43年3月26日(火) 午前10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

三輪、福田、三村各委員

西脇、菊池各専門委員

科学技術会議側 篠原議員

科学技術庁側 田宮計画課長、小泉科学調査官 外3名

文部省側 須田学術課長 外1名

和達委員長主宰の下に開会。

委員長より、本日は特に科学技術会議から篠原議員のご出席を願い、明3月27日開催の科学技術会議において、同会議より総理大臣宛に提出する「国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」(E資料の項の2項)を審議決定することになっているので、本日は、その内容の説明を伺うこととした旨が述べられ、ついで同議員より次のとおり説明があった。

近年、国の進展に伴い科学技術部門において、国として研究開発を進めて行くべき課題も増加し、一方研究活動自体の動向として高度化、専門化、大型化の傾向が強くなってきたので、今後は一層各方面の協力の下に研究開発をしなければならなくなってきた。そこで、この研究開発を効率的に進めて行くには、関係各機関(国公立試験研究機関・大学・産業界等)の連携の下に総合的組織的に研究活動を進めていくことが特に重要である。このような状況から、科学技術会議においては、かねてからこれらの連携体制のあり方とか研究推進のための諸方策について調査検討を行なって来たが、その結果別紙「国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見」の成案を得たので、これを科学技術会議の意見として総理大臣に提出することになった旨の経緯および趣旨の説明があった。

なお、この意見は科学技術基本法案と直接の関係はなく、大学の関係は第19条の場合だけに限る。既に研究開発を推進すべき方針が決定し

国の予算もついたものについて、国の機関だけでやっては効果があがらないので、産業界や大学にも協力して貰うものであり、またこれはあくまで Pattern であるので、必ずしもこのとおりでなければならぬというものではない旨附言された。次いで、意見（案）の全文を朗読、そのあとこの問題に関連した部会、専門分科会の委員には大学関係者も多いなど、その氏名の報告があって、続いて意見（案）の全項目にわたって項目毎に説明があり、その後、次のような意見や質疑応答があった。

○ 研究テーマはどこで決めるか。各省庁で決めるのか。

（篠原議員）最終的には各省庁で決め、国の予算でやるものについて大学や産業界に協力を願うものである。大学は参加を希望しない場合には、もちろん拒否権がある。

○ 参加拒否権は、個人にあるのか集団(団体)としてあるのか。

（篠原議員）大学の協力は文部省に協議してきめる。ある程度の組織に対するものである。各大学でのやり方の違いもあろうし、その時の模様によって決めることとなろう。何か慣行が出来るとよいと思う。

○ 「国としてのプロジェクト」という意味は簡単に言えば国で予算を出すプロジェクトと考えれば大体よいと思う。（篠原議員）

○ 「連携の体制」

1. 「研究推進会議」について

(1) この意見の中にある「研究推進会議」は、これまでのように兎角行政的に傾かないよう留意すべきで、研究者自身の会議のような姿であることが望ましい。

（委員長）

(2) 大学の考えているイメージと各省庁の

もっているイメージとはちがう例がある。その運用については充分気をつけアンバランスにならないようにしてほしい。

2. 「評価会議」について

(1) この評価の意味は、研究自体を評価するのか或は客観的に国としての研究題目として推進すべきかどうかを評価するのかとの質問があったが、ここでいう評価は研究の進展状況を評価するのが目的である。

(2) 研究を調査し評価することには問題がある。

(3) マネージメントは必要だが、評価というと誤解を招く。評価に基づくアドバイスということだ。

(4) 評価会議は、その運用と人選に充分配意すべきである。

○ 「研究推進の諸方策」について

この内容は、大体において大学その他からの要望に沿って次の4項目を挙げて意見を述べている旨篠原議員より説明があった。

(1) 研究費の運用

(2) 研究者の流動

(3) 研究施設・設備の整備

(4) 研究成果の活用等

以上で、一応この意見（案）の説明や質疑が終わり、ついで、委員長より全般的な問題について意見を求められたところ、次のような意見があった。

○ 国の科学技術政策が今後このような方向で進められて行くことになると、大学側としては種々の研究を、この線に載せた方が有利であって、これ以外の研究には研究費を少なくされるようになると困るので、この点は十分に

配意してほしい。

- 官僚統制が始まったとの疑いを持たれないようにしてほしい。
- 文部省も、国として推進すべき総合的組織的研究以外の研究に不利にならないように特に配慮することを希望する。
- 大事業をやる場合、チームがルーズでは困るので、リーダーによる或る程度のコントロールも必要と思われるが、そのために大学に拙い結果を及ぼすことのないようにすべきだとの質問があったが、篠原議員より、これは委員の人選と運用に関係すると思うとの回答があった。

なお、最後に篠原議員より次のとおり補足的説明があった。

- 国として決めたプロジェクトの研究費は原則として、各省庁へ配分され、大学には文部省を通じて出すことになる。
- 研究推進会議は、テーマ毎に設けることとなる。なお、この方策については各教官方にPRを願いたい。

以上で、本日の会議を終了した。

## (14) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和43年1月18日(木) 午前10時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 福田委員長

佐藤、本川、谷川、岡田、赤木各委員

松本、堀口、古谷各専門委員

九嶋東北大学教授

福田委員長主宰の下に開会。

委員長に代わり岡田(正)委員より、本日は、

東北大学の九嶋教授に特にご出席をいただき、東北大学における医学教育の現況についてお話を願うこととした旨述べられ同教授の紹介があり、続いて同教授から大要次の如き説明があった。

従来の医学教育は、カリキュラムが総花的に編成され、授業は口述筆記式にかたより臨床医学の実習の機会に乏しく、このままの教育方法では日進月歩の医学の進歩や社会の要望には追いついてゆけないようになってきた。そこで東北大学においては、従来の教育方法を改善すべく、およそ7年前から岡山大学方式を取り入れ、改善を図ったところ、その結果はかなりよく今後も更に検討を加え改善してゆくつもりである。

### 1. 進学課程について

- 専門課程の講義を進学課程の方へ食い込ませることは、大体において反対で、むしろ進学課程の教育としては医学に関係深い科目を修めてほしい。

医学部としては医学部進学希望学生に対し教養部で余裕の時間があれば、医学原論とか医療心理学など医学に関連のある科目を組み入れたい。そのことは、勉学の内容そのものよりも、空の時間を勉学に向けることにもねらいがある。専門課程への進学は試験を行なった上にした。

### 2. 基礎医学について

- 基礎医学の講義時間は従来不足を感じていたのをこれを増し、配当時間数上の基礎臨床の比重から見ても、基礎の比重が大きくなって来た。基礎医学から積み重ねていく方法を採った。

- 教養課程の教育と専門課程との教育が、従来は関連が比較的薄い感じがあったが、もっとつながりのあるようにしたい。
- 基礎科目の試験は、厳重にしたい。したがって試験にパスしないと進級させないので、落第者の取扱いがなやみとなる。

### 3. 臨床教育について

- 臨床の教育は Small group teaching とする方法（1 class を 18 group に、1 group を 5.6 人程度とする）で実地教育に weight を置くようにした。そして、ここで最先端の講義を落とさないように、香り高い講義をやるようにした。

- 教育方法は、大体通論講義、Small group teaching 方法、単独講義の3つに分けて行なう。通論的なものは2年2学期から3年2学期まで、教授が担当する。

Small group teaching は努めて Bedside teaching 形式を採り、3年3学期から4年の2学期まで、午後は自由時間とし、その内1時間を香り高い講義に当てる。単独講義は一つの科で5人乃至6人の講師（所謂助手・講師）その他地方にいる有能な方に非常勤講師をお願いしている。

### 4. 教育スタッフについて

現行定員では到底満足な医学教育はできないので、教官特に講師（非常勤でもよし）、助手の大幅な増員を必要とする（表によって説明）。

以上で東北大学において実施中の医学教育の実状の説明を終わり、続いて今後の医学教育向上のため次のような点について検討してほしい旨の希望が述べられた。

- 1) 保険診療のあるべき姿（日本の医療制度の

改善）

- 2) 大学病院と開業医間の競合に対する対策
- 3) 医学教育要員の増員（man to man 式講義の必要）
- 4) 附属病院の規模の拡大（同時に施設・設備の充実、ベッド数の増加、要員の充足等）
- 5) 講義方法の改善、修得科目の整理（現在の方法では時間不足の感がある）

なお、臨床教育の方法について私見として

- (1) 各科ではそれぞれ重点事項を設定して、それに力を入れて教える。例えば重点事項として、

○生命に危殆を及ぼす疾患

○伝染病

○後遺症を残すおそれのあるもの

等緊急処置を要する病気に対する手当の方法について

- (2) 8年に1度位改革する（4年実施、4年反省期）。

### 5. その他

医学部に副学部長を置き、カリキュラムの編成、学生の補導、外部との交渉等を担当すること。

以上で九嶋教授の説明を終了し、続いて、医師法改正法案の国会通過に伴う新年度の配布予算について松本、堀口両委員より説明があった。

最後に、佐藤委員（弘前大学）から本年1月末日付をもって学長退任に伴う委員退任の挨拶があり、委員長より謝辞を述べられ、次回は、2月13日（火）午後1時30分より国大協会議室において開催することとした。



## (15) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和43年2月13日(火)午後1時30分  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 福田委員長  
柳川, 本川, 中川, 岡田(実), 赤木,  
後藤各委員  
松本, 古谷各専門委員  
説明者 原東京医科歯科大学教授  
鈴木東京大学教授

福田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より、本日は、医学進学コースに関する問題と、来たる6月の総会に本委員会の経過報告をどんなふうにするか、主としてこの二点について協議したい旨述べられ、続いて、次のおり新委員の紹介および承認があった。

- 佐藤(弘前大)委員の退官により、柳川弘前大学新学長が後任委員となった旨の報告および紹介があった。
- 谷川(千葉大)委員2月末退官予定につき、後任学長(千葉大)を、後任委員とすることについて、去る9日開催の理事会において内定したので、了承されたい旨が諮られた承された。

### 1. 医学進学コースの諸問題について

委員長より、本日は特に、東京医科歯科大学の原教授、東京大学の鈴木教授のお二人にお願ひし、医学進学コースについてのお話を伺うこととした旨述べられ、両氏の紹介があり、次いで、まず、原教授より次のような説明があっ

た。

- 東京医科歯科大学は、昭和21年に、大学として認められ予科をおいたが、昭和33年進学課程をおき、昭和40年に教養部を設けた。現在医学部と歯学部のみ2学部だけの大学で、特殊な点があると思われる旨前置きされ、同大学の主として教養部の現況について次のとおり説明があった。

東京医科歯科大学は、入試期が2期校であるため、志願者は非常に多いが、受験する者が激減し、更に入学を取りやめる者が多く、悩みの種となっている。4月10日には開校し、学生1人当たり10分程度の時間で、精神鑑定(2度に分けて行なう)を行ない、引続いて学生の相談に応じて保健管理を行ない、事故は防げているように思う。学生定員は、医学科80名、歯学科80名計160名で、各同数であるが、教養部においては、全体を3クラスに等分(1クラス約53名)し、医学志願者と歯学志願者を一緒にして教育を行なっている。講義は、大体他の新制大学と同じ形式によって行なっているが、単位のきめ方は文部省基準時間よりもかなりきびしくしてある旨、資料「教養部2年間の履修について」によって、次のように説明された。

- 教官数は大体において、人文系、社会系が少なく、非常勤講師で補っており、自然科学系は不十分ながらも大体充たされている状況である。
- 地学は、現在教養課程には課してなく、また入学試験科目にも課していない。
- 外国語は、英語、独語を主とし、仏語は参考科目として設けてあり、ラテン語は現在専任教員もなく、外国語の会話は非常勤講師で行なっている。

- 保健・体育は他大学と同じように行なっている。
- 単位は、教養部所定の履修科目表により人文科学は3科目12単位、社会科学は3科目12単位、自然科学は、その必修科目の内4科目16単位と選択科目のうち4単位計20単位、外国語は、2科目16単位、保健体育は2科目4単位以上、総計64単位は最小限度として必ず取得しなければならぬことになっている。教養部における学修状況、授業方法等は次のとおりである。
- 教養部の授業は、大体初めの1年半は時間割が殆ど詰まっており、後の半年に幾分余裕があるようにしてあるが、今後は少し時間割の組み方を改め、低学年の方へゼミナール的な科目を組み入れたいと考えている。  
自然科学系の科目に対しては、専門の方よりその内容の一部を変更してほしいとの要求もあるので目下検討中である。
- 学生の出欠は、とることを原則としているが、励行できない。規則としては3分の2以上出席しなければ受験資格はないことになっている。
- 外国語は、時間数に比べて単位換算率を辛くしてある。仏語は極めて初歩的なものを教えているが、聴講者がだんだん減ってきて困っている。  
なお、外国語は最近 living Language が必要になってきたと思うので検討中である。
- 留年制度はないが、時間割の関係上その年度に受験しなかった科目とか不合格になった科目の単位は、とりにくい制度になっているので、実際には留年と同じ結果になる場合がある。大学としては、目下留年制度も検討中である。

- 留年者が遊ぶことのないように各教室に預けて鍛えることにしているが、うまくいっていない。
- 医学科学生と歯学科学生を較べると、成績は特に差異がないが、物の考え方が違うようだ。
- 指導教官は、以前は1学年を3クラスに分け1人ずつの教官をつけたが、現在は1学年1人である。
- 学生問題については、学生部委員（任期1年）を5～6人おき、教養部長を補佐している。また、教官の内から、4～5人の教務委員を選挙によって定め、カリキュラムの編成も行なっている。  
教養部は、学生320名に教官20名弱を置いていて、めぐまれている。
- 学生は、運動部に入っている者が他大学に較べて非常に多いのは特色の一つである。部の活動が盛んで、文化的サークルも多い。これは6年間在籍が保障されているからかと思う。  
以上で一応原教授の説明は終わり、そのあとカリキュラムの改訂方針、留年制度の制定、留年者の既得単位を認めるかどうか、教養課程に持ち込む専門科目、くさび型教育の可否等について質疑応答があった。  
続いて、鈴木東京大学教授から東京大学における医学進学コースについて次のとおり説明があった。  
東京大学の医学部においては、新制度の大学になった当時から昭和38年度までは、全国各大学の教養2年の課程を修了の条件で、入学試験を行なって入学を許可していたが、昭和39年4月より、従来の入学試験制度を改め、進学制度を採用した。その進学条件は次のとおりである。

- 医学部進学定員は100名であるが、この内90名は本学教養学部理科Ⅲより、10名は理科Ⅱより教養の成績と志望を考慮に入れながら振り分け進学させることになっている。この振り分けは、教養学部2年の後期に行なうことになっている。
- 医学科では、専門科目を教養へは持込んではいないが、教養の2年後期に駒場へ行って専門科目でないものを多少教えている。  
以上で、同教授の説明は終わり、続いて、一般的な医進コースの問題について審議に入り、各委員から次のような意見や質疑応答があった。
- 岡山大学においては、一般教養の教官が少ないので医学部の希望に沿えないため、医学部から教養に来て専門科目の一部を教えてもらうよう計画しているが、教官数その他いろいろな問題もあるので要求を満たしていない。
- 長崎大学では、専門の教官が担当の上試験もやり単位にもすることで、工学部、薬学部は学部の専門科目の一部を教養1年の後期へ移すことに話がついている。これもキャンパスにもよることで、遠く離れていては実行も困難である。また、長崎大学では、教養部2年では、月、水、金が専門、火、木、土は一般教育を課し併行して行なっているが、医学部だけはそのようにやっていない。
- 図書費を学内措置で教養部へも均等に配布している大学があり、その結果はよかったという話を聞いたが果たしてどんなものか。
- 教養部で基礎教育を行なうとすると、教官特に講師・助手の増員を図る必要がある。特に、2年後期の基礎教育担当教官と実験の助手が必要である。文部省は教養部はティチングだとして助手の定員をつけないようであ

る。

- 教養は現在実質的には1年半であるが、医学部だけが実質においても2年であるのはおかしい。同じように1年半としてもよいではないか。
- 一般教育の講義内容と学生への魅力の問題については、實際上むずかしい問題がある。教養へは、若い教官よりもむしろ練達の教官が行けば学生をひきつけることが出来ると思うが、現実にはなかなかその通りにはいかない。
- 学科にもよるが、学生は基礎的な科目にははげむが、あまり関係のない科目には興味をもたない傾向がある。また基礎教育科目として行なう講義も、その内容によってはかえって専門教育のさまたげになる場合もある。  
以上、いろいろな意見や希望などが出されたが、医学進学コースの問題については、一応打切ることとした。

## 2. 委員会報告書の起案について

- 委員長より、次回総会に提出する本委員会報告書について諮られ、次のような意見が述べられた。
- インターン問題の法律が近い内に議会を通過すれば、それに関する問題も相当でてくるように思われる。
- 本委員会で今後検討しなければならない問題は、専門より教養へ持ち込む科目の問題、大学院の問題、新しい学問分野の問題、後継者の養成問題、その他多方面にわたっている。
- 今の段階では、本委員会としての結論を出すことは出来ないので、総会には単に経過報告と問題点だけを報告しておけばよいと思う。

○ 臨床医学の教育の問題もあるが、これはむしろ医学部長会議でよく検討していただき、この会としては除いた方がよいと思う。

○ 登録医制度反対スト実施中で、これも問題になるようだ。昨年国家試験を受けなかった大学も相当ある筈である。

○ 日本においても、法律を改正し、講座を担当しない教授を置いて、大学以外の病院等の人を併任させることが出来るようにすると医学教育もやり易くなる。

大体以上のような意見があり、最後に委員長より、医学教育は根本的に制度を改善する必要があると思うので、おいおいと問題点を固めて行きたいと思う。その際には専門委員に一層ご努力を願いたいと述べられ、次の総会には、今までの経過報告と問題点だけを整理して報告することとした。

以上で本日の会議を閉じ、次回開催日を次のとおり決定した。

4月19日(金)午後1時。場所は未定。

なお、当日は「医学教育全般の問題」について東京大学吉利教授に、「研修生問題」について同じく東京大学豊川医学部長(お差支の時は松本専門委員若しくは堀口専門委員)にそれぞれ依頼して説明をきくこととした。

## (16) 医学教育に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和43年4月19日(金)午後1時

場 所 学生会分館会議室

出席者 福田委員長

柳川, 本川, 川喜田, 太田, 山内,

中川, 赤木, 後藤各委員

松本, 吉利, 堀口, 古谷各専門委員

福田委員長主宰の下に開会。

審議に入るに先だち、本日出席の新委員川喜田千葉大学長および太田東京医科歯科大学長を紹介され、続いて、前回の議事要録を朗読し、5頁下から10行目「教えてもらっているが」を「教えてもらうよう計画しているが」に、同じく下から7行目「教養2年」を「教養1年」に同じく下から4行目「専門学部は」を「教養部2年では」に、同じく下から2~3行目「クレーヤーに切っていない」を「そのようにやっていない」にそれぞれ修正の上承認し、本日の審議に入る。

### 1. 医師法の一部を改正する法律案について

松本専門委員より、目下国会で審議中の本案の審議の模様について、この法律改正案は3月12日衆議院社会労働委員会での審議に始まり3月29日に衆議院を通過して参議院へ回付されたので、4月23日か24日頃には通過するだろうとのことであるが、卒業後の研修と医籍登録の2点が問題となっている。改正法案通過後の問題として、指導教官の増強、施設設備の充実、研修受入れ側の経済的措置などに隘路があるので、参議院での審議中に是非とも、政府の責任において、これが充足を期されるよう附帯決議で認めてもらう必要がある旨説明があった。

### 2. 医師法の一部改正後における諸問題について

改正案通過後の医学部側の受けとめ方特に研修生の受入れ方などについて、①学則に則って正規に扱う。②大学は研究トレーニングの場であるから2年以上研修する。③したがって、ストレートに来てほしい。④インターンがなくなるので医師となった者のみを引き受け

る、などの構想が述べられ、関連して、現在ストレートシステムを採る意見が多いようで、ローテートするかどうかの問題もある。学位制度や大学院との関係などの問題もあるが、大学院の性格の変革など簡単には割り切れない問題である。他面一般の医者養成（研修）は、大学ではやるべきでないなどの意見もあるようである。また、司法研修生は義務付けられているが、医学研修生は自由であるので、研修を受けない者もあり得る、従って一般社会に不安を与えることになろうから反対だとの意見もある。生命をあずかるのだから真げんに考えるべきで社会が医療についてももう少し理解することが必要であろう。などの意見があったが、更に医学教育の本質的な問題について、一般的に理解され難いものがある理由として、医学が実験科学としての宿命的なものがあること、所謂、徒弟的性格をもち、大学の教官というよりも医者養成の先輩的存在の意味の方が強く、従っておのずから医者派遣の権限をもつことにもなり、こうした事情を知らない一般から大学が就職を斡旋するのは違法ではないかなどの批判が出て来る所以であるが、封建性といいながらそれを打開する策がない、そこに不満があるとする意見も出された。最近診療と教室との運営を別建とするとか診療制限を行なうとか、新しい問題が起こっている。学生側の考えは、当初の色彩よりも全学連的な路線に傾いて来たようであり、医師法が改正されても昔のとおりやりたい、契約も個々でなく青医連と病院長とが結ぶことなどを主張している。

以上、種々の問題が出されたが、医療制度、医局制度について国のレベルで扱う審議会を設けて、本質的な問題や、具体的な問題について、検討して問題点をつきとめ、根本的な解決策を

考えないと、益々理想に遠ざかって仕舞うことになろう。診療部門なども現場の医学部長・病院長会議で意見を出してもらって委員会で検討することとしたいなどの意見が述べられた。

また、本委員会として、各大学が研修について引受けるべき限度の問題も検討すべきでないか。元来、本委員会が設置された理由は、医学教育や病院に関する諸問題が大学の管理上如何なる意味をもつかを検討することにある等これに関連して種々意見が述べられた。

なお、春見健一氏が昭和42年10月26日説明された医局事情の追加資料について委員長から説明があった。

今回は、5月29日（水）午後1時から開催することとし、6月の総会に報告するための問題点のまとめその他について検討することとした。

## (17) 教養課程に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和43年3月7日（木）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小塚委員長

細谷、二方、小川、藤田、佐藤、小田、  
前川、柳本各委員

説明者 坂手岡山大学教養部長

小塚委員長主宰の下に開会。

委員長の開会挨拶について前回の議事要録を朗読し、これを承認。なお、議事要録に関連して、さきに一般教育特別委員会において結論を出された事項と今後検討しようとする事項との関係について質問があったが、これに対して、委員長から、さきに出された意見はもちろん関

係はあるが、これに束縛されないで、二重になるかも知れないが、この際審議すべき問題点について根本的に考えていきたいとの本針を明らかにされた。続いて、本日は特に岡山大学の坂手教養部長のご出席を得て、予て本委員会で検討中の一般教育に関する問題についてお話を願うこととした旨の紹介があり、ついで同教授より、説明資料「教養部の現状とその充実についての二、三の所見」によって、教養部の現状について大要次のとおりの説明があった。

資料の内容は、第1は教養部の現状、第2は教養課程クラス人員調査からみた憂慮すべき多人数教育の実状、第3は教養部の現状とその充実について、第4は教養部教官の研究体制の確立の四つの項目になっているが、この資料の2項10頁以下は、過般東北大学で行なわれた、国立大学教養部長会議の際、協議事項の一つになったもので、その際は認された大体の方向である。その主眼とするところは、教養部の教官定員増加を要望することである。要望する教官定員の基準は、文科系において学生定員40名に対し教官3名以上、理科系は4名以上である。

最後の教養部教官の研究体制の確立の項は、既に国立大学教養部長会議で認められている事項であるが、その内容は、教養部は教養学部ではないということのために、研究の立場を学部と同様に教育の場で与えられていないということと、教養部の教官も、個人的にではなく、制度として大学院に参加させてもらいたいということである。

以上の概略説明があつて後、更にその各項目につき、次のように説明を加えられた。

## 1. 教養部の現状

このことについては、主として次の4項目に

ついて説明された。

### ① 教養部の設置されるに至ったいきさつ

岡山大学では、教養部設立当時は、教養課程の教育は、各学部から選出された教官で委員会をつくり、企画運営がなされる委員会方式で行なってきたが、教養部を置くことの必要を感じてきたので、教養部を置くことにした。

### ② 教養部発足のときの専任教官数

分校方式から教養部に制度化されたところでは、分校時代に旧制高校または予科の教官定員をそのまま引きつぎ、これらの専任教官（専門学部の教官数に比べると甚だしく少ない）で教養課程を運営し、学部からの兼任教官は極めて少ない。この分校方式以外のところでは、各学部から教官が集められて、教養部がつけられたが、専任教官は甚だしく不足している。

昭和40年度以降に発足した教養部は、辛うじて大学設置基準の線が確保されているが、昭和39年度に委員会方式から教養部へ移行した大学では、専任教官は基準より少ないところがあり、学部から、多くの兼任教官を受け入れている。

### ③ 教養部はどのような性格の全学的の組織であるか

教養部は教授会を持ち、評議員も選出している。

教養部専任教官の人事権は教授会が持っている。

教養部長の被選挙権者は全学の教授（大学によっては教養部の専任教授）で、選挙権者は実質的に教養部教官で、候補者を決定するところが多い。

岡山大学においては、本年より、教養部長

は、教養部内で選挙することとした。教養部としては、各学部との連絡機関は是非必要だとして置いてあるが、この連絡委員は各学部長からも強力に推進して貰わなければ力が弱いと感じている。

#### ④ 教養課程の教育科目

教養課程の教育科目は、現行の大学設置基準の単位を基にしているが、学力の低下を防ぐため、教官の不足を感じながらも止むを得ず、各学部から、一般教育中の自然系およびその他の系列、または語学等で、単位当たりの授業時間を増加するとか、単位数を増加するとか、或いは、一般教育とは別に基礎教育科目という名称を用いるとかして、教養課程へ持込んでいるのが現状である。

## 2. 教養課程クラス人員調査から見た憂慮すべき多人数教育の実状

一部に多人数教育とマスプロ教育とを同じ意味のように混同され使われているが、はっきりと区別をしなければならないと前置きされ、別紙調査表によって、次のとおり説明された。

### ① クラス人員調査

この調査によれば、昭和38年度から昭和40年度までの5年間のクラス平均学生数は74人

### ② 学科目別平均クラス人員表

総学科目平均人員数

年度	38年度	39年度	40年度	41年度	42年度
人員	78人	74人	70人	75人	76人

### ③ 年度別週当たりの授業組数

学部からの兼担教官は、教養部としては大いに賛成しているが、教養部よりも学部の方へ週1度以上は授業を出来るように希望している。

### ④ クラス平均履修人員

学部によって特殊性があるので区々であるが、現在の教官数では、クラス人数が多すぎるので、満足な教育が出来ない状態である。

## 3. 教養部の現状とその充実について

主眼とするところは、教養部教官の充足の要望である

教養部充実の第1段階としては、大学設置基準に達していない大学は、出来るだけ早く基準に達するよう文部省へ要望することである。

## 4. 教養部教官の研究体制の確立

この要点は、学部と同様に大学院にも参加し、研究の立場も学部と同様に与えてほしいということである。

以上で、坂手教授の説明が終わり、ついで委員長より、今後の本会議の進め方の参考として、取りあえず討議事項を、次の四項目に大別してまとめて見たが、こんな考え方で進めて見たらどうか、また、これを中心として検討しながら、問題があれば、それを加えていくことにしてどうかと別紙の委員長案により説明があった。

### 記

1. 教員組織特に専任教官について
2. 授業科目について
3. 教育方法について
4. 専門教育との関連について

これらの項目のうち、1.の教員組織の問題は、最終的には第1常置委員会で考えなければならぬ問題であると考えられ、また、2.の授業科目については、目下資料を取集めているので整理がつき次第検討していただく積りである旨述べられ、続いて討議に入ったが次の様な意見

があった。

- 外国（欧米）では、学部と教養部の教官とを区別していない大学が普通である。
- 名古屋工業大学においては、教官は全学方式をとっており差別は無い筈であるが、現実にはあるようだ。
- 教養課程から専門課程への講義は、希望者がかなりあるが、専門課程の方から教養課程への希望者は極めて少ない。

以上のような意見があつて、討議の結果、本委員会としては、委員長提示案の方針にそつて、今後検討していくことを了承した。

続いて、この問題に関連し、次のような質疑や意見の交換があつた。

- 細谷委員より、学部の専門教官が教養の兼任を嫌がるのはどんな理由かとの質問があつたが、これに対して坂手教授より、本務の方が忙しくなってきたのと大学院関係の講義や指導が多くなったためであろうとのことであつた。
  - 教官の定員を殖やす方法としては、教養部を独立させる方が殖やし易い点もある。
  - 香川大学では、目下教養部を設けるべきか否かを検討中である。
  - 東大の場合、学部の学生定員増があつた場合、当然教養部側にも一般教育の教官定員増があるべき筈であるが、その増員は、なかなか振当てがない。
  - 教養専門の教官を無くして、専門の教官一本にすることは、現状では無理なので、なるべく現状に即したようにせざるを得ない。
  - 専任教官をおく独立した教養部は必ずしも最善の在り方とは思われぬ。（名古屋工業大学、香川大学）
- 以上で、本日の会議を閉じ、次回の委員会は

次のとおり開催することとした。

日 時 昭和43年4月17日（水）午前10時より  
場 所 未 定  
議 題 教員組織の問題、その他

なお、当日は、一般教育に関する問題について、増田一橋大学長と前田陽一東京大学教授（教養学部）のご両名からお話をうかがうこととした。

## (18) 教養課程に関する特別 委員会議事要録

日 時 昭和43年4月17日（水）  
午前10時～午後2時30分  
場 所 学士会分館会議室  
出席者 小塚委員長  
樋口、細谷、小川、藤田、佐藤、小林、  
小田、前川、柳本各委員  
増田一橋大学長

小塚委員長主宰の下に開会。

審議に入る前に、前回の議事要録を朗読し、一部修正の上これを承認の後、先日文部省主催のもとに開かれた教養部長会議のことについて、文部省の見解と大学側の見解、当日の会議の模様と今後の動向等について話しあいがあり、種々意見が述べられた。

次いで、本日の審議に入り、教員組織について特に専任教員の点を中心に討議することとし、議事の進行上委員長が用意された参考案（別紙配布）に基づいて議事が進められた。

先ず、委員長より別紙資料Ⅰの教員組織について、

○A案 全学の教官が担当するものとし、一般教育「専任教員」は置かない。



○B案 「主として一般教育を担当する」教官グループと「主として専門教育を担当する」教官グループを置き、適宜両グループの教員間の交流をはかる。

○C案 原則として「A案」によるものとするが、大学の事情によっては、「B案」によることもできる。

以上三つの案について①管理方式～責任体制の問題、②教養部方式～委員会方式（或いは全学方式）の問題、③横割り～縦割りの問題など関連する問題点として、

A案については ①一般教育は、全学教官が責任をもつ。但し学部間の連絡、一般教育の企画・立案など管理機関を設ける必要がある。②現行規準による一般教育専任教員の定数は確保し、それぞれ関連する学部配慮する。③特殊の大学、単科大学については、別途に考慮する。④外国語教官、体育教官等については、その研究業績に応じて、何れかの学部で専門事項について「教授」する機会を与えるよう考慮する。

B案については——①一般教育専任教員と専門教育専任教員とを画然と区別すると、「差別待遇」されるおそれがあるので、この点について配慮する必要がある。②主として一般教育を担当する教官も、業績に応じて大学院の授業を担当し得るようにする。

C案については——大学の実情に応じてA、B何れかの案によることができるものとして考えられる。

以上三案の何れを採用にしても、①学生特に新入生の「学習指導」の必要上、これに当たる教官の定員増が必要である。学生の勉学意欲は、この指導の結果生まれると云われていることから何等かの措置を講ずる必要がある。②

いわゆる「横割り」「縦割り」何れの方法も採り入れることができる。

以上の説明に対して各委員より次のような質疑応答並びに意見が述べられた。

現実の問題として、この案の何れを採用にしても、全大学を一様にするのが無理であれば、大学の事情によりA、B、C何れかの案を採用。A案が望ましい大学は、逐次A案に切り替えてゆくほかならう。大学院担当の手当支給上の差別や、教官研究費・学生経費の予算積算基準の差別などの解消、一般教育担任教官にも研究の場を与えること、更に授業科目、教員組織とも関連して、教養課程を予科的な性格をもつものとしてはなどの意見もあり、或る大学は既に新制として発足当初より一般教育と専門教育を全教官が平等に差別なく担当し得るよう、教官各人が研究を推進し業績を挙げることとしているなどの報告もあった。結局本問題の取りまとめの方向付けとして、上記各案について共通的な長所や欠点などを拾い出し逐次まとめてゆくこととしてはどうかとの意見もあり、なお参考資料などについて検討することとした。

次に、増田一橋大学長より、一橋大学におけるいわゆる「全学出動」方式の現状について大要次のような説明があった。

一橋大学は、当時大学本科と予科と附属商学専門部が置かれていて、本科へは一般の高校からは入学せず、予科と高等商業から進学して来た。新制度に切り替えの際は、総合的な幅の広い大学となった。即ち本科は商学部、経済学部法社会学部に、のち法学社会学部は更に法学部と社会学部となり、現在4学部である。教育は前期2年後期2年とし、小平と本部で行なっているが、キャンパスのふんいきからも旧制の

予科の考え方が若干残っている。教養部を置かないで、教養の教官を学部それぞれ分属させ、学内的には各学部に配属されている。運営は、前期教授協議会（学部教授会のような人事権はない）を置いてこれに当たっている。教育は各学部から一ないし二科目だけを教養課程におろしているのみである。語学、自然科学、数学、体育だけが専門課程に関係なく一般教育科目として教養課程に所属していたが、一昨年から原則として全教授が前期の講義かゼミナールを担当することとし、例えば社会思想的なものは社会学部に、物理化学は商品学との関連で商学部に、数学は数理経済学ないし応用数学として経済学部にといった具合で、それぞれ業績を挙げることによって、その専門課程の科目の講義を持ち得ることとした。それでお残る語学、体育などについては学部で受け入れて呉れるようなふさわしい学科を考え、例えば言語文化研究室を設けて、この室のメンバーとして一応のクッションをおき、専門課程の講義が担当できるような業績を挙げることによってそれぞれ専門課程に吸い上げるなど、かなり弾力性のある運営を工夫している。

大学院になると問題は簡単でなく、大学院担当手当は助教授以上に出しているが、語学教官は教授のみに出していて、未解決である。以上、体育を除いて全部が何らかの形で専門課程に吸い取れる一橋大学の特殊事情によるもので、従って前期に手伝いに行くといった考えもだんだんなくなり、A案を実質的に行なっているのが現状である。従って、教授会も全学の教官で構成するし、施設・設備も全部共通である。

なお、学生の課外活動について、一橋大学では、以前から教官と学生が三泊四日程度の合宿

を行ない、非常に効果を挙げている。また学生50人以下でクラスルームを持ち、2年間自分の教室に釘付けとし、全員にロッカーを与え鍵も学生が所持している。クラス主任をおいて指導にあたっている。今取り残されているのはサークル活動のための部室の整備であり、先ず部室を造ってやる必要がある。

大要以上のような説明があり、これに対し種々質疑応答があった。

以上で、本日の会を閉じ、次回は5月14日（火）10時より開催することとし、なお、外国の文献などについて前田教授（東京大学）に、その他の資料などについて秋山教授（東京芸大）に、また高等学校の授業科目等の調査のため適任の方一人に専門委員をお願いすることが了承された。

## (19) 研究所特別委員会議事 要録

日 時 昭和43年1月19日（金）午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 大河内会長

本川委員長、堀内、和達、藤田、渡辺、奥田、赤木各委員、具島教授（水野委員代理）

三宅専門委員

議事に入る前に前回の議事要録の朗読があった後、前回に引続いて審議に入り、

研究所が、大学院の教育に対して補助的であるのか或いは独自に教育を行ないたいと考えるのかの点について論議に入り、教育の主体が学部にあることには異論はなく、大学院の教育についても、学部の責任者がこれに当たり、必要

により研究所等の適任者がこれに協力する（設置審査基準要項）建前になっていることも承知だが、実際的には、研究所により考えの相違はあるが平均してみると、その大学の学部・研究所の全能力を生かして運営すべきだとの考えに立って、研究所が協力しなければならないとの積極的な考え方が多いようであり、中には、学部並みにせよとの意見も間々ある。ただし自然科学系では、研究所に大学院学生の予算もついたことからこの考え方は強いが、人文社会系では必ずしもそうでなく、教育を義務づけられることを好まない研究所もあるが、学生予算の要求も出ており、漸次協力の方向に向かうものと思う旨が報告された。

更に論議を進めて、然らば研究所は制度上どうあるべきかについて意見の交換があったが、制度の建前としては研究所も大学院学生を教育し後継者を養成し得るようにしておくのがよいとの意見が出された。

次に、学部と研究所の人事交流については、現状は概して敷居が高いようであるが、具体的にはどうすればよいかの問題が採り上げられたが、(1)お互いに話し合うほかに手がないではないか。(2)研究に専念して業績を挙げた教官は学部へ行って教育に当たる。逆に学部の教官で研究に専念したい場合は研究所で研究に当たる（この場合サバチカルイヤーの制度を実施してもよい）。(3)互いに併任し合って研究し教育に当たる（この場合研究費の点で問題があるが）。(4)大学間では流動研究員制度を活用すること等々が考えられたが、何れにしてももう一つの交流をさまたげている大きな原因は、学部でも研究所でも、受入れるにしても施設・設備に余裕がなく、ために実行に移し難いことが指摘され、この余裕さえあれば人事の交流も行な

えるし、自然に共同利用や研究が出来る。このことは単に一大学内だけでなく、大学間でも又外国の大学との間の交流も可能であるので、是非このための財政的措置が講ぜられるよう要望したいとの意見が出された。これに関連して、東大の物性研究所で、一昨年北海道大学から一年間来所され非常によい結果を得たことが報告された。

次に、共同利用研究所の在り方の問題が採り上げられ、まず、共同利用研究所の運営と大学自治の問題について、研究所により運営がかなり違うが、共通の点は大学の自治と共同利用研究所のねらいとの調整が難しいことである。共同利用研を引受ける際、大学の自主性をもちながら共同利用研の機能を発揮させようとの考えのもとに、主として予算と人事について大学の自治をつらぬくことを建前として、大学の専任教官と学外からの研究者（併任し又は併任しないで）がそれぞれ半数宛で協議会を構成して運営に当たることとし、ここでは予算・人事についての原則だけを審議する（個々についてはふれないこと）ことを文書で確認し合って来ているが、実際的には実行されず外部内部双方とも満足していないケースがある。しかし、研究所によっては例えば人事についても教授・助教授の選考の場合、最終的には教授会で決定するなど運営の妙を得て何等問題のない研究所もある。ただこの場合でも、予算の上では不便を感じていることが報告された。

また、予算については組織上共同利用研究所が別建となっていないから、その大学の研究所の予算の総額のふくらみにおいて共同利用研究所が優先されることになると、そのために他の研究所が圧縮される心配があり、又この壁のために他の研究所が伸びない。このことは当初共

同利用研究所は実際的には別に扱うとの約束で引き受けたのであるが、実施面では必ずしも満足でないことがある点が挙げられた。

ここで、さらに共同利用研究所はどういう形態がよいかについて論議が進められたが、予算を別枠とすべきだとの意見の外に、更に大学の外に置くべきだとの意見も出されたが、この点については、大学に附置されることによって研究の自由が確保され、身分の保障があり且つ待遇がよい（研究公務員より）ことから、いうべくして行なわれないことが指摘された。ついで大学に附置した場合、大学の外に置いた場合、如何なる型がよいかについて種々の構想が論議されたが、その主なる考え方として、

- (1) 大学の外の機関として、しかも教育公務員特例法が適用されるような第3の型を考える、例えば共同利用研究所法とでもいうようなものとする。
  - (2) 巨大研究設備を必要とする場合に限り共同利用研究所とし、それ以外は普通の研究所とするか、又は学部の附属研究施設とは別の総合研究所とする。
  - (3) 研究所に客員部門を置き、部門に常時助手以下の研究補助者を配置し、研究者の利用を円滑にすることによって共同利用の実を上げ得るようにする。
  - (4) 素粒子研のように巨大なものになると、運営上単独立法の研究所とする。
  - (5) その他、共同利用研の設置場所については、地区に片寄らないよう考慮すること。
- などの考えが出されたが、戦前の理化学研究所のような組織・機構で、しかも重点的に研究費が投入できるような研究所が理想として挙げられた。なお、このことについては、学術会議の長期計画委員会の考えを聞いて更に検討するこ

ととされた。

以上で、本日の会議を閉じ、次回は2月12日（月）午後1時より開催することとした。

## (20) 研究所特別委員会議事 要録

日 時 昭和43年2月12日（月）午後1時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 本川委員長

堀内、和達、藤田、渡辺、奥田、八木、  
赤木、水野（代、具島教授）各委員  
（日本学術会議）

福島長期計画委員会委員長  
原同委員会委員

本川委員長主宰の下に開会。

最初に、前回の議事要録の朗読があってこれを承認した。次に、本日資料として配布された東京大学附置の共同利用研究所を設置された際、文部省と大学の間で取交わされた覚書等について、鶴田事務局長から詳細説明された。このあと、委員長より、本日は前回の委員会の申合わせにより審議の参考に資するため、特に日本学術会議から福島長期計画委員会委員長をお招きし、同委員会で研究された共同研究所に関する諸問題についての、お話を伺うこととした旨を述べ、福島氏および同席された原氏の紹介があった。次いで、福島氏より、長期計画委員会が、共同研究所問題について検討してきた経緯や考え方等について、昨年11月学術会議から政府に対して勧告した、別紙「共同研究所のあり方について」を説明資料とし、詳細にわたって説明があった。

同氏の説明によれば、この問題は、昭和29年

に東大に原子核研究所が設立された当時から長い間検討されているが、容易に結論を得られず今日に至っているものである。この勧告は、政府に対して条件のようなものを出したものであるが、積極的な意見ではなく、差し当たっての重要な点だけを盛り込んであるもので、共同研究所のあり方について学術会議の考え方の基本になるものという意味でもなく、また、必ずこの方針で運営に当たれという意味でもない。要するに、この案は最低限の諸条件を提起したものであるもので、この点について最初にご理解を願っておきたい。今後も大学側の意見もききながら、更に検討していきたい旨を述べられ、勧告の内容について次のように説明があった。

共同研究所のあり方についての諸原則と運営の最低条件

1. 共同研究所は、全国の国公立大学および研究機関の研究の場として、自由に開放されるべきものであり、また、全大学によって支持され、共同研究所における研究の発展が、大学自体の研究と教育に大きく役立つものでなければならぬ。なお、このためには、大学との人事交流も必要である。
2. 研究活動における研究者の自主性が尊重され、その運営は民主化されなければならない。
3. 上記の原則を保障するためには、共同研究所は、次の具体的措置をとることが必要条件である。
  - a) 大学の研究と密接不可分であるという点から、基礎科学の研究の場であることを明らかにすべきである。
  - b) 共同研究所に所属する研究者の身分は教育公務員とすること。
  - c) 共同研究所は、次の組織によって運営さ

るべきである。

所員会議：日常業務の運営に当たる（所長および研究従事者で構成する）

運営委員会：（所員の中から選ばれた者の外、学術会議が、全国の当該分野の研究者の中から推せんした者で構成）

協議員会：（全国の科学者の中から、他分野の科学者も含めて人選された者で構成する。独走を避ける。）

4. 共同研究所は、その性格が多様であるから、あまり細部にわたって法的規制は行わないこと。
5. 既存の大学所属の共同利用研究所の中、新たに規定される共同研究所に移行を希望するものについては、その所属する大学との充分なる協議の上処置すること。
6. 共同研究所を適正に運営していくことは、全科学者の責任であるので、十分に基本体制の確立について意を払って貰いたい。また、研究成果を公開し、軍事利用を許さぬという態度はくずしてはならない。

以上で全般的な説明を終わり、つづいて次のような意見や質疑応答があった。

- 現在の共同利用研究所は何れかの大学に属しているが、大学に属さない研究所となると文部省直轄の研究所にすべきで、下手な改革をするならば、むしろ現在のままがよい。
- Big science の共同利用研設置はよいが、小規模のもの共同利用研究所も出来たことや、ユニークな研究が予算を取る便宜に利用されること、大規模な共同研究所が大体において、中央（東京あるいは東海道沿線）に集中されてしまう傾向にあること、従って若い優秀な研究者が中央に集中され易いとか、ま

た反面若い研究者がサービス仕事や設備・機器等の整備等に時間を費やし、研究の時間をそがれ易いとか、その他研究者に格差がでるなどの心配がある。

- 学術会議としても、上記のようなことを考慮に入れながら目下検討中である。
- 大規模の研究所ができる、他の大学から関連のあるような研究や施設等の要求を出しても、なかなか認められない。
- 予算要求の場合には、ビッグ・サイエンスの研究所の方が都合がよいので利用され易い。
- 全国の大学附置研究所にスペースやポジションの余裕を与え、何れの大学や研究所からでも行けるようにすることによって共同利用の性格をもたす必要がある。
- 研究所に、大学院学生をとることはよくないというところもあるが、そのよくないという理由は何かとの質問があったが、これに対して福島氏は、後継者は矢張り自分の研究した研究所に戻ってくる傾向があるので、研究者が片寄るという意見であった。
- 共同研究所の諸種の問題を解決するためには、矢張り独自の法律をつくらなければならないと思うが、単独立法をするにしてもかなり問題はあろうと思う。
- 大規模の国立研究所をつくり、そこへどこからでも行ける制度とすればよいという議論もあるが、学術会議では、今はっきりした線を打ち出すことは控えている状態である。
- この勧告の線で、共同研究所が設立されるようになるとしても、大学側では、相当議論した上でなければサポートすることはできないようだ。
- この勧告の中に盛り込まれていない問題が

まだ数多くあると思うが、国大協でも大いに今後検討していただき、ご意見など聞かせてほしい、長期計画委員会でも進展を見た場合は資料を届けることとしたい。(福島)

以上で、学術会議側との意見の交換は終わり、最後に今後の本委員会のすめ方について諮った結果、今の審議の段階では早急に結論も出ないので、4、5月までに協議した問題点を整理し、来たる6月の総会にその審議経過を説明報告することとした。

以上で本日の会議を閉じ、次回委員会は次のとおり開催することとした。

日時 4月17日(水)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

- 議題 1. 共同利用研究所のあり方について  
2. その他

## (21) 研究所特別委員会議事要録

日時 昭和43年4月17日(水)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 本川委員長

堀内、和達、藤田、奥田、八木、赤木  
水野各委員

本川委員長主宰の下に開会。

### 議 題

1. 共同利用研究所の在り方について。

丁子主事、前回(2月12日)の議事要録を朗読し、了承された。

委員長より、本日は、前回に続いて先ず、日本学術会議が政府に勧告した意見を中心にして、意見の交換を行ないたいと思う。共同利用研究所の在り方には、いろいろ難しい点がある

ので、国、大、協としても改善のために相当の意見を持つ必要があると考える旨挨拶があった後、各委員より次のような意見が述べられた。

- (1) 従来の共同利用研究所にはそれ自身にいろいろ問題がある。
  - (2) 大学でやっている範囲の基礎科学の共同利用研究所については、大学の教官や大学の関係者が、その運営に当たるようにしなければうまくいかないのではないかと。
  - (3) 共同利用研究所を大学附置研にする第一の理由は研究の自由ということであるが、これには大学の方にも利用者の側にも可成り無理が出て来ている。
  - (4) 附置研としてではなく、大学の所在地に置くが、予算は大学から独立している大学研究所というようなものは考えられないものか。
  - (5) 学部を持たず、各大学から学生を受け入れる大学院をもつ大学の連合体である所謂、研究所大学の構想はどんなものか。(アメリカ等にはあるが)
  - (6) 個々のものにせずひとつの組織体である総合的な研究所をつくり、所属大学の判断で、これに入りたい希望の既存の研究所は入るといふことにすれば、すっきりするのではないかと。
  - (7) 国立学校設置法に対応して、国立研究所設置法をつくり、文部省所轄として、所員の処遇は大学並みとするような構想はどうであろうか。
- 大要、以上のような意見が述べられた。

2. 次に、来る6月の第41回総会に、本委員会として報告する「審議経過報告案」の審議に入る。丁子主事、報告案を朗読し、検討の結果、2、3の修正を行ない、これに、本日審議の分をつけ加えて、事務局において草案を作り、各

委員に送り、更に検討することになった。

なお、本委員会は5月中は開催しないこととして閉会した。

## (22) 日経連主催学卒者就職 問題懇談会報告

日 時 昭和43年4月30日(火)

午後1時30分～4時

場 所 工業倶楽部会議室

参会団体等

国立大学協会、私立大学連盟、私立大学協会、私立大学懇話会、国立九大学法経学部長会議、日本経営者団体連盟、文部省

(要旨) 主催者側より懇談会開催の趣旨について挨拶があったのち、日経連が調査した最近の求人側情報について報告があり、これに関連し改善すべき方策として、来年度より求人申込期日について企業側の協定を行なうかどうかの提案があり、これを中心に懇談した。

その概要は次のとおりである。

### 1. 日経連が調査した求人側についての情報報告

主要企業の若干について調査したところ、次の例があった。

- (1) 日本航空 試験期日 5. 18 (私立大関係)、6. 21 (国立大関係) .ただし、何れも個人応募の形式をとる。
- (2) 安宅産業(東京支社) 試験期日 5. 11, ただし、のちに6月中旬に行なうことに変更した。
- (3) 勸 銀 試験期日を明示せず、4月中旬に

大学に求人申込をした。他にも銀行関係にはこの例がある由。

以上、とくに早めた理由は、最近数年の経験にかんがみ、いつも手遅れの感があって大半が他に内定済みだったこと、学生から早めて欲しいとの要望があったこと、募集人員が例年より多数であること等である。

なお、本年は

- (1) 国家公務員試験の第1次が6月23日から開始される。
- (2) 東京都庁採用試験が6月30日に行なわれる。

等のことも学生が早目に動き出す空気を醸している。

これについて文部省よりも説明があり種々懇談があった。

公務員試験については

- ① 各省庁からの名簿提出要求が繰上げられたため、その日取の逆算で早められたこと。
- ② 採用試験とは云っても、実際上は資格試験であること。
- ③ 第1次は6月でも、最終決定は8月になること。

都庁採用試験は、本年は7月最初の日曜が、参院選挙とちが合ったため、繰上げられたこと。

等の事情が判明したが、今年は止むを得ないとしても、来年以降については、慎重に考慮されるよう、文部省より申入れすることになった。

また、企業側の例については、推薦開始時期の申合わせの趣旨から云って甚だ遺憾であるので、日経連より、改めて本日の会議の状況を伝えて再考を促すこととした。やめさせることが

出来ない場合でも、少なくとも正式試験を7月以降に実施することを希望された。

## 2. 求人申込期日の協定についての提案

日経連側から、以上のような実情にかんがみ、改善をはかる方法として、現在企業側で野放しになっている求人申込の期日を、企業側で協定することにしてはどうかとの提案があり、これについて種々意見が交換された。

○ 企業側が大学に対し申込をする時期の申合せは、違反の少ない今の中なら出来るものと思われる。

○ 例えば、大学側が大体求人依頼に動き始める5月中旬以降とするとか、或いは6月1日以降とするとかの申合わせをし、1、2年様子を見て、それが固まったところで、更に繰延べて7月以降にするとかして行けば、何年かののちには、求人申込も10月1日以降の線にもって行くことも出来よう。

○ 来年からの実施になるが、就職運動を正常化に進ませる段階的措置として一歩前進になる。

○ 大学側も協定以前のは掲示しないとか、違反のものは日経連に連絡するとかの方法をとることも出来る。

○ なお、求人申込みの際は選考期日を明示することも求めたい。

以上で、日経連のこの提案は概ね参会者一同の賛意を得たが、これについては、大学間の推薦開始時期申合わせとの関連もあるので、日経連からこのための文書を出す場合は、7月以降推薦開始の実施を厳守するためこの申合わせを行なう旨を明示することになった。

○ なお、この前提として、就職決定の先決主



義を撤廃されたいとの意見が、日経連から出されたが、そうすると採用者側からは内定の取消しもあり得る旨の要求が出ることになるかも知れないので、この点はなお検討を要するという事になった。

○ 最後に、必要に応じ今後も、この種会合を開催することがあり得るので、協力されたい旨要望があった。

## 2. 諸 会 合 (昭和43年1月～4月)

月日	曜	時刻	会 議 名
1. 17	(水)	(10)	第3, 第4 常置合同委員会
17	(水)	(13)	第3 常置委員会
18	(木)	(10)	医学教育に関する特別委員会
18	(木)	(13)	第1 常置委員会
18	(木)	(18)	文部大臣との懇談会
19	(金)	(13)	研究所特別委員会
25	(木)	(13.30)	第7 常置委員会
31	(水)	(11)	科学技術行政小委員会
2. 7	(水)	(17.30)	第3 常置専門委員会
8	(木)	(10)	第3 常置小委員会
9	(金)	(10)	第3 常置委員会
9	(金)	(13)	理事会
12	(月)	(13)	研究所特別委員会
13	(火)	(13.30)	医学教育に関する特別委員会
15	(木)	(10)	第6 常置在京委員・専門委員会
16	(金)	(13)	第1 常置委員会
20	(火)	(14)	就職問題懇談会
3. 4	(月)	(15)	第3, 第4 在京委員・在京理事会議
7	(木)	(13)	教養課程に関する特別委員会
9	(土)	(10.30)	第6 常置委員会
11	(月)	(9.30)	日本育英会長との懇談
21	(木)	(13)	科学技術会議議員との懇談会
26	(火)	(10)	科学技術行政特別委員会小委員会
4. 11	(木)	(15)	第1 常置委員会専門委員会
17	(水)	(10)	教養課程に関する特別委員会
17	(水)	(13)	研究所特別委員会
18	(木)	(10)	第1 常置委員会
18	(木)	(10)	第5 常置委員会
18	(木)	(13)	理事会
19	(金)	(10)	第2 常置委員会
19	(金)	(13)	医学教育に関する特別委員会
30	(火)	(13.30)	日経連主催学卒者就職問題懇談会

## B 意見書等

### 1. 科学技術基本法案要綱(案)に対する意見について

国大協議 第22号

昭和43年1月31日

科学技術庁事務次官

井上啓次郎 殿

国立大学協会

科学技術行政特別委員会

委員長 和達清夫

さきに、ご連絡をいただいた昭和42年11月18日作案に係る科学技術基本法案要綱(案)に対する本委員会の意見は次のとおりであります。ついで、同要綱法制化にあたっては、本委員会の意のあるところを十分にご勘案の上措置されるよう何分のご配慮をお願いいたします。

科学技術基本法案要綱(案)に対する意見

1. 前文冒頭において、「科学技術」の定義を述べることは本文の構成からみてその趣旨を歪曲し、社会一般の誤解を招くおそれがあるので、「科学技術」の定義を述べるにあたっては、例えば次のような条項を設ける等適当な方法によりこれを明確に規定されたい。

○ 総則 第一として、「この法律にいう科学技術には、人文科学のみに係るもの及び大学における研究に係るものを含まない。」の条項を設ける。

2. 第十九にいう「大学の参加を必要とする場合」については、解釈上疑義を生ずるおそれがあるので、例えば次のように改める等これ

を明確に規定されたい。

第十九中「大学の参加を必要とする場合」を「大学の参加を必要とし、かつ、大学が参加しようとする場合」に改め、「参加しようとする当該大学」を「当該大学」に改める。

### 2. 「科学技術基本法案要綱」に対する意見について

昭和43年3月2日

科学技術庁長官 鍋島直紹 殿

国立大学協会

会長 大河内一男

このことについて当協会は、昨年12月1日開催の総会の議を経て、当協会の基本的意見(会報39号59頁参照)を既に公表いたしました。

さらにまた、このことについて本年1月31日和達委員長より貴庁井上事務次官に意見(前掲1参照)を附して要望したところでありましたが、今回閣議において決定された同法案によれば、当協会の主唱する意見のうち重要である第19条が原案のままであり、何等考慮されていないことを甚だ遺憾に存じます。

つきましては、同法案第16条を、さきに貴庁事務次官に要望した意見に基づき下記のように改められ、同法制定の前に万全の措置を講ぜられるよう何分のご配慮をお願いいたします。

なお、これとともに、同法案を国会に上程する場合は、提案理由においてこの点を充分明らかにされるよう特にお願いいたします。

記

第19条 第6条第2項第1号に規定する政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施について大学の参加を必要とし、かつ、大学が参加しようとする場合には、当該大学における当該研究について第5条、第6条（当該研究の促進に係る部分に限る。）及び第7条の規定を適用することができる。

（理由）

貴庁関係当局の説明によれば、第19条は、後段において「参加しようとする大学における当該研究」と規定しており、大学の自主的判断により参加するものと解せられるので、当協会の意見と同様であるとのことであります。

しかしながら、将来同条を解釈するにあたり、政府において「大学の参加を必要と認め」て決定し、その決定に基づいて参加しようとする大学における研究について第5条乃至第7条が適用されるとも解釈される可能性が充分にあります。このことはまた、同法が「大学における研究に係るものを除いた」趣旨にも反することとなります。

したがって、同条の表現については、各大学において最も重要な問題として注目するところでありますので、当協会としても慎重な措置を希望してやみません。

なお、同法案が今回新聞紙上に公表された後において、大学間においても既にこの点について疑義をもっている向きのあることを念のため附け加えておきます。

### 3. 「科学技術基本法案」に対する意見について

昭和43年3月2日

文部大臣 灘尾弘吉 殿

国立大学協会

会長 大河内一男

このことについて、当協会は予てより関係方面に要望してまいりましたが、今回、同法案国会上程に際し、更めて「別紙」（別掲2参照）のとおり、科学技術庁長官に要望いたしました。

つきましては、貴省におかれましても、当協会の意のあるところをご賢察願ひ、これが実現方につき何分のご協力とご配慮をお願いいたします。

### 4. 「科学技術基本法案」に対する当協会の意見について

国大協総第30号3

昭和43年3月5日

各 理 事  
各科学技術行政  
特別委員会委員  
各 // 専門委員

殿

科学技術行政特別委員会

委員長 和達清夫

このことについては、既にご承知のとおり、当協会として科学技術庁その他関係方面に要望してまいりましたが、今回国会上程に際し閣議で決定された同法案によりますと、予て当協会の主唱する意見のうち第19条について何等考慮されておられませんので、急拠、会長とはかり科

学技術庁長官宛「別紙」（前掲2参照）のとおり同案修正方について要望するとともに、別途、文部大臣宛協力方を依頼（前掲3参照）しましたので、報告いたします。

なお、今回の要望は、当協会予てからの基本的意見に基づく具体的な措置であり、また、緊急を要することでもありましたので、特に会議に諮ることなく会長と委員長において処理し、何れ会議の際ご報告しご了解を得ることといたしましたので、何分のご了承を願います。

（備考）

科学技術基本法案第19条（閣議決定案）

第19条 第6条第2項第1号に規定する政府としての目標を設定して推進すべき研究の実施について大学の参加を必要とする場合には、参加しようとする大学における当該研究について第5条、第6条（当該研究の促進に係る部分に限る。）及び第7条の規定を適用することができる。

## 5. 昭和43年度予算案の学生厚生補導に関する経費について （報告）

国大協議 第29号

昭和43年2月15日

各国立大学長 殿

国立大学協会

第6常置委員会

委員長 増田 四郎

去る2月6日付朝日新聞朝刊に、「論議呼ぶか大学生補導費」という見出しのもとに、標記の経費に関する記事が書かれていたことは既にご承知のことと存じますが、右の記事がいささか真相を欠き一般の誤解を招くおそれがあると

存じましたので、早速このことについて文部省に質すとともに、本日本委員会の在京委員および専門委員ならびに第3常置委員長とこのことについて協議いたしました。

その結果、本協会としても、当初よりこの予算の実現に努めてきた関係もあり、この際この予算が計上されるにいたった経緯および経費の配分・使用等について念のためここにご報告することになりました。

については、この経費のもつ教育上の使命を充分理解されるよう貴学内に周知され、上記の記事による誤解のないよう何分のご配慮をお願いいたします。

### 1. 学生の厚生補導に必要な経費の予算計上の経緯

本委員会は、さきに昭和43年度予算に関する要望書を決定し、国立大学協会として、文部省、大蔵省その他関係方面に要望しましたが、特に上記の学生の厚生補導に必要な経費については、大蔵省査定段階において、重点事項として最後まで強力にその増額方に努力し、幸い、充分とはいえませんが、このたびある程度の実現を見たような次第であります。

（注）

昭和43年度予算に関する国立大学協会  
要望書（抄）

学生厚生補導経費について

現在学生の厚生補導の面において、もっとも要求されていることは、教官と学生とがつねに精神的交流を図り、つねに相互理解と交誼の上にたつて教育が行なわれることであり、また、課外活動の面においては学生のエネルギーを充分に発揮させ、学生生活に潤をもたせるとともに、学生の精神

的交歓を促すことである。さらにまた、健康管理の面においては、身体的精神的に不安定な年齢層にある学生の保健衛生について恒常的な制度と施策を一日も速やかに講ずることである。

よって、昭和43年度予算においては、学生の厚生補導に要する経費特に、教官と学生との交歓に必要な経費、体育に関する設備その他の経費、保健管理センター等学生の健康管理に要する経費について格段の配慮をされるようここに強く要望する。

## 2. 本経費の配分と使用について

本経費は、上記の経緯によっても明らかのように、本協会の要望の趣旨に基づいて計上されたものであり、且つ厚生補導が教育の一環であることに鑑み、予算の配分および使用に当たっては、この趣旨に基づいて行なわれるべきことは当然であります。

## 6. 警官の学内出動に関する 警視庁の方針について

国大協議 第24号  
昭和43年2月20日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
事務局長 鶴田酒造雄

去る2月13日の一部新聞紙上に「大学の要請なくとも学内に出勤ができる」というような見出しのもとに標記に関する記事が書かれておりましたが、このことについて、翌14日三輪第3常置委員長、長谷川専門委員および鶴田事務局長が警視庁後藤警備部長に会い、詳しく事情をきき意見の交換を行ないました。  
その結果

1) この方針は、新聞の報道と異なり委員会の「最近における学生運動に関する意見」の公表より約半月前の1月25日に警視庁管内の所属長に到達されたものであること。

2) この方針の目的とするところは、所属長等の交迭等もあり、この際念のため、従来大学に対し行なわれてきた慣行と理解を整理再確認し、その趣旨方針の徹底を期する意味で出されたものであること。

3) したがって、この方針に掲げられた何れの場合も従来の慣行に従い大学の自治を尊重し、大学の要請または承諾を得ることを本旨としており、何等従来の取扱いを変更する意図のものではないこと。なお、この方針の指示にあたり、平素から大学当局と意思の疎通をはかり、遺漏のないよう努めるべき旨の趣旨が附言されていること。

が明らかになりましたので、念のため学内に周知される場合等のご参考までにご報告かたがたご連絡いたします。

## 7. 大学卒業予定者のための推薦 選考開始時期等について

国大協総 第35号  
昭和43年3月18日

各国立大学長 殿

国立大学協会  
会長 大河内一男

標記のことについて、昭和43年3月9日付文大生第226号をもって文部省大学学術局長から各大学長宛に通知されたことと存じますが、当協会としては、前総会および理事会の意向に基づき、昭和43年度においても例年どおりの線を守ることにし、別紙のとおり申合わせをした次

第であります。

つきましては、同申合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学にあっては例年のとおり、10月1日以降実施を厳守することになっておりますので、この点特にご留意の上ご協力下さるようお願いいたします。

なお、近年求人側の事前選考が、きわめて早い時期に大学側の了解なしに行なわれる傾向が年毎に強くなり、学生もまた、早い時期から求人側を訪問するような事例が増加しており、教育上はもちろん学生指導上まことに憂慮に堪えないところであります。

したがって、このような弊害を少しでも除去するためには、各国立大学が従来同様10月1日以降推薦開始の線を厳守するばかりでなく、とくに求人側および学生に対し、事前選考が無秩序かつ早期に行なわれることを防止するためこの際万全の処置をとられることが必要と考えます。

各国立大学におかれては、以上の事情をとくご了察の上学内教官その他関係者に対し申合わせの趣旨の徹底をはかり、実施に際しては、さらに一層ご協力下さるよう要望いたします。なお、この問題に関連して、国立九大学法・経学部長会議において、この申合わせの趣旨を厳守するため特に別紙のような申合わせをしておりますのでご参考までにお送りいたします。

おって、当協会より全国の各事業所団体代表者に対して別紙の依頼状を送付し、協力方を要望いたしましたので併せてご通知申し上げます。

#### 申合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭

和43年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

#### 記

1. 就職事務は、7月1日より前には一切行なわないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和43年3月7日

国立大学協会 会長 大河内一男  
公立大学協会 会長 萩野御太郎  
日本私立大学連盟 会長 永沢 邦男  
日本私立大学協会 会長 稗方 弘毅  
私立大学懇話会 会長 麻生 磯次  
国立短期大学協議会 会長 松村 定雄  
全国公立短期大学協会会長 各務 虎雄  
日本私立短期大学協会会長 松本 生太

### 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について(依頼)

国大協総第35号2

昭和43年3月18日

各事業所団体代表者 殿

国立大学協会

会長 大河内 一男

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格別の御配慮をわずらわし、深く感謝申し上げます。

さて、大学卒業予定者の就職選考が、あまりに早期に行なわれることは、最終学年に在学する学生の教育遂行ならびに指導上種々の弊害を

生むのみならず、ひいては各事業体の要請される人材確保の趣旨にも沿い得ない結果を生ずることとなり、大学側としてもまことに遺憾に存ずるところであります。このたび、当協会におきましては、別紙写のとおり、各国立大学長あて通知し、趣旨の達成のため一層努力すること

になりましたので、貴連盟（協会）（会議所）におかれても、何卒以上の事情をとくと御了察下され、貴傘下各事業所等の格別の御理解と御協力を得られますよう、改めてお願いいたします。

---

## 窓

### 琉球大学長の総会出席について

昭和34年4月18日の役員会の際、琉球大学長の総会出席について協議された。種々審議の結果、小・中・高等学校については、留学生、教科書、指導主事の派遣、教員の研修等かなり組織的に教育交流が行なわれている。琉球大学の現状にもかんがみ、また先方の希望もあり、同大学に対しオブザーバーとして当協会の総会へ出席されるよう招待してはどうかということになった。その結果、同年6月5日開催の第18回総会に、安里源秀学長がオブザーバーとして初出席されて以来、第20回、24回、30回、34回、35回、37回、38回、40回と歴代の学長が出席された。今度の第41回総会にも、池原学長から出席される旨返事が寄せられている。

当時、初出席した安里学長は、同大学の実情を詳細に紹介したのち、琉球は特異の地位にあり、祖国日本と結びつく強い線を出したいが、今直ちに日本への復帰は不可能と思う。しかし、精神的教育の面でそのつながりを強化できるよう、各国立大学より全般的に援助されたい旨述べられている。

（会報第17号より）

# C 予 算 ・ 決 算

## 1. 昭和42年度歳入歳出決算

国立大学協会

科 目	決 算 額	予 算 額			差引増減	摘 要										
		当初予算額	追加予算額	予算現額												
歳入の部	18,341,053	16,256,000	2,097,500	18,353,500	△ 12,447											
1. 会 費	14,104,000	14,104,000		14,104,000	0											
2. 預金利子	242,838	200,000		200,000	42,838											
3. 雑収入	2,142,215	100,000	2,097,500	2,197,500	△ 55,285	追加予算は (1)「大学院設置基準をめぐる所見」および同「参考資料」 (2)「学生問題に関する資料」の頒布関係										
4. 前年度より繰越額	1,852,000	1,852,000		1,852,000	0											
歳出の部	16,901,053	16,256,000	2,097,500	18,353,500	1,452,447	円										
1. 事業費	6,174,593	4,620,000	2,097,500	6,717,500	542,907											
(1) 総会費	1,341,610	1,000,000		1,342,000	390	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 運営協議会費より流用増</td><td style="text-align: right;">98,000</td></tr> <tr><td>  { 役員会費より流用増</td><td style="text-align: right;">46,000</td></tr> <tr><td>  { 調査研究費より流用増</td><td style="text-align: right;">198,000</td></tr> <tr><td>  { 総会費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 98,000</td></tr> </table>	{ 運営協議会費より流用増	98,000	{ 役員会費より流用増	46,000	{ 調査研究費より流用増	198,000	{ 総会費へ流用減	△ 98,000		
{ 運営協議会費より流用増	98,000															
{ 役員会費より流用増	46,000															
{ 調査研究費より流用増	198,000															
{ 総会費へ流用減	△ 98,000															
(2) 運営協議会費	301,220	400,000		302,000	780	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 総会費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 46,000</td></tr> <tr><td>  { 調査研究費より流用増</td><td style="text-align: right;">207,000</td></tr> </table>	{ 総会費へ流用減	△ 46,000	{ 調査研究費より流用増	207,000						
{ 総会費へ流用減	△ 46,000															
{ 調査研究費より流用増	207,000															
(3) 役員会費	23,250	70,000		24,000	750	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 総会費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 46,000</td></tr> </table>	{ 総会費へ流用減	△ 46,000								
{ 総会費へ流用減	△ 46,000															
(4) 委員会費	456,929	250,000		457,000	71	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 調査研究費より流用増</td><td style="text-align: right;">207,000</td></tr> </table>	{ 調査研究費より流用増	207,000								
{ 調査研究費より流用増	207,000															
(5) 会報発行費	1,004,653	800,000		1,005,000	347	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 調査研究費より流用増</td><td style="text-align: right;">205,000</td></tr> <tr><td>  { 総会費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 198,000</td></tr> </table>	{ 調査研究費より流用増	205,000	{ 総会費へ流用減	△ 198,000						
{ 調査研究費より流用増	205,000															
{ 総会費へ流用減	△ 198,000															
(6) 調査研究費	3,046,931	2,100,000	2,097,500	3,587,500	540,569	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 委員会費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 207,000</td></tr> <tr><td>  { 会報発行費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 205,000</td></tr> </table>	{ 委員会費へ流用減	△ 207,000	{ 会報発行費へ流用減	△ 205,000						
{ 委員会費へ流用減	△ 207,000															
{ 会報発行費へ流用減	△ 205,000															
2. 事務費	10,726,460	10,636,000		10,736,000	9,540											
(1) 諸給与	8,259,013	8,200,000		8,300,000	987	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 予備費より流用増</td><td style="text-align: right;">100,000</td></tr> </table>	{ 予備費より流用増	100,000								
{ 予備費より流用増	100,000															
(2) 備品費	205,817	200,000		206,000	183	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 借用料より流用増</td><td style="text-align: right;">6,000</td></tr> <tr><td>  { 備品費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 6,000</td></tr> </table>	{ 借用料より流用増	6,000	{ 備品費へ流用減	△ 6,000						
{ 借用料より流用増	6,000															
{ 備品費へ流用減	△ 6,000															
(3) 借用料	340,526	352,000		345,000	4,474	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 被保険者事業主負担金へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 1,000</td></tr> </table>	{ 被保険者事業主負担金へ流用減	△ 1,000								
{ 被保険者事業主負担金へ流用減	△ 1,000															
(4) 消耗品費	145,703	200,000		146,000	297	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 庁用諸費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 54,000</td></tr> </table>	{ 庁用諸費へ流用減	△ 54,000								
{ 庁用諸費へ流用減	△ 54,000															
(5) 印刷費	47,700	50,000		49,000	1,300	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 庁用諸費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 1,000</td></tr> <tr><td>  { 庁用諸費へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 52,000</td></tr> </table>	{ 庁用諸費へ流用減	△ 1,000	{ 庁用諸費へ流用減	△ 52,000						
{ 庁用諸費へ流用減	△ 1,000															
{ 庁用諸費へ流用減	△ 52,000															
(6) 通信費	253,467	330,000		254,000	533	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 被保険者事業主負担金へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 24,000</td></tr> </table>	{ 被保険者事業主負担金へ流用減	△ 24,000								
{ 被保険者事業主負担金へ流用減	△ 24,000															
(7) 旅 費	229,630	230,000		230,000	370											
(8) 庁用諸費	406,571	300,000		407,000	429	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 消耗品費より流用増</td><td style="text-align: right;">54,000</td></tr> <tr><td>  { 通信費より流用増</td><td style="text-align: right;">52,000</td></tr> <tr><td>  { 印刷費より流用増</td><td style="text-align: right;">1,000</td></tr> <tr><td>  { 通信費より流用増</td><td style="text-align: right;">24,000</td></tr> <tr><td>  { 借用料より流用増</td><td style="text-align: right;">1,000</td></tr> </table>	{ 消耗品費より流用増	54,000	{ 通信費より流用増	52,000	{ 印刷費より流用増	1,000	{ 通信費より流用増	24,000	{ 借用料より流用増	1,000
{ 消耗品費より流用増	54,000															
{ 通信費より流用増	52,000															
{ 印刷費より流用増	1,000															
{ 通信費より流用増	24,000															
{ 借用料より流用増	1,000															
(9) 被保険者事業主負担金	324,033	300,000		325,000	967											
(10) 退職給与引当金	474,000	474,000		474,000	0											
3. 予備費		1,000,000		900,000	900,000	<table style="font-size: small; border: none;"> <tr><td>  { 諸給与へ流用減</td><td style="text-align: right;">△ 100,000</td></tr> </table>	{ 諸給与へ流用減	△ 100,000								
{ 諸給与へ流用減	△ 100,000															
翌年度へ繰越額	1,440,000															



## 2. 財 産 目 録

昭和43年3月31日現在

資 産 総 額	5,479,557円	2. 積立金(退職給与引当金)	1,085,094円
1. 運用財産	2,060,000円	普通預金	329,594円
(1) 普通預金	1,440,000円	三和銀行本郷支店	329,594円
第一銀行本郷支店	580,369円	定期預金(年利5分5厘)	755,500円
富士銀行本郷支店	55,734円	第一銀行本郷支店	448,000円
三和銀行本郷支店	803,897円	三和銀行本郷支店	307,500円
(2) 有価証券	620,000円	3. 備 品	2,334,463円
割引電信電話債券(額面)		机, 椅子, 戸棚, 書庫, 金庫, 謄写機, ロッカー,	
昭和39年9月取得 10万円 3枚 30万円		テープレコーダー, クイックコピー, タイプライター,	
昭和41年3月取得 10万円 3枚 30万円		ガスストーブ, 電話機, マイクロホン等	165点
昭和41年3月取得 1万円 2枚 2万円			

## 3. 昭和43年度歳入歳出予算(案)

国立大学協会

科 目	予 算 額	前年度当初 予 算 額	差引増減	摘 要
歳入の部	16,790,000円	16,256,000円	534,000円	
1. 会 費	14,900,000	14,104,000	796,000	75大学会費
2. 預 金 利 子	250,000	200,000	50,000	定期・普通預金利子
3. 雑 収 入	200,000	100,000	100,000	「大学の管理運営に関する意見」・「学生問題に関する所見」および「学生問題に関する資料」頒布未収入金繰越その他の雑収
4. 前年度より繰越額	1,440,000	1,852,000	△412,000	
歳出の部	16,790,000	16,256,000	534,000	
1. 事 業 費	4,270,000	4,620,000	△350,000	
(1) 総 会 費	1,100,000	1,000,000	100,000	総会2回@35万円計70万円, 事務連絡会議2回@20万円計40万円
(2) 運営協議会諸費	300,000	400,000	△100,000	運営協議会および運営懇談会8回@3万円計24万円外に調査費6万円
(3) 役員会費	70,000	70,000	0	理事会4回@1万円計4万円, 常務理事会6回@5千円計3万円
(4) 委員会費	300,000	250,000	50,000	委員会および専門委員会65回@4千円計26万円, 特別会計制度協議会4回@1万円計4万円
(5) 会報発行費	900,000	800,000	100,000	会報年4回@20万円計80万円, 原稿料4回@2万5千円計10万円
(6) 調査研究費	1,600,000	2,100,000	△500,000	各委員会資料の購入・作成および調査費(旅費・謝金等を含む)
2. 事 務 費	11,520,000	10,636,000	884,000	
(1) 諸 給 与	9,000,000	8,200,000	800,000	職員(10人)の俸給・諸手当等の人件費
(2) 備 品 費	100,000	200,000	△100,000	庁用什器備品等
(3) 借 用 料	355,000	352,000	3,000	協会事務室・物置借用料23万2千円, 総会・事務連絡会議会場等借用料12万3千円

(4) 消耗品費	200,000	200,000	0	庁用消耗品等
(5) 印刷費	50,000	50,000	0	庁用印刷
(6) 通信費	300,000	330,000	△ 30,000	電話料・電信料および郵送料
(7) 旅費・交通費	300,000	230,000	70,000	事務連絡旅費・地方開催委員会事務旅費および交通費
(8) 庁用諸費	350,000	300,000	50,000	光熱水料・新聞雑誌購入費その他庁用雑費および職員厚生費
(9) 被保険者事業主負担金	342,000	300,000	42,000	職員社会保険半額協会負担金月2万8千500円
(10) 退職給与引当金	523,000	474,000	49,000	
3. 予備費	1,000,000	1,000,000	0	

## 窓

### 神戸大学経済経営研究所の経営分析文献センター

明治100年という昨今、企業の社史づくりが盛んであるが、文献センターのもつ内外の企業資料が、このところそのような側面でもお役に立っている。とりわけいまはなき旧外地の諸会社、国内でもかつて統合消滅した会社など、その沿革が今日の社史に欠かせない場合に機能を発揮している。研究所の先輩が明治後期から蓄積してきた新聞切抜の分類整理も、その際貴重な役割を果たしている。こうしたことを機会に、研究所、センターの関係教職員で最近「古文書の見方」の研究会まではじめられた。

とはいえ、文献センターの発足は、いま情報革命時代の展開がもたらした情報検索技術とも関連しているので、当然コンピューターによるドキュメンテーションの試みにもとりくまないわけにいかない。コンピューターのソフトウェアの勉強とともに、経営事象に関する社会科学における用語という難しい問題にも当面する。さらに内外の企業資料の収集の進展にともなって、必然的に経営分析、統計処理などの内容的課題にもなんとか浸透してゆきたいという意欲を、関係者はもってくる。経営学・経済学に関する研究者とドキュメンタリストの共同研究、外来講師を加える勉強会などの時間ももちたい。

昭和39年に設置せられてもう5年目、日常の文献サービス、専門別文献目録の年次計画的出版等の当面の業務とともに、このような多面的課題にどのようにとりくんでゆくべきかが、関係者の難しい課題になっている。ここでは肩のこらない話という注文で、人、費用、施設などのぐちはいうまいと筆をとりつつ、つい本音をはいてしまう。あしからず。

(神戸大学経済経営研究所長 米花 稔)

## D 調 査

### 昭和43年度国立学校特別会計予算小観

#### 第58回国会（常会成立）佐藤内閣

（主として国立大学，同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐 藤 憲 三

（元東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和43年度予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第5回目である。昭和43年度予算はこの内閣の閣僚の発言の影響を受けて衆議院における予算審議が異常に手間どったため，42年度内に成立に至らず43年4月15日参議院において可決したので漸く成立するに至った。（予算成立の経過は43年1月26日衆議院に提出3月18日同本会議可決，同日参議院へ送付同予算委員会付託4月15日参議院本会議可決である）このため昭和43年度暫定予算が3月30日に成立した。本稿においては所謂本予算について解説するものである。

昭和43年度国立学校予算は国家予算の拡大に伴って前年度予算に比し歳入出共二百七億八千百余万円の増加で9.05%の伸率を示している。が42年度41年度の伸率と比較すると43年度は6.21%を減少している。このことは国家予算が五兆八千億余円と増大しているが，実際には極めて厳しい予算と言われ，新規事業は概ね控えられたことに基因するものと言えよう。

さて国立学校予算小観と題し調査したところについては既に昭和32年度から国立学校予算小観として本会報に掲載した。すなわち

昭和32年度会報12号 昭和33年度会報14号

昭和34年度会報16号 昭和35年度会報18号

昭和36年度会報20号 昭和37年度会報22号

昭和38年度会報23号 昭和39年度会報25号  
昭和40年度会報28号 昭和41年度会報32号  
昭和42年度会報36号 昭和43年度会報本号

である。今回の調査で十二回目となるが，最初の調査から見ると国立学校予算の規模が素張らしく拡大したのもであると，つくづく感慨を催しているものの一人である。高等教育機関の発達は学術研究の異常なまでの進展を促したことを証明することができる。これは国のあらゆる分野の成長の証左でもあり，国民生活の拡充を証する一つのメーターでもあろう。国家予算が国会の議決を経てから調査することにしておるため，今年のように半月も遅れて成立すると形態その他に変更を加えることもできない程時間的余裕もないままに従来の形態を踏襲して本稿の作成をせざるを得なかった。本稿作成の資料は既記の分と同様に，総予算書，同参照書，国立学校特別会計歳入歳出予定計算書，同各目明細書並びに文部省会計課予算班の編集になる予算事項別表，予算参照書，予算参考書などの資料と関係法令を基とし調査し記したものである。筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから，内容の詳細については聊か理解に欠くる点もあつて多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。予算の成立が遅れたばかりでなく国家機関行政組織総定員法（行政機関の職員の定員に関する法律案）が国

会において審議未了廃案のため国立学校職員定員についても本稿作成中にも公布に至らなかった。後記する定員は凡て予算上のものであることを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法（昭和24年法律第150号）国立学校設置法施行令（昭和39年政令第43号）国立学校設置法施行規則（昭和39年文部省令第11号）国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号）国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則（昭和36年文部省令第10号）国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）国立教護教諭養成所設置法施行規則（昭和40年文部省令第18号）によって設置された国立大学74，学部278，教養部29，国立短期大学1，併設短期大学部24，大学附置研究所71，学部及び研究所所属の教育，研究施設318——附属学校（小学校76，中学校80，高等学校21，盲学校1，聾学校2，養護学校10，幼稚園43）——大学附属病院（学部附29，研究所附6）——教育施設136，研究施設（学部附111，研究所附35）大学院66（研究科166）工業高等専門学校44，商船高等専門学校5，電波高等学校3，国立工業教員養成所9，国立養護教諭養成所8，各種学校83（病院附属——学校教育法第83条）

◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

1. 歳入予算について

区 分	43年度予定額	42年度予算額	比較の差△増減
	千円	千円	千円
一般会計より受入金	204,568,008	191,283,713	13,285,295
借入金	2,200,000	2,500,000	△ 300,000
附属病院収入	29,968,463	24,718,162	5,250,301
授業料及入学検定料	5,818,026	5,592,361	225,665
学校財産処分収入	4,997,511	2,782,749	2,214,762
雑収入	2,886,688	2,581,366	305,322
予備収入	0	200,000	△ 200,000
歳入合計	250,438,696	229,657,351	20,781,345

その他大学学部専攻科139，別科11の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和43年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも2,504億3,869万6千円である。歳入予定額中一般会計から受入れる金額2,045億6,800万8千円は特別会計歳入予定額の81.683%余に当り，学校自体収入予定額436億7,068万8千円は17.437%に相当する。

これを昭和42年一般会計受入額比率83.290%と比較すると1.607%の減少である。このことは昭和43年度予算が極めて渋い査定によって編成されたかを物語るものといえよう。その他の歳入予定額中借入金22億円は歳入予定額の0.88%で前年度1.00%に比し0.218%の減少である。

歳出予定額中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経費と目すべき人件的経費，物件的経費，医療関係費，船舶運航関係費等1,957億2,319万9千円で歳出予定額の75.152%に当り，そのほか臨時的経費すなわち資産財となるものである施設整備費，庁舎等特別取得費の合計額546億7,871万3千円は21.833%に相当する。その他他会計への繰入額等3,978万4千円は0.315%となっている。以下歳入歳出予算額について前年度予算額と比較すると次のとおりである。

前表歳入予定額において前年度予算に比し増加した金額の中一般会計より受入れる金額が132億8,529万余円であることは歳出予算において述べる理由によるものである。この受入財源の主たる要素は、芸術工科大学の創設、大学院修士課程の増設、文理学部の改組、学科の増設、拡充、学生の増募、講座学科目の増置、特別教科教員養成課程の増置、大学病院における

診療施設の整備充実など新規事項に伴う増加、既設学科の学年進行による必然的経費のために受入額の増加を来したものである。授業料及び入学検定料における増加額2億2,566万5千円は学生の増加、学生の新規増募によるものである。借入金の減少は大学移転統合用地の購入予定の完了したものがあため減少したものである。

## 2. 歳出予算について

区 分	43年度予定額	42年度予算額	比較の差増△減
国 立 学 校	131,606,502	119,906,893	11,699,609
大 学 附 属 病 院	39,518,788	34,073,195	5,445,593
大 学 附 置 研 究 所	17,218,317	17,492,365	△ 274,048
施 設 整 備 費	51,672,055	49,800,731	1,871,324
庁 舎 等 特 別 取 得 費	2,150,000	467,386	1,682,614
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	753,658	999,864	△ 246,206
予 備 費	100,000	300,000	△ 200,000
国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	7,379,592	6,584,267	795,325
賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,000	3,000	0
一 般 会 計 へ 繰 入	35,544	29,495	6,049
郵 便 事 業 特 別 会 計 へ 繰 入	1,240	155	1,085
(A) 歳 出 合 計	250,438,696	229,657,351	20,781,345

次表は一般会計文部省所管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係の深い予算を掲記したものである。

区 分	43年度予算額	42年度予算額	比較の差増△減
文 部 本 省	円	円	円
外 国 人 留 学 生 給 与 等	337,478	302,241	35,237
科 学 振 興 費			
科 学 研 究 費 補 助 金	5,000,000	4,164,710	835,290
育 英 及 学 徒 援 護 事 業 費	14,525,045	13,247,834	1,277,211
(B) 計	19,862,523	17,714,785	2,147,738
(C) 国立学校関係歳出予算の計(A)と(Bとの計)	270,301,219	247,069,895	23,231,324
(D) 文 部 省 所 管 歳 出 予 算	652,496,337	604,922,786	47,573,551
(E) 一 般 会 計 総 予 算	5,818,598,454	5,203,436,943	615,161,511
$\frac{A}{D}$ 文部省所管予算と国立学校予算との比	38.831%	37.964%	
$\frac{C}{D}$ 文部省所管予算と国立学校関係予算との比	41.425%	40.893%	
$\frac{A}{E}$ 総予算と国立学校予算との比	4.304%	4.413%	

$\frac{C}{E}$ 総予算と国立学校関係予算との比	4.645%	4.754%	
$\frac{D}{E}$ 総予算と文部省所管予算との比	11.213%	11.625%	

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と、一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又間接的に使用されるものとである。大学及び研究所、病院、学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における2,504億3,869万6千円であって文部省所管全予算一般会計上額(D)に示す6,524億9,633万7千円の38.381%に当り、一般会計総予算(E)に示す5兆8,185億9,845万4千円の4.304%に相当する。また国立学校関係予算(C)2,699億6,374万1千円は(D)の41.425%に当り(E)の4.645%に相当する。前年度予算の比率を見るに文部省所管予算との比は多少の伸率を示しているが国家予算との対比においては減少を示している。新規事項予算が極めて僅かであったことに由来するであろう。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費につき予算上の組織別である国立学校、大学病院、研究所を通じ見るに、前年度予算に比し168億7,115万4千円の増加となっている。この増加額は大学の創設、文理学部の改組、学科の新設拡充、大学院の増置、学生の増募、大学病院における診療部の拡張、学年進行等に因由するものである。施設整備費においては18億7,132万4千円の増加となっている。この増加額は大学、研究所において必要とする小新営的経費——管理用建物整備、工作物新設、地下配管更新、教育研究用建物整備、実習施設、体育施設の整備等に要する経費の増加1億4,982万2千円、文教施設費10億4,198万円、病院施設費3億9,290万3千円の増加、不動産購入費2億円の

増加、その他学校災害復旧に関する経費の増加である。

経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うもののほか所謂標準予算——基準予算という——において積算単位の改訂による増加額も含むものである。研究教育に関する経費では非常勤講師手当1時間当りの増加、外人講師給の増額、教育研究旅費の回数是正による増加、在外研究費旅費の増加、学生当積算校費単価5%増、教官当積算校費単価5%増等であるが、基準単価の引上については数年間に亘って継続され20%又は10%の増加と年々異ってはいたが今日のように相当額の校費を算するに至った。本年度は財政上の都合によって僅かに5%の増加である。校費中特に教育研究費、学生校費等の水準を昇すことは、運営上極めて重要なことであって歓迎すべきことではあるが本年の如く少率では物価上昇に次ぐに昂騰の現状に追いつくことも不可能であって、教育研究に支障を与えることが大と言っても過言ではあるまい。増率が完全に実益をもたらす程実際に適応するような措置が望ましい。言うなれば一番に増率を行いこれならば安心であるという姿が現出するならば年々歳々の煩鎖を除去することができるであろう。さもなくば昔時の水準以上に達するには道更に遠しという声無きにしもあらずといえよう。事項並列の予算方式もさることながら基準予算を大幅に膨形して各大学の自主的運営の自由化を徹底的に目論見ることが緊要ではあるまいか。年々歳々細部の事項にまで一々指示的予算の編成とせず、大学が自主的に運営が行われるようにしてこそ研究教育の自由が確保され

ることといえよう。国家予算の拡大の波によって教育投資額は逐次膨張する傾向にあることを考え抜本的に検討して経常的経費の在り方と不変の方策を樹て、特別会計としての妙味が発揮できるようにすべきではなからうか。教育研究の振興といっても大学学校等における日常の経済生活の基幹である大学固有の経常的経費を形成している管理的経費、教育費、研究費の充実如何にかかっている。これらが強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものと断ずるも憚りないであろう。無限に而も急速に発達する学術研究に即応するためには、学問研究者に後顧の憂なからしむる程の基準予算単位の増率の確立を図るべきであろう。産業投資の如く比較的はね返り効果が早いものには容易に投資が行われるのが一般的のことである。これらは専ら学問研究の結果によつての投資に基くものが大方の姿であろう。教育研究のための投資は容易に結果が現らわれないからという考えもある。この成果は時間がかかり将来に期待をかけるのであつて目先の結果の投資ではない。凡ての基盤を培う教育研究事業に対する投資は、優先中の優先事項とすべき重要項目であると繰返し言われてあることである。

前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、科学振興に関する経費の中科学研究補助金50億円はその凡そ80%余が国立大学、研究所関係において使用されていることが実績である。学徒援護に関する経費、育英奨学に関する経費145億2,504万5千円の大半は国立大学学生、国立学校学生、生徒の用に供されるものである。

科学技術教育の振興、学生の急増対策といった近年の時流に従つた予算の編成は42年度をもつて一応頂上に達したものと見えよう。本年度

においてはそれ等の整理的予算と極相が變つた如くである。今後は寧ろ内容充実に方向を転じ、理工、人文両者のバランスある拡充強化の予算こそ必要であると思料されるが飽迄も基礎的予算の確固不変を考え教育研究上支障を生じないようすべきであろう。

学部の増設、学科の新設、学部の改組等、等これ等に従つて学生の増募となり、講座、学科目の新設、増設となつて教育、その他の職員の増員となつて膨張に次ぐ膨張をもつてこの5、6年間の予算が計上されて来たことは例年の本稿によつても理解するところである。今後は前段にも述べたように基礎的経費の水準を上昇することを目途として推進することが望ましい。何れにしても基本である学校予算については十分に検討してその基礎が崩壊されないようにしなければなるまい。本年度予算中講座、学科目構成の人員において数年以前に取極めのあつた構成基準が国家公務員増員不可との大綱によつて、崩れた姿を呈していることは法的根拠のない基準が如何に弱いものであるかを如実に物語るものである。将来において不完全状態は恢復することとは思ふが極めて不安定なことではなからうか。

施設整備費も逐年増加し本年は庁舎等特別取得費、不動産購入費等を合せ516億7,205万5千円に達するの盛況を呈するに至つた。額においては往年の予算額に比し面目一新というところであるが、これらは殆んど、前述した如き時流拡大に関連する新規事業上の必然的営造物の建築整備予算である。老朽化した施設の近代化すべき面の予算は未だ寡少といえるのではあるまいか、一県一大学といった方針で設置されたものでも旧制時代の老朽建物がまだまだ多数盤踞している姿でもあるからこれらを改築すること

は声を大にして、積極果敢に繰返し要望することが大切であろう。

おもうに昭和43年度一般会計国家予算は前表に掲記したように5兆8,185億9,845万4千円の巨額に達し、文部省所管予算6,524億9,633万7千円で国立学校特別会計純計予算458億7,068万8千円を合せ（特別会計に受入るる一般会計予算額を差引いた額）文部省所管に属する予算は6,983億6,702万5千円となっている。42年度予算6,432億9,642万4千円に比し550億7,060万1千円の増加を示している。

大学の学部学科の新設等新規事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されているが、既設のものに対しては積算単位の比率増昇を数年来行っているが、既往のものを全部新規基準を適用し整備することは容易でなかろうが、漸次整備すべきことは大学も齊しく望んでおることであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和43年度歳出予算の組織区分に従って人件的経費、物件的経費を主軸とし大別すれば次表の如き結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳

区 分	総 額		組 織 区 分							
	比率	予 算 額	国 立 学 校		大 学 附 属 病 院		附 置 研 究 所		共 通	
			比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額	比率	予 算 額
昭 和 43 年 度	100%	250,438,696	100%	131,606,502	100%	39,518,788	100%	17,218,317	100%	62,095,089
内 訳										
人 件 的 経 費	42.567	106,606,514	63.921	84,123,985	40.336	15,940,355	37.995	6,542,174		0
俸 給 手 当 等	41.467	103,850,644	62.133	81,770,425	40.101	15,847,314	36.199	6,232,905		0
旅 費	1.100	2,755,870	1.788	2,353,560	0.235	93,041	1.796	309,269		0
物 件 的 経 費	24.651	61,737,547	35.144	46,252,225	14.255	5,633,600	57.216	9,851,722		0
校 費	23.556	58,994,471	33.136	43,608,663	14.020	5,540,924	57.177	9,844,884		0
校 費	23.250	58,111,558	33.136	43,492,007	12.082	4,774,667	57.177	9,844,884		0
光 熱 水 料	0.306	882,913	—	116,656	1.938	766,257				
土 地 建 物 等 財 産 維 持 費 等	1.095	2,743,076	2.008	2,643,562	0.235	92,676	0.039	6,838		0
そ の 他	0.630	1,579,221	0.928	1,221,161	—	0	2.079	358,060		0
船 舶 関 係	0.282	707,405	0.401	527,105	—	0	1.047	180,300		0
受 託 研 究 費	0.120	301,622	0.094	123,862	—	0	1.026	177,760		0
受 託 研 究 員 費	0.028	70,194	0.053	70,194	—	0	—	0		0
奨 学 交 付 金	0.200	500,000	0.380	500,000	—	0	—	0		0
医 療 関 係 費	7.165	17,944,833	—	—	45.409	17,944,833	—	0		0
日 本 安 全 会 掛 金 交 付 金	0.003	9,131	0.006	9,131	—	0	—	0		0
国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	2.954	7,379,592	—	0	—	0	—	0	11.884	7,379,592
特 殊 設 備 費	0.186	466,357	—	0	—	0	2.07	466,357		0
施 設 整 備 費	20.632	51,672,055	—	0	—	0	—	0	83.214	51,672,055
庁 舎 等 特 別 取 得 費	0.858	2,150,000	—	0	—	0	—	0	3.462	2,150,000
賠 償 償 還 及 払 戻 金	0.001	3,000	—	0	—	0	—	0	0.004	3,000
一 般 会 計 へ 繰 入	0.014	35,544	—	0	—	0	—	0	0.057	35,544
郵 政 事 業 特 別 会 計 へ 繰 入	—	1,240	—	0	—	0	—	0	0.09	1,240
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	0.300	753,658	—	0	—	0	—	0	1.233	753,658
了 備 費	0.039	100,000	—	0	—	0	—	0	0.161	100,000



次に大学、学校、病院、研究所等の昭和43年度職員に関する予算定員は次表に示すとおりであるが、本年は行政機関の職員の定員に関する法律案が国会（第58回常会）において審議未了となつた影響を受け国立学校職員関係の法令は

本稿作成中（5月25日）に至っても成立しない有様である。従つて別表Ⅲの国立学校職員定員機関別内訳に関する省令（国立学校設置法施行規則）の改正も未公布であるため改正に至るであらう推定数を掲記するの止むなきに至つた。

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表（43年度予算定員）

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国立学校	大学附属病院	附置研究所	
指 定 職	236	205	0	31	
学 長	75	75	0	0	
教 授	161	130	0	31	
行 政 職	46,488	36,088	6,842	3,558	
事 務 局 長	75	75	0	0	(-)適用
部 長	99	99	0	0	//
事 務 部 長	26	0	24	2	//
高 専 事 務 部 長	43	43	0	0	//
次 長	32	32	0	0	//
課 長	615	563	48	4	//
事 務 長	541	450	23	68	//
課 長 補 佐	607	514	70	23	//
係 長	4,167	3,685	289	193	//
技 術 職 員	5,757	3,924	256	1,577	//
図 書 館 職 員	1,652	1,525	68	59	//
一 般 職 員	18,400	15,477	2,186	737	//
技 能 労 務 職 員	14,474	9,701	3,878	895	(=)適用
海 事 職	339	265	0	74	
大 型 船 舶 船 員	204	54 98	0	18 34	(-)適用 (=)適用
中 型 船 舶 (甲) 船 員	104	28 54	0	10 12	(-)適用 (=)適用
中 型 船 舶 (乙) 船 員	25	16 9	0	0 0	(-)適用 (=)適用
中 型 船 舶 (丙) 船 員 (小型船舶甲, 乙船員共)	6	6	0	0	(-)適用
教 育 職	46,805	39,954	3,377	3,474	
学 長	1	1	0	0	(-)適用
所 長	17	17	0	0	//
教 授	11,484	10,801	3	680	//
助 教 授	11,627	10,808	89	730	//
講 師	1,584	685	829	70	//
助 手	13,482	9,559	2,218	1,705	//
教 務 職 員	1,758	1,411	58	289	//

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国立学校	大学附属病院	附置研究所	
校 長	3	3	0	0	(一)適用
教 諭	4,387	1,115	0	0	(二)〃
実 習 助 手	15	3,272	0	0	(三)〃
各 種 学 校 講 師	180	15	0	0	(三)〃
高 専 校 長	49	0	180	0	(三)〃
高 専 校 教 授	736	49	0	0	(四)適用
高 専 助 教 授	697	736	0	0	〃
高 専 講 師	342	697	0	0	〃
高 専 助 手	443	342	0	0	〃
443	443	443	0	0	〃
<b>医 療 職</b>	<b>10,408</b>	<b>448</b>	<b>9,906</b>	<b>54</b>	
医 師	1	0	0	1	(一)適用
医 療 技 術 職 員	964	60	875	29	(二)適用
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	449	32	397	20	〃
栄 養 士	244	128	116	0	〃
薬 剤 部 長	46	0	46	0	〃
薬 剤 主 任	140	0	140	0	〃
薬 剤 師	356	0	356	0	〃
歯 科 衛 生 士	8	0	8	0	〃
総 婦 長	48	0	48	0	(三)適用
婦 長	1,159	0	1,159	0	〃
看 護 婦	6,993	228	6,761	4	〃
合 計	<b>104,276</b>	<b>76,960</b>	<b>20,125</b>	<b>7,191</b>	

## II 等級別定員表 (組織別)

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附属病院	附置研究所	総定員	
指 定 職	205	0	31	236	学長(75), 教授(161)
行 政 職	36,088	6,842	3,558	46,488	
(一) 適用	26,387	2,964	2,663	32,014	
1 等級	18	0	0	18	事務局長
2 等級	230	25	13	268	事務局長(57), 部長(99), 次長(32), 課長(8), 事務部長(26), 事務長(46)
3 等級	312	17	10	339	高専部長(43), 課長(207), 事務長(89)
4 等級	1,364	139	93	1,596	課長(399), 事務長(407), 課長補佐(561), 技術職員(129), 図書館職員(100)
5 等級	4,022	292	333	4,647	課長補佐(46), 係長(3,314), 技術職員(926), 図書館職員(361)
6 等級	5,636	647	417	6,700	係長(853), 技術職員(781), 図書館職員(393), 一般職員(4,673)
7 等級	6,639	880	769	8,288	技術職員(1,605), 図書館職員(544), 一般職員(6,139)
8 等級	8,166	964	1,028	10,158	〃 (2,316), 〃 (254), 〃 (7,588)
(二) 適用	9,701	3,878	895	14,474	
1 等級	93	22	36	151	技能労務職員
2 等級	1,289	432	111	1,832	
3 等級	4,481	1,214	149	5,844	
4 等級	2,899	1,446	299	4,644	
5 等級	939	764	300	2,003	

等級	組織区分				適用職種
	国立学校	大学附属病院	附置研究所	総定員	
海事職	265	0	74	339	
(一) 適用	98	—	28	126	
1 等級	8	0	2	10	大型船舶船員
2 等級	28	0	8	36	大型船舶職員 (23), 中型船舶 (甲(9), 乙(4))
3 等級	41	0	9	50	大型船舶船員 (22), 中型船舶 (甲(17), 乙 (11))
4 等級	21	0	9	30	同上 (17), " (甲(12), 乙 (1))
(二) 適用	167	0	46	213	
1 等級	14	0	3	17	大型 (14), 中型 (甲(2), 乙(1), 丙(1))
2 等級	36	0	12	48	大型 (27), 中型 (甲(13), 乙(4), 丙(4))
3 等級	70	0	24	94	" (53), " ("(36), "(3), "(2)
4 等級	47	0	7	54	" (38), " ("(15), "(1)
教育職	39,954	3,377	3,474	46,805	
(一) 適用	33,282	3,197	3,474	39,953	
1 等級	10,819	3	680	11,502	学長 (1), 所長 (17), 教授 (11,484)
2 等級	10,808	89	730	11,627	助教授
3 等級	685	829	70	1,584	講師
4 等級	9,559	2,218	1,705	13,482	助手
5 等級	1,411	58	289	1,758	教務雇員
(二) 適用	1,133	180	0	1,313	
1 等級	31	0	0	31	校長 (3), 教諭 (28)
2 等級	1,067	180	0	1,247	教諭 (1,067), 各種学校講師 (180)
3 等級	35	0	0	35	教諭 (20), 実習助手 (15)
(三) 適用	3,272	0	0	3,272	
1 等級	204	0	0	204	} 教諭
2 等級	3,068	0	0	3,068	
(四) 適用	2,267	0	0	2,267	
1 等級	49	0	0	49	高専校長
2 等級	736	0	0	736	同 教授
3 等級	697	0	0	697	同 助教授
4 等級	342	0	0	342	同 講師
5 等級	443	0	0	443	同 助手
医療職	448	9,906	54	10,408	
(一) 適用	0	0	1	1	医師
(二) 適用	220	1,938	49	2,207	
1 等級	0	18	0	18	薬剤部長
2 等級	0	118	0	118	薬剤部長 (28), 薬剤主任 (90)
3 等級	34	554	7	595	医療技術職員(183), 診療エックス線技師(140), 栄養士(27), 薬剤主任 (50), 薬剤士 (195)
4 等級	140	752	29	921	医療技術職員(414), 診療エックス線技師(194), 栄養士(149), 薬剤士 (161), 歯科衛生士 (3)
5 等級	46	432	7	485	医療技術職員(297), 診療エックス線技師(115), 栄養士(68)
6 等級	0	64	6	70	歯科衛生士 (5)
(三) 適用	228	7,968	4	8,200	医療技術職員
1 等級	0	48	0	48	総婦長
2 等級	54	1,137	0	1,191	婦長
3 等級	165	5,819	2	5,986	} 看護婦
4 等級	9	964	2	975	
合計	76,960	20,125	7,191	104,276	

◎国立学校職員定員機関別内訳推定数（国立国校設置法施行規則は未公布）

大 学	総定員	内 訳		大 学	総定員	内 訳	
		教 官	そ の 他 (行政医療 海事)			教 官	そ の 他 (行政医療 海事)
北海道	4,411	1,748	2,663	愛知教育	611	346	265
北海道教育	884	472	412	名古屋工業	536	279	259
室蘭工業	344	155	189	三重	509	268	241
小樽商科	175	80	95	滋賀	356	199	157
帯広蓄産	262	107	155	京都	5,887	2,455	3,432
北見工業	152	54	98	京都教育	394	241	153
弘前	1,407	489	189	京都工芸繊維	433	204	229
岩手	807	347	460	大阪	4,432	1,927	2,505
東北	5,609	2,196	3,413	大阪外国語	231	127	104
宮城教育	314	186	128	大阪学芸	786	486	300
秋田	560	260	300	神戸	2,353	957	1,396
山形	921	439	482	神戸商船	185	83	102
福島	473	257	216	奈良教育	270	160	110
茨城	860	441	419	奈良女子	268	170	98
宇都宮	610	273	337	和歌山	379	206	173
群馬	1,651	594	1,057	鳥取	1,425	515	910
埼玉	685	367	318	島根	560	308	252
千葉	2,143	823	1,320	岡山	2,115	812	1,303
東京	9,537	3,800	5,737	広島	2,763	1,318	1,445
東京医科歯科	1,592	596	996	山口	1,641	645	996
東京外国語	260	128	132	徳島	1,538	595	943
東京学芸	1,017	595	422	香川	612	337	275
東京農工	549	237	312	愛媛	872	418	454
東京芸術	336	177	159	高知	509	275	234
東京教育	1,734	1,040	694	福岡	520	293	227
東京工業	1,624	877	747	九州	4,641	1,824	2,817
東京商船	253	104	149	九州工業	367	159	208
東京水産	312	125	183	九州芸術工科	42	15	27
お茶の水女子	379	224	155	佐賀	443	246	197
電気通信	362	172	190	長崎	1,701	573	1,128
一橋	490	277	213	熊本	2,026	748	1,278
横浜国立	885	471	414	大分	385	199	186
新潟	2,383	915	1,473	宮崎	622	316	306
富山	715	344	371	鹿児島	1,930	781	1,149
金沢	2,164	818	1,346	合 計 (大学)	98,420	42,559	55,861
山梨	503	251	252	図書館短期	44	17	27
山梨	560	289	271	工業商船高等専門	5,557	2,526	3,031
信州	1,965	784	1,181	学校 (49校)			
岐阜	1,488	597	891	高等学校 (8校)	255	181	74
静岡	1,196	626	570	通 計	104,276	45,283	58,993
名古屋	3,639	1,517	2,122				

備考 前述したように定員に関する法律が不成立のため、特に国立学校の職員に関しては昭和53.6.12政令第156号をもって「国立学校の職員を増置するため文部本省の定員に附加すべき定員を定める政令」を公布した。これに基づいて国立学毎の定員区分に関する文部省令第16号が同日公布された。予算定員とは異なる。本稿校正後。

◎学生、生徒定数表（予定人員）

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大学附属病院	附 置 研 究 所
43年度予算総数				
大 学 院 学 生	24,368	22,578	0	1,790
大 学 専 攻 科 学 生	1,344	1,344	0	0
学 部 学 生	230,803	230,803	0	0
外 国 人 留 学 生	662	662	0	0
沖 繩 学 生	744	744	0	0
工 業 教 員 養 生 所 学 生	1,495	1,495	0	0
養 護 教 諭 養 成 所 学 生	450	450	0	0
短 期 大 学 学 生	7,390	7,390	0	0
独 立 短 大	160	160	0	0
併 設 短 大	7,230	7,230	0	0
高 等 専 門 学 校 学 生	21,400	21,400	0	0
大 学 別 科 学 生	760	760	0	0
高 等 学 校 専 攻 科 等 学 生	1,780	1,780	0	0
高 等 学 校 (電 波 高 船) 学 生	700	700	0	0
附 属 学 校 生 徒	99,800	99,800	0	0
盲 学 校	440	400	0	0
聾 学 校	500	500	0	0
養 護 学 校	1,130	1,130	0	0
高 等 学 校	8,980	8,980	0	0
中 学 校	39,635	39,135	0	0
小 学 校	45,685	45,685	0	0
幼 稚 園	3,930	3,930	0	0
各 種 学 校	7,885	1,770	6,115	0
特 別 教 科 教 員 養 成 課 程	1,770	1,770		
衛 生 検 査 技 師 学 校	540	0	540	0
秒 科 衛 生 師 学 校	30	0	30	0
歯 科 技 工 士 学 校	105	0	105	0
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師 学 校	450	0	450	0
看 護 学 校	4,590	0	4,590	0
助 産 婦 学 校	360	0	360	0
保 健 婦 学 校	20	0	20	0
歯 科 技 工 実 習	20	0	20	0
研 究 生 等	10,009	2,457	7,054	498
合 計	409,590	394,133	13,169	2,288

前年度予算に比し昭和43年度歳出予算において増加したところの大要については既に前述したところである。各組織において人的経費は、新規事項による教員の増員、その他の職員の増加のため俸給手当旅費の増加を合せ国立学校に

において80億6,883万1千円、大学病院において21億2,900万9千円、附置研究所において5億82万7千円合計106億9,866万7千円の増加を示している。また物件的経費について校費積算単価の改訂5%増新規事項としての校費の増加、

教育研究用設備の増加、各所修繕費の増加等を  
 合せ国立学校において35億6,397万8千円、大  
 学病院において5億6,400万8千円、附置研究  
 所においては663万7千円を減少し差引合計41  
 億2,134万9千円、大学病院医療関係費におい  
 て27億5,257万6千円、研究所特殊設備費等に

おいては1億5,803万2千円の減、その他5億  
 4,622万7千円の減施設整備費等35億5,393万8  
 千円、他会計への繰入額等2億3,907万2千円  
 の減、共済組合負担金等7億9,532万5千円増、  
 総計391億10万0千円の増加を示すに至った。  
 この増加額の組織別の大要は次の通である。

昭和42年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	43年度予算	42年度予算	増△減額	組 織 区 分			
				国立学校	大学病院	附 置 所 研 究 所	共 通
歳 出 総 額	250,438,696	229,657,351	20,781,345	11,699,609	5,445,593 <sup>△</sup>	274,048	3,910,191
内 訳							
人 件 的 経 費	106,606,514	95,907,847	10,698,667	8,068,831	2,129,009	500,827	0
物 件 的 経 費	61,737,547	57,616,198	4,121,349	3,563,978	564,008 <sup>△</sup>	6,637	0
そ の 他	1,579,221	2,125,452 <sup>△</sup>	546,231	63,979	0 <sup>△</sup>	610,210	0
医 療 関 係 費	17,944,333	15,192,257	2,752,076	0	2,752,076	0	0
日本学校安全会共済掛金交付	9,131	6,310	2,821	2,821	0	0	0
国家公務員共済組合負担金	7,379,592	6,584,267	795,325	0	0	0	795,325
特 殊 設 備 費	466,357	624,389 <sup>△</sup>	158,032	0	0 <sup>△</sup>	158,032	0
施 設 整 備 費	51,642,055	49,800,731	1,841,324	0	0	0	1,841,324
庁 舎 等 特 別 取 得 費	2,150,000	467,386	1,682,614	0	0	0	1,682,614
賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,000	3,000	0	0	0	0	0
一 般 会 計 へ 繰 入	35,544	29,495	6,049	0	0	0	6,049
郵 政 事 業 特 別 会 計 へ 繰 入	1,240	155	1,085	0	0	0	1,085
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	753,658	999,864 <sup>△</sup>	246,206	0	0	0 <sup>△</sup>	246,206
予 備 費	100,000	300,000 <sup>△</sup>	200,000	0	0	0 <sup>△</sup>	200,000

組織別内訳次の通り

I 国立学校の分

区 分	増 加 額	増 加 益 概 要	43年度予算	42年度予算
国 立 学 校	11,699,609	大学院，学部，短期大学，高等専門学校（工業，商船），高等学校，附属学校，養護教諭養成所，その他教育研究施設等に関する予算の増加である。	131,606,502	119,906,893
1. 人 件 的 経 費	8,068,831	職員の増加による俸給，諸手当，旅費などの増加額である	84,123,985	76,055,154
(1) 俸 給 手 当 等	7,799,998	新規事項及学年進行等による職員の増加に伴う俸給，手当などである。増加概要次のとおり。 1. 大学の創設（九州芸術工科） 2. 大学院の設置（修士課程）工学研究科	81,770,425	73,970,427

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
		<p>(岩手52人, 茨城50人, 鹿児島48人), 農学 研究科 (広島28人, 香川44人, 高知46人), 文学研究科 (奈良女子22人, 神戸50人), 教育学研究科 (大阪教66人) 合計406人(9 大学9研究科設置), 大学院強化のため不 完全講座の充実による職員増加</p> <p>3. 文理学部の改組 (千葉, 愛媛) により文 学部1, 法文学部1, 理学部2, 教養部1 を設置, 文理学部 (高知) の儘で学科の改 組3学科 (文1, 理1, 経済1)</p> <p>4. 学部の学科新設及拡充改組, 工学系8, 農学系4, 家政1, 合計16学科新設, 拡充 改組人文系1, 社会科学系1, 理学系2, 工学系2, 農学系2, 薬学1, 合計9学科</p> <p>5. 学生の増募人文系70人, 社会科学系90人, 医学系80人, 理学系60人, 工学系75人, 農 学系70人, その他25人, 合計470人 (45学 科) 臨時増募社会科学系105人, 理学系30 人, 工学系170人, 農学系75人, 合計335人 (49学科教育改善によるもの工学系120人 (電通, 名古屋工業大学)</p> <p>6. 工業教員養成所振替による学生増445人 7学科</p> <p>7. 短期大学生増3学科100人 (商業1科, 工科系2科)</p> <p>8. 専攻科の設置40人 (工学5, 農学2, 外 国語1, 教育1, 畜産1, 栄養1)</p> <p>9. 講座の増設17 (教育3, 医系6, 工学系 3, 理1, 文系2, 経済1, 獣1), 共通1 (工学), 修士講座6 (農2, 工1, 理2, 家政1), 新設</p> <p>10. 教官の新設充員整備 (既設学科目)</p> <p>11. 特殊教育教員養成課程の新設1, 学生20 (東京学芸)</p> <p>12. 特別教科教員養成課程の新設2, 学生 250人</p> <p>13. 養護学校教員養成課程の新設5, 学生100 人 (宮城, 秋田, 宇都宮, 愛媛, 佐賀)</p> <p>14. 幼稚園教員養成課程の設設1学生30人 (千葉)</p> <p>15. 学科等の新設, 整備による教官増</p> <p>16. 既設学科の学年進行による職員増</p> <p>17. 実習施設の新設3, 大型計算機センター の整備 (13)</p> <p>18. 研究設既設の整備 (9)</p> <p>19. 附属学校新設 (小学1)</p> <p>20. 厚生補導要員の増 (保健管理センターの</p>		

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
(2) 旅 費	268,833	増設4, 管理要員の充実), 事務機構整備 (庶務部4, 経理部4, 施設部2, 高専事 務部7, 学生部次長増4)	2,353,560	2,084,727
2. 物件的経費	3,563,978	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴 うもの, 及教官研究旅費回数正等, 在外研 究員等旅費の増	46,252,225	42,688,247
(3) 校 費	3,503,194	人件的経費において述べた事項による増加及 び標準的予算の各項目による積算増加による 増	43,492,007	39,988,813
		1. 教官当校費積算単位改訂5%増		
		2. 学生当校費積算単位改訂5%増		
		3. 外国人留学生経費の増		
		4. 用途指定費の増(奨学研究費等)		
		5. 研究特別経費の増(研究報告, 解剖体費 等)		
		6. 特別事業経費(地球内部開発計画等)		
		7. 臨時事業費(国際会議, 調査, 観測費) 増)		
		8. 特殊施設費増(図書館維持, 農場, 演習 林工場, 附属施設, 運営費の増特殊装置維 持費)		
		9. 厚生補導関係		
		10. 諸設備の充実, 更新(特殊装置, 原子力 関係設備)		
(4) 光熱水料	6,287		116,656	110,369
(5) 不動産維持修繕	54,497	坪数の増加単価の増等による所要額の増加	2,643,562	2,589,065
3. その他	63,979		1,221,161	1,157,182
(6) 実習船関係費	△ 6,021		527,105	533,126
		運 般 費	17,010	278,235
		食 糧 費	1,172	21,033
		建 造 費	△ 22,200	165,000
		整 備 費	△ 2,003	62,837
(7) 受託研究費	0		123,862	123,862
(8) 受託研究員費	20,000		70,194	50,194
(9) 奨学交付金	50,000		500,000	450,000
4. 日本学校安全会共済 掛金交付金	2,821		9,131	6,310

### Ⅲ 大学附属病院の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
附 属 病 院	5,445,593	大学医学部, 歯学部附属病院29及び附置研 究所附属病院6の運営に関する予算の増加で ある。	39,518,788	34,073,195
1. 人 件 的 経 費	2,129,009	診療科の新設7, 病床の増加(80床), 中央診 療施設の新設2, 特殊診療施設の新設5, そ の他諸設整備のため職員の増員及び診療協力	15,940,355	13,811,346



区 分	増加額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
(1) 俸給手当など	2,125,525	謝金の新設による増加予算である。 前項の事項等の職員の増員に伴う俸給及手当の増加である。	15,847,314	13,721,789
(2) 旅 費	3,484	職員の増員に伴うもの及び教官当旅費単価改訂5%増	93,041	89,557
2. 物件的経費	564,008	人件的経費において述べた事項に伴う増加及び標準的予算の各項目による積算増加による。	5,633,600	5,069,592
(3) 校 費	451,384	1. 教官当校費積算単位改訂5%増 2. 建物新営に伴う設備 3. 管理運営費の増加	4,774,667	4,323,283
(4) 光熱水料	111,596		766,257	654,661
(5) 不動産維持修繕	1,028		92,676	91,648
3. 医療関係費	2,752,576	人件的経費において述べた事項に伴う増加である。	17,944,833	15,192,257
		医 療 費 2,311,908	13,310,032	10,998,124
		患者用品費 6,793	97,821	91,028
		医療機器整備費 202,365	1,862,381	1,660,016
		学用患者費 197,079	1,024,338	827,259
		患者食糧費 23,960	1,463,507	1,439,547
		生徒食糧費 10,471	186,754	176,283

### Ⅲ 附置研究所の分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
附 置 研 究 所	△274,048	大学附置研究所71の運営に関する予算の増加である。	17,218,317	17,492,365
1. 人 件 的 経 費	500,827	既設研究所の整備, 研究部門の増設, 不完全部門の整備, 附属施設の新設, 工場の整備に伴う職員の増員による増加額である。	6,542,174	6,041,347
(1) 俸給手当など	498,813	1. 研究所整備(海洋研1部門, 宇宙航空研究1部門, アジアアフリカ言語文化研1部門, 霊長2部門) 2. 研究部門増設(原子力1部門, 宇宙科学1部門, 一般研究8部門) 3. 不完全部門整備の職員増 4. 附属施設の新設4 5. 工場の整備特殊装置運転職員の増加に伴う俸給手当などの増加額である。	6,232,905	5,734,092
(2) 旅 費	2,014	前項に記載した職員に伴うもの及び教官研究旅費回数更正による。	309,269	307,255
2. 物件的経費	△ 6,637	人件的経費に記述した事項と同様の内容による増加及び教官当積算校費単価改訂10%増, 研究用設備更新, 特別設備等の増加である。	9,851,722	9,858,359
(3) 校 費	△ 7,968	1. 特別事業費 2. 臨時事業費 3. 特殊装置運転費	9,844,884	9,852,852

区 分	増加額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
		4. 共同利用研究施設運営費		
		5. 工場、農場等経費		
		6. ロケット観測経費		
		7. 部門研究費		
		8. 教官及学生当積算単価改訂5%増		
(4) 不動産維持費	1,331		6,838	5,507
3. その他	△610,206		358,064	968,270
(5) 研究船関係	△610,206	1. 運航費	180,304	790,510
(6) 受託研究費	0		177,760	177,760
4. 特殊設備費	△158,032	1. プラズマ研究所設備本年度分 192,545	466,357	624,389
		2. 原子炉実験所設備本年度分 81,665		
		3. 宇宙航空研究整備設備本年度分 191,847		

#### IV 各組織に共通する分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	43年度予算	42年度予算
施設整備費	1,871,324		51,672,055	49,800,731
学校施設整備	1,247,886	学生増募等、養護教諭養成所、高等専門学校新設及学科増設、附置研究所増設などと既設拡張事業の継続による施設整備の増加	39,417,962	38,170,076
病院施設整備	392,903	病院の改築、増築による増加及歯学部病院の新営	6,915,116	6,522,213
不動産購入費	200,000	購入予定のものあるによる	5,300,000	5,100,000
学校施設災害復旧費	30,535	災害復旧によるものあるによる	38,977	8,442
庁舎特別取得費	1,682,614	新に取得するものあるによる	2,150,000	467,386
国債整理基金特別会計へ	△246,206	借入金に対する利子及返還	753,658	999,864
国家公務員共済組合負担金	795,325	職員の増加による負担金の増加	7,379,592	6,584,267
賠償償還及払戻金	0		3,000	3,000
予備費	△200,000		100,000	300,000
一般会計へ繰入	6,049	政府職員等失業者退職手当負担金	35,544	29,495
郵政事業特別会計へ繰入	1,085		1,240	155
合計	3,910,191		62,095,089	58,184,898

次に最近13カ年度間における国立学校歳出予算を展望すると次表に示すように金額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校運営上に与えた影響は極めて大であって、学術教育の進歩発展した姿であることを如実に語るもので

ある。また国立学校運営費における最近13カ年度百分比につき、総額及び組織別に昭和31年度から昭和43年度に亘り人件的経費物件的経費を主体として続いて掲記する。

◎ 国立学校関係歳

区 分	特 別 会 計				
	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度
国立大学及び学校	131,606,502	119,909,893	104,800,964	88,281,948	66,872,433
大学附属病院	39,518,788	34,072,195	28,671,049	25,750,918	17,768,778
大学附置研究所	17,218,317	17,492,365	14,969,373	12,916,277	8,601,334
施設整備費等	53,825,055	50,268,117	41,987,129	35,200,000	18,972,685
国債整理基金特別会計へ繰入	753,658	999,864	325,000	178,750	—
予備費	100,000	300,000	300,000	300,000	—
国家公務員共済組合負担金	7,379,592	6,584,267	5,612,175	4,961,812	2,888,340
他会計へ繰入	36,784	29,650	10,316	—	—
小計(特別会計)	250,438,696	229,657,351	197,189,568	167,589,705	115,103,570
科学研究費	5,600,000	4,164,710	3,783,370	3,441,700	2,757,000
在外研究員旅費	—	—	—	307,443	210,260
内地研究員旅費	—	—	—	20,618	20,619
外国人留学生費	—	—	—	—	—
沖繩留学生費	337,478	302,241	301,707,000	206,870	113,253
育英及び学徒援護関係	14,525,045	13,247,834	10,666,814	9,074,660	8,137,480
小計(一般会計)	19,862,523	17,714,785	316,175,184	13,021,291	11,238,611
合計	270,309,219	247,069,895	511,521,573	180,610,996	126,342,181
文部省所管全予算	652,496,337	604,922,786	527,320,391	466,903,899	360,476,723
一般会計総予算	5,818,598,454	5,203,436,743	4,477,147,888	3,744,725,265	2,972,195,117

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費中人的、物件的、医療関係、特殊設備に要する経費の13カ年度における歩みにつき百分比をもって示すと次のような数値を得た。

◎国立学校運営費13カ年度百分比(%)

39—43年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等共通するものを除き比を採った。

総 表

区 分	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人件的経費	56.602	51.175	54.590	52.203	54.44	55.60	57.68	60.2	61.4	62.8	65.2	66.0	66.0
俸給手など	55.139	52.624	53.090	52.145	53.43	54.55	56.54	59.0	60.3	61.7	64.1	64.9	64.9
旅費	1.463	1.552	1.500	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物件的経費	32.780	35.241	34.318	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7	23.9	24.2
校費	31.323	33.530	32.560	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3	20.3	20.4
土地建物維持 修繕及新営費	1.457	1.710	1.758	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4	3.6	3.6
医療関係費	9.528	8.970	9.076	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7	8.2
その他	0.842	1.227	1.251	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6	0.7
特殊設備費	0.248	0.836	0.765	0.805	0.92	1.21	0.85	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9

出 予 算 13 力 年 度 表

(単位 千円)

一 般 会 計							
38 年 度	37 年 度	36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
57,862,656	56,862,659	46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138	26,934,769	24,472,735
15,496,030	15,496,030	12,902,948	10,299,020	8,520,740	7,756,565	7,119,242	1,302,012
6,627,537	6,627,537	5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040	2,799,992	2,578,107
13,209,414	13,209,414	7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349	2,994,395	2,269,735
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
2,471,227	2,472,227	2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420	723,852	701,148
—	—	—	—	—	—	—	—
94,666,864	94,666,864	73,796,660	58,810,789	49,335,076	44,035,512	40,652,250	36,323,737
2507,000	2,507,000	2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,040	1,222,000	1,152,000
191,000	191,000	191,000	160,000	166,000	110,000	110,000	70,000
18,916	18,916	18,101	6,062	6,602	6,380	6,715	6,383
103,709	103,709	76,620	56,020	50,500	39,600	24,000	0
33,750	33,750	29,705	21,151	18,582	17,805	15,000	0
6,440,929	6,440,929	5,466,897	4,798,495	4,624,606	4,445,254	4,297,736	4,271,748
9,295,304	9,295,304	7,976,323	6,861,129	6,405,795	6,061,079	5,666,117	5,499,861
103,962,168	103,962,168	81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591	46,318,367	41,823,598
298,532,811	298,523,311	241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275	145,765,627	130,534,838
2,480,959,228	2,480,959,228	1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502	1,137,464,880	1,034,694,520

補正予算が成立したものについては、補正後の予算を掲記したことによるからである。

◎各組織別運営費13力年度百分率

(1) 大学学校分

区 分	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	% 63.921	% 61.664	% 62.074	% 60.985	% 61.40	% 61.82	% 64.37	% 67.7	% 68.5	% 69.9	% 71.7	% 72.9	% 72.8
俸 給 手 当 等	62.133	59.811	60.280	59.758	61.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5	71.6	71.5
旅 費	1.788	1.851	1.794	1.227	1.11	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3
物 件 的 経 費	35.144	37.383	36.922	37.950	37.00	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4	26.3	26.3
校 舎 費	33.136	35.018	34.578	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.3	22.0	21.8
土 地 建 物 維 持 修 繕 及 新 営 費 等	2.008	2.365	2.343	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2	4.3	4.5
そ の 他	0.935	0.948	0.998	1.065	0.90	1.22	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9	0.8	0.9

(2) 大学附属病院の分

区 分	43年度	43年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	% 40.336	% 39.218	% 38.007	% 35.659	% 37.60	% 40.44	% 39.91	% 40.3	% 43.0	% 41.1	% 46.5	% 46.0	% 46.5
俸 給 手 当 等	40.101	38.937	37.753	35.445	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3	45.8	46.2
旅 費	0.235	0.281	0.252	0.214	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
物 件 的 経 費	14.255	15.349	14.810	14.614	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7	9.6	10.1
校 舎 費	14.020	15.056	14.313	13.697	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3	8.0	8.3
土 地 建 物 維 持 修 繕 及 新 営 費 等	0.235	1.958	0.492	1.417	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4	1.6	1.8
医 療 関 係 費	45.409	45.433	47.183	49.727	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8	44.4	43.4

(3) 附置研究所

区 分	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
人 件 的 経 費	37.995	32.592	34.547	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5	51.0	49.7
俸給手当など	36.199	30.649	32.727	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3	49.7	48.3
旅 費	1.796	1.943	1.820	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2	1.3	1.4
物 件 的 経 費	57.217	58.402	52.827	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	48.0	44.7	38.6	37.0	37.5
校 費	57.177	58.371	52.694	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	47.1	44.0	37.7	35.8	35.2
校 費	0.030	0.031	0.132	0.437	0.54	0.57	0.49	0.9	0.9	0.7	0.9	1.2	2.3
土地建物維持修繕及新営費等	2.080	5.389	5.288	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7
その他	2.708	3.617	7.338	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	7.3	10.1	10.1	11.1	12.1
特 殊 設 備 費													

前表によって最近13カ年度間における国立学校運営に関する経費の推移を総表および3組織の国立学校、病院、研究所を通じての表について見ると、人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なく保合であるかの状態を示している。物件的経費の校費においては僅かながらも比率が年々上昇している。時に減少率を示しているのは節減があった年である。これは経常的経費の基幹をなす校費の積算単価を年々引上げ改訂するの結果に外ならないと考えられる。教育研究の基礎原資である経費の堅実化を表はしているものでもあろう。しかもこれらの健全な傾向は大学の数の少ない昔時において人件費物件費が半々と平衡を保っておったように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原理原則がある訳ではない。昔時はその平衡の上に大学が運営されていたという史実によってその判断に到達するのである。大学の数が少ない時代であった昭和の初め帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的少なかったことからして、半々という事実が常道であったと見ることは強ち妥当を欠くものであるとは考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更意識して編成したものでないことは、当時の

予算編成の経過を追憶しても昇格大学（東京商科大学、官立医科大学）の講座当經常費予算が大体人件費物件費が半々ということで組まれたことが唯一の寄りどころであるのと、大学の全予算において自然に人件的経費と物件的経費との割合が結果的に半々となったのに過ぎないことであろう。多年に亘って左様な姿であったことからすれば、その姿が原則的なものとして進められ伝承されたものと考えらるべきであろう。

要は人件費物件費が平衡であるということは歴史的の事実を基礎としての意味ではあるまいか。

大学における研究費がきわめて不足であるとの情態もここ数年度間において多少緩和されるに至ったが研究資材の値上りと所要の資材が複雑高度化のため、実際問題として予算が増加しても使用面に於ては窮屈になっているのが実情である。而も急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではない。莫然と巷間たえられるのは人の経費に即応する物の経費がバランスしていないということにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事項のみに限らず過去に設けられた事項についても新基準を適用してすっきりした計算を行い大改造すべきではあるまいか。古いものはむしろ

予想されないような費用を多額に必要とすることが実情であるといえよう。この計算改造は一般会計より特別会計に繰入るる財源を明確化し特別会計財政の安定性恒久性の確保に役立つ重要な因子であろう。現在のように所管省と財務担当省との合意による基準でも運営上は支障のないことではあるが、時々の情勢によって変動する可能性のある方法によらずにすむように、基準の法制化を建てることは不可能ではあるまいと思うが如何なるものであろうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難なことであろうが学問研究、教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保に関する条項を国立学校特別会計法中に設けることについて十分に検討の要があるであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計法の中にとりいれることは国立学校財政上緊要なことである。

昭和24年学制改革に際しても国立学校の財政については確固たる見透しもなく教育制度改革のみが先行した。免角金のこととなると必要な事柄と理解しながらも棚上されて莫然となるのが日本の世情である。昭和39年度から国立学校に対しその特殊性が漸く認められて特別会計となり特別会計法の制定となった。

経常費財源の確保については法の上においては一般会計より繰入るとだけあって、財源は予算に定むるだけの政府支出金であるため進行上の行政措置は全く制定以前と何等変るところがない。政府より交付する支出金が法の上に明文化されてこそ特殊特別会計の意義と独立性が鮮明されるものであろう。

次に13ヶ年度間における予算の対照上国立学校職員及び学生生徒数を次表として掲記する。昭和43年度職員定員は予算上のものである（法未公布のため）

◎13カ年度間における国立学校職員数及び学生生徒数調

(単位 人)

区 分	43年度	42年度	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
指 定 職	236	217	195	179	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行 政 職	46,488	45,573	43,376	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921	27,636	27,670
役 付 職 員	6,200	6,021	5,750	5,557	5,239	5,019	4,775	4,634	4,523	4,429	4,369	4,525	4,357
技 術、一 般 職 員	25,809	24,944	23,495	22,523	21,560	20,534	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442	33,111	23,313
技 能 労 務 職 員	14,474	14,608	14,313	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,725	10,110		
海 事 職													
船 舶 職 員	339	335	297	311	310	302	289	251	247	240	234	226	225
教 育 職	46,805	45,198	42,364	40,050	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694	29,951	29,571
大 学 長	1	1	1	1	78	77	77	75	74	73	72	72	72
大学研究所教官等	39,952	38,660	36,334	34,568	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954	26,233	25,878
附属学校等教官	4,585	4,505	4,354	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668	3,646	3,621
高等専門学校教官	2,267	2,032	1,675	1,318	898	460	158	—	—	—	—	—	—
医 療 職	10,408	10,240	8,951	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828	4,094	4,080
医 療 技 術 関 係	5,666	1,640	1,450	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837		
薬 剤 師 関 係	5,242	542	469	469	467	439	439	394	394	371	368		
看 護 婦 関 係	8,200	8,058	7,032	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620	3,968	3,954
合 計	104,276	101,563	95,183	91,276	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,503	63,677	61,907	61,546
学 生 生 徒 数	409,590	404,940	400,836	377,211	342,868	355,299	327,883	313,153	315,595	306,641	300,402	301,379	299,848

次に昭和39年度から施行された国立学校特別会計法以前8カ年度間における国立学校関係歳入予算につき次表を掲記する。

◎国立学校関係歳入予算（一般会計文部省主管）

（単位 千円）

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業料検定料及入学料	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,539	1,694,402
寄宿料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956
病院収入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	2,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役務収入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	42,536	33,589
雑入など	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,733	56,556
	881,781	735,577	670,507	545,518	486,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄付金収入	306,500	6,500	6,780	2,555	2,239	680	6,240	290
合 計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,622

◎大学学部学校院研究所等の数調

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
国立学校設置法（昭和24年法律第150号によるもの）									
大 学	学 3条1項	74	—	—	—	—	—	—	—
学 部	同上	278	62	125	31	54	2	4	—
教 養 部	3条2項	29	—	—	—	—	29	—	—
大 学 院	3条の2, 1項	66	—	—	—	—	—	—	—
研 究 科	政令（昭28, 51号）	166	46	93	25	2	—	—	—
短 期 大 学	3条の3	25	11	13	1	—	—	—	—
独 立 設 校	同1項	1	1	—	—	—	—	—	—
併 設	同2項	24	10	13	1	—	—	—	—
附 置 研 究 所	4条	71	11	42	18	—	—	—	—
固 有	同1項	59	10	32	17	—	—	—	—
共 同 利 用	同2項	12	1	10	1	—	—	—	—
高 等 専 門 学 校	7条の2	49	0	(49)	0	—	—	—	49
高 等 学 校	8条								
電 波		3	—	(3)	—	—	—	—	3
附 属 学 校		233	—	—	—	—	—	—	233
小 中 高 等 学 校		76	—	—	—	—	—	—	76
普 通 学 校		80	—	—	—	—	—	—	80
工 業 学 校		21	—	—	—	—	—	—	21
農 業 学 校		13	—	—	—	—	—	—	13
商 業 学 校		1	—	(1)	—	—	—	—	1
音 楽 学 校		1	—	(1)	—	—	—	—	1
商 船 学 校		1	(1)	—	—	—	—	—	1
盲 聾 養 護 学 校		5	—	(5)	—	—	—	—	5
幼 稚 学 校		1	—	—	—	—	—	—	1
園 校		2	—	—	—	—	—	—	2
園 校		10	—	—	—	—	—	—	10
園 校		43	—	—	—	—	—	—	43
教 育 施 設	5条	168	3	130	35	—	—	—	—
病 院		35	—	—	35	—	—	—	—
学 部 附 属	省令14条1項	29	—	—	29	—	—	—	—
研 究 所 附 属	省令16条1項別表5	6	—	—	6	—	—	—	—
教 育 施 設	省令29条別表6	133	3	130	—	—	—	—	—
臨 海 実 験 所		16	—	16	—	—	—	—	—
臨 湖 実 験 所		3	—	3	—	—	—	—	—
牧 場		2	—	2	—	—	—	—	—
農 場		33	—	33	—	—	—	—	—
亜 熱 帯 植 物 試 験 地		1	—	1	—	—	—	—	—

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
演習林		22	—	22	—	—	—	—	—
植物園		3	—	3	—	—	—	—	—
菓草園		1	—	1	—	—	—	—	—
家畜病院		10	—	10	—	—	—	—	—
水産実験所		4	—	4	—	—	—	—	—
実験実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
地震観測所		7	—	7	—	—	—	—	—
地磁気観測所		3	—	3	—	—	—	—	—
超高層大気光観測所		1	—	1	—	—	—	—	—
園芸実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
海洋生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
菅平生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
地殻変動観測所 (能代大山)		2	—	2	—	—	—	—	—
志賀自然教育研究室		1	—	1	—	—	—	—	—
七飯養魚実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
総合資料研究館		1	—	1	—	—	—	—	—
工学機器研究センター		1	—	1	—	—	—	—	—
原子炉共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
工作センター		1	—	1	—	—	—	—	—
低温センター		1	—	1	—	—	—	—	—
生物環境調節センター		1	—	1	—	—	—	—	—
計算機センター		5	—	5	—	—	—	—	—
放射線育種共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
鉱業博物館		1	—	1	—	—	—	—	—
アメリカ研究資料センター		1	1	—	—	—	—	—	—
奈良研究室		1	1	—	—	—	—	—	—
史料館		1	1	—	—	—	—	—	—
練習船		8	—	8	—	—	—	—	—
研究施設	5条	146	18	87	41	—	—	—	—
学部附属	省令20条別表6	111	15	57	39	—	—	—	—
研究所附属	省令20条別表7	35	3	30	2	—	—	—	—
学校教育法（昭和22年法律第26号によるもの）									
大学学部専攻科	57条	139	58	81	—	—	—	—	—
同別科	57条	11	1	10	—	—	—	—	—
各種学校	33条1項								
看護学校	文部・厚生省令指定規則 (昭和26年1号)	22	—	—	(2)	—	—	—	22
助産婦学校	同上	18	—	—	(18)	—	—	—	18
保健婦学校	同上	1	—	—	(1)	—	—	—	1
診療エックス線技師学校	文部・厚生省令同（昭和36年4号）	19	—	—	(19)	—	—	—	19
衛生検査技師学校	同（昭和33年3号）	16	—	—	(16)	—	—	—	16
歯科衛生師学校	同（昭和25年1号）	1	—	—	(1)	—	—	—	1
歯科技工士学校	厚生省令（昭和31年3号）	2	—	—	(2)	—	—	—	2
特別教育教員養成課程		73	—	—	—	—	—	—	—
国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号によるもの）									
国立工業教員養成所		9	—	—	—	9	—	—	—
国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号によるもの）									
国立養護教諭養成所	2条	8	—	—	—	8	—	—	—



# E 資 料

## 1. 最近の学生運動に関する 意見

(43. 2. 9)

国立大学協会第3常置委員会

最近、一部の学生が羽田、佐世保などにおいて、くりかえし過激な暴力的行動に出たが、いかなる場合においても暴力は許されえないことである。その目的のいかんにかかわらず、それを達成するために暴力を用いることを容認してはならない。学生自身が計画的に大学の規律をあえてふみにじってかえりみないのだとするなら、自らの手で大学の自治を掘り崩し、大学の存立を危からしめるものである。

勿論、このような事態をひきおこすにいたった原因については、種々複雑な要素が考えられる。国の内外における政治・経済・思想・文化などの諸要因が背景になっていることは明らかであり、これは大学の力のみによっては、容易に解決しうる問題ではない。

しかしながら、社会のはげしい非難を招くようななかかる学生を出したという事実は、それらの学生を教育し指導すべき立場にある大学としてその責めを深く痛感している。従来の教育や指導の在り方に欠けるところはなかったか、間違いはなかったか、この際大学自ら謙虚な態度で反省するとともに、学生指導に関する大学の具体的な態度を明らかにしなければならない。

以上の趣旨により、差し当たり当面する問題について、ここに意見の概要を述べる。

### 1. 全学一体となって学生指導についての姿勢を正すこと。

学生の指導は、学長をはじめとして、全学の教職員が一体となってこれに当たらなければならない。全学の教職員はすべてそれぞれの立場において学生指導の責任を負うものである。

なかでも特に、教官の責任は重大である。学問研究と学生教育の直接の責任者は教官だからである。教官のすべてが、学生指導の問題を真剣に考え、学生指導の在り方について全学的な意志統一をはかり、積極的に学生指導に当たらなければならない。全教官は、あらゆる機会をとらえて学生との接触をはかり、話し合いの場をひろげることによって、相互理解に努めなければならない。そうした相互理解を深めつつ、すべての教官は、学生問題について常に全学的に統一された方針の下に行動することが必要である。

### 2. 大学における教育内容を充実しその体制の改善をはかること。

大学は学問研究と教育の場である。大学は常に学問研究の発展と教育内容の充実とこれに対応する体制の整備と改善に努めなければならない。それが行なわれてこそ、学生は学問に対する魅力と情熱を感得することができるのである。このことは、特に、一般教育課程の学生に対して必要である。大学に入ったばかりの学生に、学問に対する興味と関心をいだけせ、問題に対して主体的に取り組む思

考態度を修得させるためには、一般教育をより充実した魅力あるものにならなければならない。

そのために大学は、新入学生を強く学問に結びつけるような一般教育課程の在り方を検討し、早急にこれを改善する必要がある。

### 3. 学園の秩序保持に努力すべきこと。

大学がその本来の研究と教育の機能を有効に発揮するためには、学園らしい秩序が保持されなければならない。そのためには、大学は学生をして学内の規則と慣行とを遵守させるように指導しなければならない。すなわち、学内規則は、大学が自らの自治を守るための自主規制なのであるから、大学は常に、それらのものの遵守が、なぜ大学の存立にとって必要であるのかを学生に説明し、学内規則の軽視と規律の無視とは、やがて大学の自治を自ら放棄する途に通じていることを深く反省せしめるべきである。また、大学管理に責任をもつ機関は、規則の違反や暴力によるその蹂躪を看過することなく、直ちに適切な措置を講ずる必要がある。

不幸にして、処分という形で学生の行動を反省させる必要があると判断される場合には、それを回避してはならない。処分もまた教育的効果をもつことを想わなければならない。処分しないことによって教育的効果があると考えることは許されない。処分はあくまで教育的観点に基づいて行なわなければならないことは勿論であるが、特に、学外における行動が処分の対象になる場合には、その事実が確認された後、その行動が学生の本分に反するかどうかを慎重に検討し、教育指導の観点から処分の可否を決定すべきであろう。

次に、大学における秩序の破壊は、できるだけ大学自身の手でその回復に努力すべきであり、警官の導入によって秩序が回復されるものと安易に考えるべきではない。しかしながら、大学は治外法権の場ではない。不幸にして学園の秩序が暴力的行動によって破壊され、大学自身の力では秩序を保持することが全く不可能となったときには、大学は暴力を物理的に排除する力を持っていないので、学園の平和と秩序を回復するために、警官を導入することもやむをえないがその場合大学の要請に基づくものであることが必要である。さらに、その導入が大学の本質をおかさないうよう万全の措置をとらなければならない。

また、学園の秩序を保持するためには、学園の政治的中立性を堅持しなければならない。そのためには、学内に政治的・党派的紛争を持ち込むようなことがあってはならない。学生が政治問題について研究討議することは自由であるが、学内に政治を持ち込み学園を政治的闘争の拠点にすることは許されない。それは、本来政治的に中立であるべき大学の存立そのものを危くするからである。大学は、学生運動の限界を明示し、誤りのないよう慎重に指導する必要があるとともに、この点について、特に、全教職員の一一致した姿勢が必要である。

## 2. 国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見

43 科技会第 32 号  
昭和43年 3 月 27 日

内閣総理大臣

佐藤栄作 殿

科学技術会議議長

佐藤栄作

本会議は、さきに、諮問第1号「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」および諮問第3号「国立試験研究機関を刷新充実するための方策について」に対して答申し、さらに「科学技術振興の総合的基本方策に関する意見」を提出したが、近年、国として推進すべき総合的組織的研究がその重要性を増してきたことにかんがみ、それを効率的に推進するための国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策について調査検討を行ない、別添のとおり成案を得たので、科学技術会議設置法第2条第2項の規定により、これを意見として提出する。

国として推進すべき研究に関する国公立試験研究機関・大学・産業界等の連携方策に関する意見

序

近年、わが国の経済・社会の発展を図るために、国が主体となって研究開発を進めるべき課題が増加しているが、一方、研究活動自体の動向として高度化、専門化、大型化の傾向が強まっているため、多数の異なった機関の協力の下に研究開発を実施していかなければならない場合が多くなってきている。このような研究開発を効率的に進めていくには、関係各機関—国公立試験研究機関・大学・産業界等—の有機的な連携のもとに、総合的組織的に研究活動を実施していくことがとくに重要である。

このような情勢から、科学技術会議においては、国が主体となって各機関の連携のもとに推進されるべき総合的組織的な研究開発（以下

「総合的組織的研究という。）が円滑かつ効果的に実施されるよう、連携体制のあり方および研究推進のための諸方策について調査検討を行ない、ここに意見としてとりまとめた。

なお、今回の調査検討にあたっては、担当行政省庁において当該研究開発を推進すべきことが決定され、その研究開発の到達目標および規模、研究分担等研究推進のための計画の大綱が明らかにされている課題についての実施段階における連携方策を主たる検討の対象事項とした。

第1章 連携の体制

「総合的組織的研究」は、通常、その研究内容が広範多岐にわたり、参加する研究機関の数も多く、かつ多額の研究費を要するので、担当行政省庁は、所期の研究目標を効率的に達成させるため、研究課題ごとに原則として次のような連携のための体制をつくる必要がある。

すなわち、「総合的組織的研究」の実施にあたっては、実施機関相互における連携上の諸問題について緊密に連絡調整させるため、実施機関等による連絡調整組織（ここでは「研究推進会議」と呼称する。）を設けるべきである。また、「総合的組織的研究」の評価にあたっては、研究の進展について客観的な判断により総合的な研究評価を実施させるため、第三者による評価組織（ここでは「評価会議」と呼称する。）を設けるべきである。

1. 研究推進会議

研究推進会議は、関係各機関の研究実施の責任者によって構成し、必要に応じて学識経験者を参加させることができるものとする。会議の長には、当該研究の実施上重

要な役割を受持つ機関の研究実施の責任者のうちから選ばれることが望ましい。

研究推進会議は、研究の目標、段階、期間等の実施計画の検討と実施にあたっての諸問題について緊密な連絡調整を行なうとともにあい路打開に努め、必要に応じて担当行政省庁に対し、研究経費の運用、研究者の流動、研究の進展度等の調整に関する意見を提出するものとする。

担当行政省庁は、その意見を十分に尊重して、当該研究の効率の実施に支障が生じないように努めなければならない。

また、研究推進会議には、研究者相互間の情報交流が円滑に行なわれるよう、必要に応じて分科会、連絡会等を設置するものとする。

## 2. 評価会議

評価会議は、研究実施について第三者的立場にある研究者、研究成果の利用者等の学識経験者によって構成するものとする。

評価会議は、研究の進行状況、成果等について調査を行ない、適時、客観的な研究評価を実施し、必要に応じて担当行政省庁に対し、研究の継続・拡大・中止等に関する意見を提出するものとする。

担当行政省庁は、その意見を十分に尊重して、所要の措置を講じなければならない。

また、評価会議は、必要に応じて研究推進会議に対して助言することができるものとする。

## 第2章 研究推進の諸方策

「総合的組織的研究」の実施にあたっては、第1章にのべた連携の体制以外の問題と

して、研究費、研究者、研究施設・設備、研究成果について次のような諸方策を講ずる必要がある。

### 1. 研究費の運用

「総合的組織的研究」の実施にあたっては、その長期的研究計画に見合って研究が円滑に遂行されるよう、研究費について配慮されなければならない。

また、一般に研究活動は不測性が高いため、研究費については弾力的な取扱いが必要であるが、とくに、「総合的組織的研究」の実施にあたって、担当行政省庁は全体計画に不均衡を生じないように、研究費の弾力的な支出について措置する必要がある。

さらに、「総合的組織的研究」を効率的に実施するためには、委託制度の十分な活用が望ましいので、委託費の算出や委託事務手続の改善について配慮するとともに、適正利潤を折込んだ委託のあり方についても検討する必要がある。

### 2. 研究者の流動

「総合的組織的研究」の実施にあたって、研究内容に応じて必要とされる研究者を他の研究機関に一定期間移動させ、当該研究に直接参加させることが研究遂行上不可欠な場合がしばしばある。このため、各種研究機関の研究者を流動させる制度の一層の充実を図るとともに、流動する研究者および研究者を派遣する研究機関が、不利益をこうむることのないように配慮されなければならない。

なお、必要があれば併任、兼職等により人材の効率的活用を図ることが望ましい。

### 3. 研究施設・設備の整備

「総合的組織的研究」の実施にあたって

は、関係各機関の施設・設備がその研究計画に即して充実されなければならないことはもとより、関係各機関の研究設備を提供しあって同一場所で共同研究を行なう必要がしばしば生じてくるので、そのための場について整備されるようにしなければならない。

また、「総合的組織的研究」の実施において、大規模な計算、分析等のサービスを要請される場合が多くなるが、これら进行处理する機能は各々の機関に附属させるよりも、大型の共同利用施設として活用される方が効率的であるので、電子計算機、精密分析装置等を備えた共同利用施設の整備について考慮する必要がある。なお、例えば系統的な試験検査を必要とする農薬、医薬等の分野においては、権威ある試験検定セ

ンター等の整備充実が要望されている。

#### 4. 研究成果の活用等

「総合的組織的研究」を実施した結果得られた研究成果については、その有効な活用がなされるような措置がとられなければならない。すなわち、研究成果の普及にあたっては、関係の工業所有権、ノウハウ等を一体化して普及できるような措置が講じられる必要があり、得られた研究論文等はできるだけ公表されることが望ましい。

また、協力機関に対する実施権設定および実施料算定にあたっては、協力機関の研究成果に対する貢献度、当該研究を実施する以前の技術蓄積等を考慮して、事例ごとに実態に即した優遇措置を講ずる必要がある。

# F そ の 他

## 1. 学長・役員等の異動について

会報第39号報告以降、学長・役員等の異動は次のとおりである。

### (1) 学長交替

大学名	旧	新
島根大学	水野 敏雄	梶田 茂
福岡教育大学	玖村 敏雄	藤吉 利男
東京医科歯科大学	岡田 正弘 (事務取扱)	太田 敬三
室蘭工業大学	沢 茂夫	阿部 与
千葉大学	谷川 久治	川喜田愛郎

(注) 滋賀大学 森川光郎教授が学長事務代理に発令された。

### (2) 学長新任

大学名	新
九州芸術工科大学	小池 新二

### (3) 役員の変替

役職名	旧	新
新4常置委員長	岡田 正弘 (東京医歯大)	福田 邦三 (山梨大)
第7常置委員長	玖村 敏雄 (福岡教育大)	鎌田 正宣 (東京学芸大)

### (4) 委員更迭

#### 1) 科学技術行政特別委員会

(退任) 玖村福岡教育大  
(後任) 妻木九州工業大

#### 2) 医学教育に関する特別委員会

(退任) 岡田東京医歯大  
(後任) 太田東京医歯大  
各学長(4月18日理事会)

## 2. 玖村前福岡教育大学長の弔慰について

昭和43年2月28日玖村前福岡教育大学長の大学葬に際し、国立大学協会より、会長弔辞および花輪を献じ弔意を表した。

## 3. 罹災大学に対する災害見舞について

a) 昭和43年5月2日東京工業大学の学寮火災につき、会長から同大学学長宛見舞電報を送った。

b) 5月16日十勝沖地震の発生に際し、下記大学学長宛会長より見舞の電報を発送した。

北海道大学、北海道教育大学  
室蘭工業大学、小樽商科大学  
帯広畜産大学、北見工業大学  
弘前大学、岩手大学

## 4. 大学設置審議会委員候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会委員のうち、小川東京外国語大学学長、渡辺静岡大学学長の任期が満了したので、文部省より、後任として倍数の候補者を推薦するよう申越しがあつた。よつて、昭和43年4月18日開催の理事会に諮り、次の4氏を推薦した。

東京外国語大学学長 小川 芳 男  
静岡大学学長 渡 辺 寧  
お茶の水女子大学学長 藤 田 健 治

東京農工大学長 近藤 頼己  
(順不同)

## 5. 第95回電波監理審議会聴聞の開催について

郵政省電波監理審議会から、電波法第99条の12の規定により、郵政省令の改正に関する聴聞を開催するに際し、当協会をこの事案の利害関係人として、出席方通知があったので、電気通信大学長に、当協会を代表して、然るべき方を代理人として派遣されるよう依頼したが、下記の通り、報告があった。

記

### 1. 出席者

電気通信大学助教授(電波通信学科)  
笹子道雄  
電気通信大学講師(共通講座)  
宮坂武芳

### 2. 事案

無線従事者国家試験及び免許規則の一部を改正する省令案(昭和43年4月1日官報掲載)

### 3. 聴聞の期日に陳述した意見の要旨

今回の省令改正案は、大体において妥当適切であると考えられるので、国立大学協会としては、特に意見は無く、賛成であるが、要望として、次の諸点を陳述した。

「本改正案の趣旨を拡張し、認定学校の卒業者に対する国家試験の免除を御検討願いたい。」

理由

(1) 近年、無線従事者教育界において、認定された各学校の施設、その他の教育内容は、非常に充実して来ており、その課程を修得した者に国家試験を免除しても、電波界に対する実害を及ぼすおそれは無いもの

と考えられる。

(2) この措置は、本改正案の趣旨に沿うこととなると思われる。

(なお、全免に至る過渡的の措置として、卒業後、一定の実習期間経過後、資格を付与する等の制度も考えられる。)

準備書面に付言して、学校教育と無線従事者の資格を得るための関係付けを更に具体的に、国家試験を全面的に免除出来るように考慮していただきたい。という趣旨を要望した。

以上のように陳述したが、郵政省の答としては、問題の性質上、確答は得られなかった。

しかし、陳述の趣旨については、了承を得られたものと了解される。

## 6. 寄贈図書

大学要覧(山梨, 大阪)ほか全国立大学より学内規則、学内広報等最新の資料の寄贈を受けた。(今後発行の場合も寄贈を煩わしい。)

保健シリーズ(第14集) 広島大  
I D E 大学教育国際資料3 民主教育協会  
Scholarly Books in America (October. 67)  
Universitas 1967 No. 1 (January. 68)

アメリカ文化センター  
就職と企業 近代医学社  
昭和42年度「能研テスト」学力テスト問題のねらいと正答. 研究紀要1 能力開発研究所  
外国教育事情調査委員会報告書(大学時報  
特集号) 日本私大連盟  
学生生活実態調査報告書 東京大  
中国四国地区大学一般教育研究会議事録  
徳島大  
第2回学生生活実態調査報告 奈良女子大

教育学部紀要 第13集

九州大

明治百年記念論文集

日本ユネスコ協会連盟

学生運動に対する見解

日本私大連盟

学位論文 第8集

徳島大

学歴別にみた“生涯賃金”格差の変化に関

八戸工業専門学校紀要第2号

八戸工専

する一試算(労働統計調査月報) 労働省

Japanese Universities and Colleges

婦人の現状(昭和43年版)

労働省

大学基準協会

## 窓

### 狭くなったキャンパス

「都ぞ弥生の雲紫に……」は、広く人々に親しまれ愛唱されてきた寮歌である。北大では、卒業式入学式の際、いつもプロローグとして演奏される。この明治45年寮歌の1章2章が最もポピュラーであるが、特に、第4章がよいとされている。「牧場の若草かげろう燃えて、森には桂の新緑きざし、雲ゆくひばりに延令草の、ましろの花影さゆらぎて立つ、今こそ溢れぬ清和の光、小河のほとりをさまよい行けば、美しからずや咲く水芭蕉、春の日のこの北国の幸多し」と明治のよき風物詩を詠歌している。

しかし、今やキャンパスのどこへ行っても、かげろうは燃えていない。延令草の花影もなければ咲く水芭蕉も見られない。札幌市の膨張と大学自体の巨大化は、かつては詩情ゆたかな構内の水をからし、スモッグの巷としてしまった。憧れてきた新入生には誠に気の毒の限りである。明治から大正の初期にかけては、寮の2階に立てば、石狩の曠野のかなたに手稻のいただきが見渡され、この寮歌どおりの学園風景だったそうである。この寮のあった所に低温科学研究所が建てられたのが昭和17年である。このあたりエルクの巨木が立ちならび、それにふさわしい建物として親しまれてきたが、法学・文学・経済・教育の人文系4学部の新営工事が進むにつれ、この一種独特の様式をもつ建物はやがて取りこわされ、キャンパス北端の第2農場の中に新築された4階建白聖館に移転した。

このあたり、羊群こそ見られなくなつたが、80頭近くの乳牛が放牧されているし、明治初年マサチューセッツ農科大学に範をとったといわれるクラーク博士ゆかりの模範畜舎が、古雅なたたずまいを見せている。このモデル・バーンも以前は南北戦争直後のデコレーション様式を備えていたといわれるが、今や老残の姿もいたましい。北大としては、永久保存すべき建物にちがいないが、研究施設の拡充整備が進められるにつれ、移築ということにもなりかねない。札幌オリンピックの開催に伴って、パイパスのコースもキャンパスに影響するし、周辺の著しい都市化につれ、農場や牧場も今のままキャンパス内に留まれるかどうか時間の問題であらう。

かくて、随一の広さを誇ってきた北大キャンパスも今や狭くなったというほかない。

(北海道大学事務局長 富安 虎太)